



法化の相互作用による国際規律の発展
—衛生植物検疫措置を例にして—

前原 寛年

政策研究大学院大学
博士（政策研究）

2024年3月

要 旨

本論文は、国家はどのような場合に自らの主権の一部をなす規制権限を制約する法化を受け入れるのかを明らかにするため、国内の人や動植物の生命・健康を守るための措置である衛生植物検疫措置（SPS 措置）に焦点をあてて、SPS 措置を規律する複数の国際規律の相互作用にも留意しつつ、TPP 等の近年の経済連携協定において設けられている SPS 措置に制約を加える規定を各国が受け入れた要因について解明を試みるものである。また、この考察を通じ、外生的な要因によって規制権限に実質的な制約がもたらされた結果、国際規律において新たな発展が生じるのであれば、それが、どのような経路を通じて実現するのかという点について、SPS 措置に関する考察を通じ、一定の着想を得ることを試みるものである。

第 1 章では、国際レジームに関する先行研究、法化モデルに関する先行研究、WTO 体制下における規制権限と国際規律との関係に焦点をあてた先行研究について概観を行った。その上で、分析視角として、本論文においては、WTO の紛争解決処理、国際基準、SPS 委員会のガイドライン、経済連携協定をとりあげ、それぞれの局面における各国（特に、米国、欧州及び日本）の発言等の検討を通じ、その当時における各国の意図を探ることで、なぜ、SPS 措置に関する分野において法化が進展してきたのかを探るという点を提示した。

第 2 章では、SPS 措置に関する領域において各国の規制権限に影響を与えた可能性にある各局面（WTO 紛争解決処理機関が提示した解釈、国際基準及び WTO・SPS 委員会におけるガイドライン並びに経済連携協定）のうち、WTO の紛争解決処理は他の紛争においても参照される中で実質的に当時国以外の国にも影響を与えてきたこと、任意のものとして策定される国際基準及び SPS 委員会のガイドラインも実質的に各国の SPS 措置に影響を与えてきたこと、経済連携協定も国際約束として各国を拘束することを示し、これらの各局面における法化の進展の有無について確認を行った。

第 3 章では、紛争解決処理機関が SPS 協定の解釈を提示する中、各国の認識がどのように変容したかを確認するため、過去、紛争解決の場で主要な争点となった事項（SPS 措置と科学、国際基準との関係、適切な保護の水準と当該水準を達成するための措置）を対象として、各国の紛争解決処理における主張を確認した。その結果、各国の主張内容の変容があったことを確認したが、特に、欧州、日本については、自らが実質的に敗北した紛争において提示された解釈を後の紛争で自らの主張を行う際に参照するなど、紛争解決処理によって提示された解釈を一定の規範としても受容していることを提示した。

第 4 章では、任意のものとして策定されている国際基準及び SPS 委員会のガイドラインを対象として、WTO 紛争解決処理機関で提示された解釈がこれらの策定活動に与えてい

る影響の有無を確認した。まず、国際基準設定機関のうちコーデックス委員会については、同委員会における各種計画（中期計画、戦略計画等）の策定過程をみることで、EC・ホルモン事件で提示された解釈が国際基準の法的な位置づけを明確化した結果、その新たな位置づけを前提として各国が国際基準設定機関における活動に望むようになったことを提示した。また、SPS 委員会におけるガイドラインの策定についても、紛争解決処理で提示された解釈を参照することで、その影響を受けていることを提示した。

第 5 章では、SPS 措置に関する規定が置かれている大型経済連携協定として TPP、日欧 EPA 及び USMCA をとりあげ、これらの経済連携協定では、国際基準等、SPS 委員会のガイドラインを考慮する義務が複数の箇所に置かれており、経済連携協定に合意した国は国際基準等、SPS 委員会による法化を肯定的にとらえており、その結果として、経済連携協定においても積極的に取り込まれていることを提示した。

第 6 章では、これまでの議論を踏まえ、紛争解決処理機関による解釈、国際基準及び SPS 委員会におけるガイドラインは個別に法化の進展をもたらしてきたこと、そして、それぞれが参照等を行い相互に作用することで、各国の SPS 措置を実質的に規律してきたことを提示した。さらに、その背景に、時間の経過につれて、国際基準などの既存の枠組を活用することによる便益が、他制度に転換するためのコストと比べ大きくなる収穫逦増があることを指摘し、経済連携協定における SPS 章の規定は、各国が実質的に受け入れてきたこれらの運用上の規律を明文化したものであることを提示した。さらに、この SPS 措置の国際規律に関する事例から、条約等の形式が与えられなくても、実質的な義務の程度が強化された国際規律が出現した場合には、新たな国際規律は自律的に強化され、条件が整った段階で、法的拘束力を有する条約として結実することにもなり得ると提示した。

最後に、政策的含意として、

- ・ 国際基準、ガイドラインといった法的拘束力のない取り決めであっても、これらの法的な位置づけが変化する可能性があることを踏まえれば、交渉のための体制の強化が必要であること、
- ・ 交渉上、不利な立場に陥ることを回避するためにも国際的な議論に貢献し、国際機関の議長等の役割を積極的に果たすべきであること、
- ・ 紛争解決処理では各国の意見に一定の考慮がなされている可能性が否定できない中、自らの考えを紛争解決処理の場において明確に発信し、他国の SPS 措置に関する紛争解決処理への対応について情報を得るためにも、積極的な WTO 紛争解決処理における第三国参加が重要であること、

について指摘を行った。

目次（表及び図を含む）

第1章 理論的枠組.....	1
1-1 問題意識.....	1
1-2 関連する先行研究.....	6
1-2-1 国際レジーム、国際関係論に関する先行研究.....	6
1-2-2 法化に関する研究.....	9
1-2-3 政策の変容に着目した研究.....	11
1-2-4 国際規律と規制権限との関係に焦点を当てた研究.....	13
1-2-5 先行研究に関する小括.....	17
1-3 本論文の分析視角及び構成.....	18
1-3-1 分析視角.....	18
1-3-2 構成.....	18
第2章 規制権限における法化の各局面.....	20
2-1 WTO 紛争解決処理.....	20
2-1-1 SPS 措置と科学との関係について.....	21
2-1-2 SPS 措置と国際基準との調和について.....	24
2-1-3 適切な保護の水準とそれに基づく措置について.....	25
2-1-4 紛争解決処理がもたらす法化.....	28
2-2 国際基準及び WTO・SPS 委員会におけるガイドライン.....	29
2-2-1 国際基準等.....	29
2-2-2 コーデックス委員会.....	30
2-2-3 OIE.....	33
2-2-4 IPPC.....	34
2-2-5 国際基準等全般に係る評価.....	35
2-2-6 SPS 委員会のガイドライン.....	35
2-3 経済連携協定.....	37
2-4 規制権限における法化の進展.....	38
第3章 各国による WTO・紛争解決処理機関の解釈の受容.....	40
3-1 SPS 協定上の権利・義務に関する各国の考え.....	40
3-2 紛争解決処理手続における各国の主張.....	42
3-2-1 SPS 措置と科学との関係について.....	42
3-2-2 SPS 措置と国際基準の関係について.....	48
3-2-3 適切な保護の水準の設定及び当該水準を達成するための措置について.....	50

3-3	WTO・紛争解決処理機関による解釈の受容	55
第4章	国際基準とWTO・SPS委員会におけるガイドライン	58
4-1	コーデックス委員会における国際基準の策定	58
4-1-1	1993年から1998年の中期計画に向けた検討	61
4-1-2	1998年から2002年の中期計画に向けた検討	65
4-1-3	2003年から2007年の中期計画に向けた検討	68
4-1-4	2008年から2013年の戦略計画に向けた検討	71
4-1-5	2014年から2019年の戦略計画	74
4-1-6	コーデックス委員会に関する小括	76
4-2	SPS委員会におけるガイドライン	78
4-2-1	同等性ガイドライン	79
4-2-2	ALOPガイドライン	81
4-2-3	地域主義ガイドライン	84
4-2-4	通報ガイドライン	87
4-2-6	SPS委員会ガイドラインに関する小括	90
4-3	各国の国際基準とSPS委員会におけるガイドライン	90
第5章	経済連携協定	92
5-1	TPP	92
5-1-1	TPP協定・SPS章の構成	93
5-1-2	TPP協定・SPS章の特徴	94
5-1-3	TPP・SPS章に関する小括	99
5-2	日欧EPA	100
5-2-1	日欧EPA・SPS章の構成	101
5-2-2	日欧EPA・SPS章の特徴	101
5-2-3	日欧EPA・SPS章に関する小括	103
5-3	USMCA	103
5-3-1	USMCA・SPS章の構成	104
5-3-2	USMCA・SPS章の特徴	104
5-3-3	USMCA・SPS章に関する小括	106
5-4	TPP以後のEPAと国際基準等、SPS委員会のガイドラインとの関係について	106
第6章	結論 SPS分野における法化の要因	108
6-1	紛争解決処理、国際基準及びSPS委員会のガイドラインによる法化	108
6-2	法化の相互作用	109
6-3	法化による便益	110
6-4	法化の相互作用による便益	112

6-5 政策的含意	115
補論（参照条文: SPS 協定）	118
参考文献	127
（英語文献）	127
（邦語文献）	138
図表	144
表 2（SPS 委員会における主要な決定又は文書）	144
表 3.1（SPS 協定との整合性が争われた紛争における主要な争点）	147
表 3.2（各国の紛争処理における主張の変容の有無）	148
表 4.1（中期計画、戦略枠組及び戦略計画の概要）	149
表 4.2（SPS 委員会ガイドラインの概要）	150
表 5（通報義務の比較（通常の情報））	151
図 2.1（SPS 協定における国際基準設定機関）	152
図 2.2（参考）リスクアナリシスのイメージ図（内閣府食品安全委員会）	152
図 2.3（影響の経路）	153
図 4（1992 年以降のコーデックス中期目標、中期計画関連事項）	154
図 6（法化の相互作用）	155

第1章 理論的枠組

1-1 問題意識

動物、植物の貿易は、国境を介して国外からの病気や有害動植物の侵入をもたらすことがある。このため、国家は、自らの主権に基づき、人、動物及び植物の生命と健康を守るための規制措置（衛生植物検疫措置（SPS 措置））を講じてきた。近年も多く見られる例をあげれば、高病原性鳥インフルエンザが発生している国（地域）からの特定の畜産物の輸入を禁止するような措置がその代表である。

SPS 措置は、時に輸入禁止といった厳格な検疫措置を伴う。特に、恣意的な又は国際貿易を制限する目的のもとに、輸入禁止のような措置が導入された場合、貿易に悪影響を及ぼすことになる。これは、輸出国の立場からは、輸入国の SPS 措置は、自国からの輸出を妨害し、国内産業を保護するためのものとして映ることになる。

たとえば、欧州（EC）は、1980年代に特定の成長ホルモンを使用して肥育された牛肉の輸入を禁止したが、この措置は、当該成長ホルモンの使用が認められており、また牛肉の主要輸出国でもある米国からの強い反発を招くことになった。1987年、米国は当時の「TBT 協定」に基づいて欧州に解決を求めたものの、その時点においては、紛争解決処理のための手続が整備されていないこともあり結論を得るには至らず、欧州と米国との意見の対立は継続することになった¹。

このように、人、動植物の生命と健康を守るという規制権限を行使するための SPS 措置は、貿易の促進に悪影響を及ぼすものとして輸出国からの批判を招くことがあるが、1995年の世界貿易機関（WTO）の発足の際には、新たな条約を設けることにより、その調整が図られることになった。すなわち、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）である。同協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書の一つとして合意され、SP 前文で述べるように「理性植物検疫措置の貿易に対する悪影響を最小限にする」ことを目的として設けられた。そして、WTO の発足に伴い、加盟国間で紛争が生じた場合の手続についても、紛争解決に関する規則及び手続に関する了解（DSU）として新たに整備がなされた。

それでは、WTO 発足、そして SPS 協定の発効の後、人や動植物の生命、健康を守るための SPS 措置と貿易促進の間に横たわる緊張関係は解決したのだろうか。

紛争の解決に向けた規定の整備が行われたことは事実である。たとえば、SPS 協定においては、条文の意図を明確化するために一部で詳細な規定が設けられた。たとえば、SPS 措置の定義については、同協定附属書 A において詳細な規定が置かれたが、SPS 措置には、人の生命、健康を保護するための食品安全のための措置、動物の健康及び人畜共通伝染病に対

¹ 当時の経緯は、WTO (1997c) にまとめられている。また、WTO 発足前における米欧の対立については Vogel (1995) を参照。

応するための措置（動植物検疫措置）及び植物の健康のための措置（植物検疫措置）などが含まれることが明確となった。また、WTO 全体の手続としては、新たに紛争解決処理手続が導入され、「準司法的な機能を果たすパネルや上級委員会が設置され、これら第3者機関に国家措置がWTOルールに違反しているかどうかの判断を委ねる」（小室 2011: 54）ことにより、司法化（judicialization）（Goldstein et al. 2000: 389）とも称される現象が進行することとなった。この状況を川島は、「解釈・適用の集権化と上級委員会の常設化の相乗効果により、規律解釈の横断的統一性、一貫性（coherence）の向上が短期間で達成された」と評している（川島 2005: 100）。

しかしながら、これらは、SPS 措置の目的と貿易促進との緊張関係を必ずしも解消するものではなかった。WTO 発足直後における SPS 協定に関する主要国間の著名な対立事例としては、先述の成長ホルモンを用いて肥育された牛肉に関する EC と米国の対立（EC・ホルモン事件）があるが、両者は、SPS 協定の解釈をめぐる主張を行い、紛争解決処理手続を通じて WTO の上級委員会が解釈を提示し、欧州の措置は協定に不整合との報告書が提示されたものの、その後も、当該報告書の履行を両者の立場は激しく対立した²。

すなわち、準司法的手続の導入は措置の協定整合性について一定の結論をもたらすという意味で紛争を「解決」したが、同時に、「敗訴国は違反措置をWTOに整合することを強いられる」（小室 2011: 433）状況を出現させ、WTO 加盟国の規制権限と協定に基づき各国が規制を行う際に遵守すべき国際規律との緊張関係はむしろ顕在化することとなった。

これは、米国、欧州以外の国々にとっても同様である。実際に、日本、そして近年では中国も含め、様々な国の SPS 措置が、SPS 協定違反の措置であるとして WTO 紛争解決手続の対象となってきた。そして、大矢根も指摘するように、SPS 措置をめぐる紛争は、当該措置を実施する国の内部において「貿易アイデアと検疫アイデアの衝突」をもたらした（大矢根 2012: 54-55）、SPS 措置は、当該措置をとる国の国内の社会的価値と自由貿易主義的な経済的価値が対峙する問題であることを、SPS 措置を講じる WTO 加盟国に認識させることとなった。

具体的には、アイデアの衝突に関し、米国の提訴により日本のりんご火傷病の植物検疫措置が争点となった紛争解決処理手続（日本・りんご事件）³において、日本の措置は協定に整合的ではないとの上級委員会報告書が採択された後、農林水産省消費・安全局植物防疫課により「植物検疫に関する研究会」第5回会合（2004年3月）が開催された。こ

² EC 及び米国の主張及び上級委員会が提示した解釈は、WTO (1998a)を参照。また、本事件については第2章においても触れる。

³ 本事件については、日本の措置が十分な科学的証拠なしに維持されていること等により協定整合的ではないとする上級委員会の報告書が2003年に回付された。その後も、その報告書を受けた日本政府の履行についても紛争が生じたが、2005年に日米両国は解決案の同意に至った。詳しくは、WTO (2003d) ,WTO (2003f) 及び WTO (2005c) を参照。

の研究会は、学識経験者、生産者団体の代表などを委員とするものであるが、当該会合において、出席者（具体的な発言者は不明）からは、「火傷病に関するWTOパネルの勧告は科学的根拠に従って判断されたのか」と貿易アイデアについて疑問が呈された。一方、「日本の考え方（「病虫害の伝搬の危険性がないということを輸出国が証明すべき）」と、WTOパネルの考え方（「病虫害の伝搬の危険性がないことについて、ある程度科学的に証明した後は、危険性があることの証明責任は輸入国に移る。」）に違いがある。今後日本はこのような紛争の場で証拠として通用する権威ある国際的な科学文献（英語）を積極的に発表すべき。」（農林水産省消費・安全局植物防疫課 2004）との発言もなされ、アイデア間の衝突があることを前提として、それに対峙していくべきとの意見も提示された。このように、日本国内の議論においても、個別の紛争解決処理手続を通じて、貿易アイデアと検疫アイデアの対立が認知されることとなった。

加えて、勝訴した米国においても、このようなアイデアの対立が生じなかったわけではない。米国は、日本・りんご事件においては主張が認められたものの、他の事件ではその主張が退けられることもあった⁴。このような中、米国においても、WTOの紛争解決処理システムそれ自体が、「司法積極主義」として批判の対象となった。たとえば、Steinbergは、WTO上級委員会が紛争解決処理において曖昧な条文に特定の解釈を示すことで法創造（law making）に関与することは、政治的に否定的な反応を引き起こしている（Steinberg 2004: 252）と指摘している。

このように司法化に伴い発生した様々な問題を川島は、(1)「強制管轄権と集権的解釈権を与えられた紛争解決手続の『正統性』に対する疑問」から派生する、司法化全体に関わる問題点、(2)「文言中心の解釈により、交渉者の意に反する解釈を展開・導入している」との批判から生ずる解釈・適用の側面における問題点及び(3)上級委員会報告書の未履行や長期履行遅延による執行の側面における問題点に大別される（川島 2005: p.102-106）としている。

近年においてもWTOの紛争解決手続に関する懐疑的な見方は存在し、たとえばトランプ政権下では、米国通商代表部が公表したレポートの導入部分において、「上級委員会は、一貫して、(中略)、米国及び他のWTO加盟国の権限を縮小させるとともに、自らの権限を拡大させるよう行動してきている」（United States Trade Representative 2020）との趣旨の記載を行い、WTOの紛争解決手続のあり方について明白な懸念を示している。

このように、SPS措置をはじめとした各国の権限について、WTO体制における各協定に基づく国際規律と各国が行う規制権限との緊張関係が存在するという認識が各国の国内政

⁴ たとえば、国内法に基づき賦課した関税をダンピングの影響を受けた生産者に分配するという米国の措置（バード修正条項）は、WTOアンチダンピング協定（千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定）等に違反すると日本等が提起した事例（米国バード修正条項事件）において、上級委員会において、米国の措置は協定に整合しないとの解釈を示した。詳しくは、松下他（2009）を参照。

治の参加者に共有される中、WTO 発足後、SPS 措置については、主要国の加盟国間で合意された経済連携協定において、2015 年 10 月の TPP 大筋合意までの間、実質的に新たな法的義務を課す規定（WTO プラス規定）が設けられることはなかった。

たとえば、WTO の設立から環太平洋パートナーシップ協定（TPP）合意までの間においては、米国が合意した経済連携協定における SPS 措置に関する章、セクション及び覚書において、法的義務を伴う（shall を条文上用いる）規定は、委員会の設立や運営に関する規定を除き、置かれていない⁵。

また、欧州の経済連携協定における SPS 章については、「相手国により SPS 条項を置かないグループ（「周辺国」）、「手続面の詳細化条項」を置くグループ（ラテン・アメリカ諸国）、置くものの「形式的ルール条項」を内容とするグループ（その他の国々）の 3 つにわかれる」（林・弦間 2019: 73）という状況にあり、実質的な規律の強化を伴うルールについては規定される状況にはなかった。

米国、欧州以外の事例については、Puig and Dalke は、カナダの締結した経済連携協定を対象として分析を行った上で、北米自由貿易協定（NAFTA）⁶及びカナダ・EU 間で 2016 年に署名された包括的経済貿易協定（CETA）を例外とした上で、SPS 分野と技術的障害（TBT）分野において、WTO プラス規定が盛り込まれたのは最近であり、発展途上の段階にあると評価し、協力や情報交換に関するものが中心で執行可能性も乏しい（unenforceable）（Puig and Dalke 2016: 82）と評価している。

この間、日本が締結した経済連携協定においてもこれは同様であり、SPS 分野において、WTO プラス規定を含む経済連携協定が合意されることはなかった⁷。

しかしながら、2015 年から 2016 にかけて状況は一変し、主要国が参加する複数の経済連携協定において、SPS 分野に関連した WTO プラス規定が見られるようになる。たとえば、当初は米国が主導し、日本も 2013 年から交渉に参加し、2015 年 10 月に大筋合意、2016 年 2 月に署名が行われた TPP 協定においては、SPS 措置を対象とする章が置かれることとなった。

ところが、協定への評価そのものに対して異なる見方があり、この状況の理解は容易ではない。たとえば、林・弦間は、WTO 協定の貿易ルールよりもさらに踏み込んだ内容につい

⁵ 米国が過去締結した自由貿易協定の条文については、下記のリンクを参照。

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements>

（2024 年 1 月 8 日閲覧）

⁶ NAFTA は SPS 措置に関し WTO とは異なる規定を置いているが、WTO の設立前に発効している。

⁷ 日本が締結した経済連携協定の条文については、下記のリンクを参照。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

（2024 年 1 月 8 日閲覧）

て法的強制力を持たせて規定する条項を「実質的ルール条項」と定義した上で、「SPS 分野のルールの詳細と貿易問題の解決を WTO の場にゆだね、地域貿易協定に「形式的ルール条項」を置くにとどめてきた米国が、TPP 協定でこの方針を転換しただけでなくこの協定にさまざまな法的疑問がある「実質的ルール条項」を設けた」（林・弦間 2019: 91）と指摘している。そして、このような規定は、日 EU 経済連携協定、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）についても同様にみられる。これに対して、Gruszczynski and Scott⁸は、各国が SPS 章に包括的な規定を設けた動機として外国への市場アクセス、自国内の安全性の確保を提示した上で、TPP を含めた FTA の SPS 章における新たな規定は法的拘束力を持たない文書や WTO の判例法から着想を得ていることを指摘した上で、これらは手続的なものであり、WTO の概念的、規範的な核には影響を与えないと結論づけており、（Gruszczynski and Scott 2023: section. 10.3）、二つの相容れない見方が存在する。一方、これらの先行研究においても、なぜ、2016 年以降に、現行の TPP 等で規定されるような形で FTA の合意がなされたのかについては、明確な言及がない。

本論文においては、WTO 発足以来、なぜ、2016 年以降の経済連携協定において、異なる見解を生じさせるような規定が置かれ、また、各国が規制権限に関する国際規律を受容するようになったのか、SPS 措置に関する国際規律を例としてその政策変容が生じた理由について検討を行う。そして、その検討を通じ、将来において、どのように、規制権限と国際規律との関係が調整されていくかについて見通しを得ることを目的とする。

さらに、外生的な要因によって規制権限に実質的な制約がもたらされた結果、国際規律において新たな発展が生じるのであれば、それが、どのような経路を通じて実現するのかという点について、国内の利害関係者への影響から国際規律と規制権限との間に緊張関係が存在するとともに、国際機関が公表する文書により各国の主張を把握することが比較的容易である SPS 措置に関する考察を通じ、一定の着想を得ることを試みたい。

最後に、本論文で用いる用語について補足を行う。SPS 措置のような各国が国内規制措置を行う権限及びその自律性（autonomy）は、Du(2010)にみられるように、国際経済法の分野においても主要な論点とされている。本論文においては、国際経済法の分野から上記の権限と WTO 法との関係について論じる邵（2019: p.2）にならい、各国が国内規制措置を行う権限について、「規制権限」という用語を用いることとする。

また、クラズナーは、国際レジーム（International Regimes）を「国際関係の所与の争点領域においてアクターの期待が収斂するところの明示的もしくは暗黙の原則、規範、ルール、および意思決定手続きの総体」と（クラズナー 1983=2020: 邦訳 3）定義しているが、本論文においては、国際レジームの中でも特に各国の規制権限を制約する機能に注目し、これを

⁸ Gruszczynski and Scott（2023）は、Scott（2009）の第 2 版として 2023 年 11 月に出版された。改訂にあたり複数の章が追加されているが、追加された第 10 章は FTA における SPS 章にあてられており、TPP 等の SPS 章における規定について検討を行っている。

国際規律と呼称する。

1-2 関連する先行研究

近年の経済連携協定に着目して、様々な見方があるにせよ国家が自らの規制権限に一定の制限を加える国際規律を受け入れるような政策変更を行った理由を検討するにあたって、以下の分野の研究を概観する。

まず、国家の規制権限を規律するような国際レジーム、国政制度に関する国際関係論各分野における先行研究に着目する。続いて、国際関係論の中でも法化と呼ばれる分野の先行研究に概観する。第三に政策が発生し、また変容が発生する過程を分析する研究について概観した上で、第四に、国際規律が加盟各国の規制権限に与える制約について法的性質に着目する国際経済法分野の研究について、検討を行いたい。

なお、第一の国際レジーム、国際制度に関する先行研究については、関連する研究が多岐にわたるため、概括的な議論、国際関係理論全般における研究及び法化に関する研究に分割して検討を行う。

1-2-1 国際レジーム、国際関係論に関する先行研究

本論文の分析の対象とする国際規律といった国際的なルールは、前述のとおり国際レジームと呼ばれる概念に包含される。国際レジームについては、クラズナーが概説的な検討を行っており、「レジームはそれ自体で生まれることはない。また、レジームはそれ自体が目的とはみなされない。ただし、一度生まれると、レジームが関連する行動・結果に影響を及ぼす」(クラズナー 1983=2020: 邦訳7)として、一定の自律的な力があることを提示している。そして、この国際レジームについては、異なる理論的な立場が存在しており、たとえば、Hasenclever et al.は、三種の学派 (school of thoughts) が存在するとした上で、具体的には、第一に力 (power) に着目し合理性に基づく相対的な利得の追求が行動モデルとなるリアリズム、第二に利益 (interests) に着目し合理性に基づく絶対的な利益の最大化が行動モデルとなるネオリベラリズム、第三に知識 (knowledge) に着目し社会学的な役割 (role-player) が行動モデルとなる認知主義 (cognitivism) に大別されると整理している (Hasenclever et al. 1997: p.1-7)。また、鈴木は、国際レジームを分析する方法論について検討を行い、パワーアプローチ、リベラリズムに立ち長期的な国際関係の中で自発的に互恵的な合意がなされるという進化論的アプローチ、同じくリベラリズムに立ち取引費用などに着目する制度論的アプローチ、そして構成主義的アプローチの四種の立場を提示している (鈴木 2000: 173-200)。

他にも、様々なアプローチの分類が提唱されているが、国際関係論の主張な学派との関係においてもおおまかな点において共通しているのは、第一の分類として個々の国家を主たる参加者として主としてパワー (軍事力) に着目するリアリズム、第二に、自国の利害を追求する結果としての協力関係を想定するリベラリズム、さらに、第三のアプローチとして、

アイデアや認識の共同体の役割を重視する構成主義（コンストラクティビズム）に整理しているという点である。このため以下それぞれのアプローチについて概観を行いたい。

まず、リアリズムと呼ばれる力と脅威をめぐる国家間の競争を前提とする国際関係論のアプローチについて概観する。この見方においては、国際レジームは、あくまで自国の利益を追求する参加者たる国家に従属するものとなる。「現代のリアリズム」（飯田 2007: p.23）とも称されるネオリアリズムにおいても、「国際システムは非集権的であり、アナーキーである」とした上で、「国際的にいかなる権威が現れるにしろ、権威の体制の基礎となる能力から切り離すことはできない」（ウォルツ 1979=2010: 邦訳 117）とする基本的な見解が提示されており、国際的な制度は、参加者たる国家に従属する存在として扱われる。同様に、ネオリアリズムから派生する防御的リアリズム（defensive realism）の立場をとる Jervis（1978: 167）は、国際法を作成し、強制することが可能な国際機関や国際的権威は、存在しないとして、制度の果たす機能について明確に否定的な立場をとる。さらに、攻撃的リアリズム（offensive realism）を主導する Mearsheimer(1994/1995: 13)においても、リアリズムに基づく見解として、制度は最も強大な国家が力を維持し増大させるために創造し、形成するものであるとの立場を提示し、制度それ自体の独立した影響力については、認めていない。

そして、リアリズムの文脈に立ちつつも、国際経済に関連する事項においては国家だけではなく IMF といった国際機関も重要な役割を果たすことを認めている立場として Gilpin（2001）がある。ただし、WTO に関連した言及では、パネルの紛争解釈は重大な影響を持つが、WTO は加盟国の意思の反することを強いることはできず、そもそも、国益に資さない条約は破棄することが可能である（Gilpin 2001: 230-231）として、WTO が米国の主権を破壊しているとの議論を否定し、経済問題においてもあくまで国家が主要な参加者であることを強調している。

対照的に、リベラリズム、その中でも、国家を参加者として扱い、参加者が合理的な選択を行うことを強調する（飯田 2007: 47）ネオリベラリズムと呼ばれる分野においては、制度の役割が強調される。特に、Keohane(コヘイン)は、マイクロ経済学の理論を導入し、国際レジームがなぜ需要されるかという点に焦点を当てた分析を行い、主要な国際レジームの機能は「政府間の相互利益のための合意を容易にすること」にあるとした上で、「国際交渉に関連する取引コストを削減するのみならず、取引を成立させることを容易にするような情報を提供し得る」（Keohane 1982: 332, 350）と主張し、国家が個々の利益を追求する手段として、国際レジームが成立し得るとの立場をとった。さらに、マイクロ経済学でも導入がなされているゲーム理論、とりわけ同じゲームが何回も繰り返されることを仮定する繰り返しゲームを用いたより精緻な分析を行い、国際交渉が囚人のジレンマのように互いに裏切ることが合理的である状況下であっても、裏切りに対して報復が行われることを前提とした場合、「純粋に合理的で狭義の利己主義的な政府によっても、協調は追求されること」を示し、「合理的利己主義者は、国際レジームを形成するインセンティブを持っている」（コヘ

イン 1984=1998: 邦訳 88) と述べ、国際レジームが国家の合理的な選択の結果として需要されるメカニズムを提示した。

加えて、経済学では、多くの場合、「選好」は所与で固定的であることが想定されるものの、政府の指導者が変わる場合には、異なる選好をもった後継の政府が出現することも想定されると指摘した上で、現在の政府が将来の政府を拘束するという効果を国際レジームが持ち得る事例として GATT を提示し、国際レジームは、「単に政府がお互いの行動に影響を与えることができる手段であるだけでなく、後継者の行動の自由も制約するもの」(コヘイン 1984=1998: 邦訳 133-135) であることを示している。

これらの Keohane による国際レジームに関する議論は、本論文が関心を寄せる国際規律について分析を行う上で示唆を与えるものであるが、抽象的な一面があり(飯田 2007: 50)、法的義務の有無といった具体的な合意内容にまで踏み込んだものではない。本論文においては、SPS 措置を中心とする国際規律を分析の対象とするが、本分野においては、前述のとおり法的義務の有無、解釈そのものが主要国間で議論となっていることを踏まえれば、より現実の国際合意に即した分析の枠組が必要となるが、国際的な法的合意を分析する枠組としては、Keohane などにより提唱された「法化」の概念が存在し、様々な視点から検討がなされていることから、後に詳しく検討することとしたい。

最後に、構成主義について概観する。Wendt は、ネオリアリズム、ネオリベラリズムはともに「合理性」に立脚し、アイデンティティや(国家にとっての)利益は外生的に与えられるとの立場に立っていると指摘した上で、アイデンティティや利益は従属変数として捉えることが可能であり、たとえば、国家間の相互作用の仮定の中で形成されていく可能性があることを指摘した(Wendt 1992: 391-394)。そして、ネオリベラリズムにおけるゲーム理論を用いた分析では、アイデンティティや利害といったゲームの構造は外生的に与えられているが、構成主義における分析においては、行動から生み出された期待がどのようにアイデンティティや利害に影響を与えるかに焦点を当てている。(Wendt 1992: 416-417)。

また、Ruggie は、ルールを規制ルール(regulative rule)と構成ルール(constitutive rule)に区別した上で、このうち、規制ルールについては、車の交通ルールを設けることで既存の行動を規制するような、ルールと行動との因果関係を発生させることを意図するものであり、功利主義とも対応するルールであるとしている。これに対し、構成ルールは、(チェスのルールのように)何が行動とされるかの特定化を行うものと定義した上で、功利主義は構成ルール概念を欠くものとしてその限界を指摘している(Ruggie 1998: 22-25)。さらに、鈴木はこの区別を踏まえ、ルールの効果を、「模範的な行動の形を定めてそれに従うように命令する規制効果」、「模範的な行動を正当化する主張を付与する構成効果」に分類し、規制効果の例として WTO 協定違反へのペナルティーへのおそれによるルール遵守を、また、WTO ルールを正当化する比較優位説の受け入れによる自国の利益・政策の変更を構成効果の事例として紹介しており(鈴木 2017: 99-100)、構成主義の議論は、「合理性」に基づく

利害計算を越えた規範などの機能を強調するものとなっている⁹。

1-2-2 法化に関する研究

「様々な分野で政府に国際的な法的制約を課す決定を表す制度化の特定の様式を分析するためのフレームワーク」(Goldstein et al. 2000: p.386)として規定される法化(legalization)については、International Organization 誌 2000 年夏号において特集されている。以下、同誌に掲載されている内容を中心に法化に関する先行研究について概観を行いたい。

法化は、義務(Obligation)、精緻性(Precisions)及び委任(Delegation)から構成される3要素によって特徴づけられる制度化の特定の様式(Abbott et al 2000: 401-408)として理解されており、このうち、(強い)義務は、ルールに法的に拘束されることを表し、また、(高い)精緻性については、ルールが要求する行為を曖昧さがなく定義することを表す。そして、(高い)委任については、ルールを実施、解釈する権限が特定の第三者に与えられているかということの意味する。また、Abbott et al は、このモデルは、ハート(1961)が提示した法的システム(legal system)の定義に依拠しているとして、ハートによる、特定の行動を求める又は禁止する第一次的ルール(primary rules)、第一次的ルールを適用する力をもたらすルールについてのルールである二次的ルール(secondary rules)を提示した上で、義務と精緻性については第一次的ルールに類似するのに対し、委任については二次的ルールに関連するとしている(Abbott et al 2000: 403)。

International Organization 誌 2000 年夏号においては、様々な分野で法化モデルを用いた分析がなされており、たとえば、Goldstein and Martin は、貿易の自由化について法化モデルを適用した分析を行い、条約交渉時において高い精緻性がある状況においては、合意がもたらす多くの情報が明らかになることにより、貿易の自由化に反対する反対する集団が動員するインセンティブを増大する(Goldstein and Martin 2000: 630-631)ということを示唆しており、交渉の時点における高い精緻性は、交渉官がより交渉でより困難な立場に置かれる可能性があることを示唆している。

また、Abbott and Snidal は、上記の3要素についていずれも強い(高い)性質を伴うハードローと弱い(低い)要素を持つソフトローの分析を行うにあたり、ルールを管理し、執行するための取引コスト(transaction costs)、交渉を行い批准させるための契約コスト(contracting costs)及び主権の喪失をもたらす可能性のある法的拘束を受け入れる主権コスト(sovereignty costs)の概念を提示にした。その上で、ハードローは、信頼できるコミットメントを得た上で取引コストの削減が可能である一方で、ソフトローは、取引コストと主権コストが低いというメリットを示した上で、「ソフトローはそれ自体で価値があり、ハードローのための単なる布石ではない」(Abbott and Snidal 2000: 456)との結論を示してい

⁹ なお、1-2-3「政策の変容に着目した研究」においても、構成主義の議論についてふれている。

る。

そして、紛争解決について着目して分析を行った Keohane et al は、「委任」をさらに、紛争解決を行うものの国家からの独立性 (independence)、紛争解決を求める参加者の範囲を意味するアクセス (access) そして 紛争解決の結果に対する各国のコントロールの度合いを意味する埋め込み (embeddedness) から構成される 3 の説明変数として類型化を行っている。そして、この類型化を用い、WTO は、GATT 時代と比較して、独立性、アクセスについては中程度 (Moderate) で変化がなく、埋め込みについては、低度 (Low) から中程度に変化したという分析を示した。加えて、GATT 時代の紛争解決の活用の状況については政治的状況に応じた変動があったことを提示した上で、紛争解決手続の形式は重要ではあるものの、紛争解決の原動力 (dynamics effects) は政治的文脈にも依存する (Keohane et al 2000: 458, 485-487) ことを指摘し、紛争解決の形式の一定の重要性を認めつつも政治的側面の重要性を示唆している。

本特集後、法化モデルは、他の研究においても参照されるようになる。たとえば、川瀬 (2005b) は、特に「委任」に着目した上で、前述の Keohane et al(2000)を踏まえ、WTO ドーハ・ラウンド交渉において各国から提出された提案の検討を行い、欧州による上級委員会の委員の増員などの提案は独立性を向上させるもの (司法化を深化させるもの) として、紛争当事国による上級委員会報告書の一部削除を可能とする米国提案については独立性を制約するもの (司法化を後退させるもの) として評価した (川瀬 2005b: 125-131)。さらに、各国からの提案のうち、手続き上の順位付け¹⁰を意味するシークエンス、第三国参加機会の拡大といった提案については、委任モデルにおける「法化の進行とは無関係の手続的整備」としつつも、司法化の深化と理解することは可能であると位置づけた上で、Keohane et al(2000)の提示する「委任モデルは WTO の紛争解決手続の整備を実効的に捉えることに限界」があり、ハートの提唱する第二次的ルールは、「法化モデルの委任概念に比べ、その包摂されるルールの範囲が広い」 (川瀬 2005b: 134) と指摘した。

また、2008 年には、Law and Contemporary Problems 誌において、法化モデルと類似のアプローチを用いた概念であり、「決定又は行動を行うための 2 か国以上による国際機関への権限の譲渡」 (Bradley and Kelley 2008: 3) として定義される国際的委任 (international delegation) に関する特集が組まれた。この特集号において、国際的委任の概念を SPS 協定に規定する国際基準設定機関に適用した Bütthe は、SPS 協定は、加盟国に国際基準を用いるよう義務付けており、国際基準は 3 の特定の国際機関 (食品規格委員会 (コーデックス委員会)¹¹、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約事務局) が設定したものと定義されている

¹⁰ 「紛争の敗訴国が紛争解決機関 (DSB) の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を意味する。(経済産業省 2006: p.396)

¹¹ SPS 協定附属書 A では Codex Alimentarius Commission と記載されており、国会に提出

と同協定の内容を要約した上で (Büthe 2008: 226)、なぜ各国が国際的協力の制度化に合意し、そして、国際基準の設定を委任したのかについて分析を行った。Büthe はこの問いに対して、費用便益分析(cost-benefit analysis)¹²、プリンシパル・エージェント理論 (Principal-agent theory)¹³ を援用した分析を行い、交渉に参加した国の交渉官にとって、国際機関に国際基準の設定を委任することの便益が費用を上回ったことが原因である (Büthe 2008: 252) と指摘している。交渉時に各国がコストを不正確に理解していた可能性にも言及しており、その一例として、EC・ホルモン事件において EC が敗北した事例を取り上げるとともに、途上国についても国際基準の自国の利益を反映させる自らの能力を過大評価し、SPS 協定に従うためのコストを過小評価していた可能性があることを指摘している (Büthe 2008: 249-250)。この点は、先進国、途上国ともに、費用便益の分析の前提となる費用の計算を誤った可能性があるという点で重大な指摘であると考えられるが、Büthe (2008) では、本件についてこれ以上の議論は行っていない。

このように、法化モデルについては、International Organization 誌による特集後も様々な研究の蓄積が存在するが、国際関係論の研究において法化モデルを適用する場合、各国 (又は各国の交渉官) は、様々な利益、コストを考慮した上で、合理的に法化の形式を選択することを暗黙のうちに前提としている。一方、WTO の紛争解決処理機関が提示する解釈により協定の義務の程度が変更される場合 (各国がコストを見誤った場合) など、必ずしも、現実の国際政治環境においては、合理的な選択の前提となるコストや便益の計算は正確に行われるわけではない。各国がそのことを認識した場合、単純なコスト、便益の再計算が行われ、その結果として各国の政策の変容が発生する可能性があるが、Wendt が指摘するように利害そのものが内生的に変容する可能性も否定できない。このため、次項においては、主として、国際的なレベルの政策変容に着目し、そのメカニズムに焦点をあてた研究について概観を行う。

1-2-3 政策の変容に着目した研究

Finnemore and Sikkink は、国際関係論における規範 (norm)¹⁴ が政策変容において果た

された訳文では食品規格委員会と訳出されているが、外務省、厚生労働省、農林水産省のウェブページにおける表記を含め一般にコーデックス委員会と呼称されているため、本論文においてもこれに従う。

¹² コストとして、政策的自律性の喪失による政治的コスト (political costs arising from the loss of policy autonomy) などが示されており、Abbott and Snidal (2000)における主権コストの概念とほぼ対応している。

¹³ この場合、Principal は各国政府、Agent は国際機関。

¹⁴ Finnemore and Sikkink は、一般的に受け入れられた規範の定義として「所与のアイデンティティを持つ参加者にとっての適切な行動の基準」(a standard of appropriate

す役割に着目し、その上で、規範は、出現 (emergence)、連鎖 (cascade) 及び内面化 (internalization) をたどるというライフサイクルを提示した (Finnemore and Sikkink 1998: 895)。この中で国際機関が果たす役割として、出現段階においては、組織的な基盤を持つ規範起業家 (norm entrepreneur with organizational platform) が重要な役割を果たすとして世界銀行、国連などの国際機関が規範の促進を促す機能を提示し、また、連鎖のステージにおいては、規範起業家と国際機関のネットワークは規範の社会化を促すとした上で、最終的に、参加者が規範を当然のこととして受け入れるという内面化の状況が出現すると指摘した。そして、経済学者、弁護士といった専門家集団内において、それぞれのバイアスを有する規範の内面化が進行する中、各国の官僚組織や国際機関で専門家が政策決定を行うことにより、これらの機関の政策決定において各専門家集団が内面化した規範が反映されることを予測している (Finnemore and Sikkink 1998: 902-905)。このように、Finnemore and Sikkink は、国際機関が、いずれの段階においても規範のライフサイクルに関与することにより、政策変容において一定の役割を果たし得ることを明らかにしている。

また、Simmons et al. (2006) は、規範が果たす役割にも触れつつ、各国が相互依存的に政策選択を行うことを前提に、国際的な政策の拡散 (international policy diffusion) がおきるメカニズムについて検討を行った。具体的には、経済的、政治的な自由主義 (economic and political liberalism) の拡散を具体的な分析の対象とした上で、強制 (coercion)、競争 (competition)、学習 (learning) 及び模倣 (emulation) を拡散のメカニズムとして提示している (Simmons et al. 2006: 789-790)。

このうち、学習については、Levy (1994) による整理に基づき、参加者にとっては、単なる戦術レベル (特定の目標の達成手法の上達)、そして、深いレベル (追求すべき目標の変化) の両方で学習が発生するとしている。また、学習が発生するメカニズムとして、Haas (1992) の議論を参照しつつ 3 種類のアプローチを紹介している。具体的には、学習や模倣は認識共同体 (Epistemic communities) における規範などの共有により促進されるとする構成主義とも共通するアプローチ、第 2 に新しいデータや情報により、合理的な過程の中で参加者がベイズ学習 (bayesian learning) を行うというアプローチ、そして、第 3 に参加者によるコミュニケーションによりチャンネル学習 (channeled learning) が発生するというアプローチを提示している。特に、第三のアプローチにおいては、情報が流れる場としての国際機関が重要な影響を持つことが指摘されており (Simmons et al. 2006: 795-799)、ここでいう深いレベルの学習は Wendt がいう利害の変化に対応するものとも考えられることから、複数のメカニズムにより発生し得る学習は国際環境の変化が発生させる可能性があると考えられる。

加えて、模倣については、第 1 のアプローチとして、認識共同体の専門家が問題の特定、解決策の提案などの役割を果たすとした結果として、各国は象徴的な理由により実施がで

behavior for actors with a given identity) を紹介している。

きなかった新たな規範を受け入れる可能性があることを提示している¹⁵。また、第2のアプローチでは、個人が同輩 (peer) の行動を模倣するという社会心理学的アプローチを国際的な段階においても適用し、共通の言語といった社会文化的結合 (sociocultural linkage) が、心理学的接近 (psychological proximity) をもたらし、競争や学習で説明できない文化的類似性による影響が国横断的な分析においても実証されると提示している (Simmons et al. 2006: 800-801)。

また、政策拡散について概観を行っている Berry and Berry は、そのメカニズムを、学習 (learning)、模倣 (imitation)、規範的圧力 (normative pressure)、競争 (competition) 及び強制 (coercion) に分類しており (Berry and Berry 2017: 256-260)、規範的圧力を学習又は模倣と異なる独立のメカニズムとして扱っている点では Simmons et al. (2006) と相違すると相違するが、学習において合理性を仮定するモデルと限定合理性を仮定するモデルを分けてとらえる点では Simmons et al. (2006) と類似の整理を行っている。また、規範的圧力は、ある政策が他国政府により受け入れられ、規範が共有された際に観察され、特定の政策が当然のもの (taken-for-grantedness) となることであるとの定義を与えているが (Berry and Berry 2017: 258)、これは、Finnemore and Sikkink (1998) が提示する規範のライフサイクルにおける内面化の段階と対応しているとも考えられ、規範のライフサイクルが終着点を迎えた段階においては、政策拡散が発生させると評価することが可能であると思われる。

1-2-4 国際規律と規制権限との関係に焦点を当てた研究

ここでは、国際規律と規制権限との関係に着目した研究について概観したい。なお、国際規律の変化も包含される法化に関する議論は、政治学者と国際法研究者の視点を統合することにより発展 (Goldstein et al. 2000: 387) するものであることから、まずは、国際法、とりわけ国際経済法の分野をみた上で、これらの国際規律がどのように機能しているのかについて分析を行う政治学分野における研究について概観したい。

国際経済法の分野のうち SPS 協定については、SPS 措置の妥当性をめぐる各国の対立の結果、多くの解釈が WTO 上級委員会によって示されてきた。SPS 協定をはじめとする WTO 協定については、中川ら (2003)、滝川 (2010)、小室 (2011) 及び松下・米谷 (2015) などにおいて体系的な整理がなされるとともに、SPS 協定と食品安全との関係については山下 (2008) においても分析が行われている。特に、法的側面から SPS 協定の運用にも着目した上で体系的な検討を行っている Scott (2009) では、SPS 協定は、「紛争解決処理機関

¹⁵ 筒井は、社会学の立場から、冷戦下において独裁国家が批判を回避するため遵守するつもりのない国際人権規約に批准したものの、冷戦終結の後に条約遵守の義務に向き合うよう求められている事例を通じ、偽善的条約批准が結果的に国際人権を促したという逆説を「空虚な約束のパラドックス」として紹介している (筒井 2022: 78-80)。

だけではなく委員会の活動によっても、静的ではなく進化している文書」(Scott 2009: 7) であるとした上で、EC・ホルモン事件など出版時点において公表されていたパネル及び上級委員会報告書に依拠した上で、各条項に関する検討がなされている。また、SPS 協定の法解釈にとどまらずその運用的側面、特に SPS 協定第 12 条に基づいて設置される SPS 委員会の機能についても検証を行っている。特に、SPS 委員会が、法的義務を伴わないガイドライン、手続の策定など規範生成 (norm generation) (Scott 2009: 61-74) 機能を果たしていることに着目した上で、これらの SPS 委員会の活動は「ハードロー上の義務のソフトローによる発展」(soft law elaboration of hard law obligations) (Scott 2009: 72) であると評価し、条文上の曖昧さが存在する中で、SPS 委員会の活動が WTO 加盟国による SPS 措置に対して、一定の規範を示している点を明らかにしている。そして、Scott (2009) の第二版にあたる Gruszczynski and Scott は、最近の FTA において SPS 章において WTO プラス規定が設けられるようになった動機として、外国市場への市場アクセス、国内における安全性の確保があるとした上で、これらの SPS 章における規定は、法的拘束力を持たない文書や WTO の判例法に依拠しており、手続的なものであるとの見解を示している (Gruszczynski and Scott 2023: section.10.1 and 10.3)。

また、内記 (2008a) は、SPS 協定に加え、関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) 3 条及び 20 条並びに貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定) に着目した上で、国内規制措置と WTO 法との関係について包括的な分析を行っている。WTO 発足以前から効力を有する GATT のうち、内国民待遇について規定する 3 条及び一般的例外について規定する 20 条の解釈について検証を行うことで各条文の適用関係を概括するとともに、GATT3 条においては「WTO 法と国家の規制権限のバランスはある程度とられている」こと、また、WTO 設立後においては GATT20 条の解釈が紛争解決を通じ明確化され、「国家自身が政策目的の実施のために設定した水準が維持できるものかどうか」が、「明確に評価の基準」とされたことを指摘し、「国家の権限の尊重にもつながっている」(内記 2008a: 216-217) 方向に解釈の傾向が変化してきたことを指摘している。また、SPS 分野を対象としてレジーム間の相互作用を考察した内記 (2008b) においては、WTO・SPS レジームとコーデックス委員会の双方向的な影響関係に焦点をあて、「①コーデックス委員会で策定された国際基準が、コミットメントとして WTO・SPS レジームに影響を及ぼすようになり、②逆に WTO 側からコーデックス委員会に対して正当性を担保するプレッシャーが返されるようになり、③そのレスポンスとしてコーデックス内において正当性を保つ努力が始まった」(内記 2008b: p.116) との見方を示している。

また、Du (2011) は、WTO が各国の規制権限を浸食しているとの批判に対して、上級委員会が提示する判例を分析することで、WTO の上級委員会は既存の判例で示された解釈の微調整を行っており、WTO 加盟国は多くの規制権限の行使が可能となっていると主張している。たとえば、EC・ホルモン事件に関して WTO 上級委員会が提示した一連の解釈を検討する中で審査基準 (standard of review) に着目し、上級委員会は新たな審査基準を

形成する過程にあり、より手続に焦点をあてた立場をとることにより、各国の規制権限への介入は抑制的になる可能性があることを示唆している。

そして、WTO 協定による貿易自由化の目的と各国の規制権限との関係を「均衡点」の概念を導入することによって分析した研究として邵 (2019) があげられる。「均衡点」を検討するに当たり GATT、SPS 協定及び TBT 協定について上級委員会の提示した解釈を詳細に検討することにより、WTO 上級委員会はこれらの協定の解釈にあたっては、水平的な相互参照が行われることを提示した上で、このような動向は、「ガット、TBT 協定及び SPS 協定の 3 協定が一括受諾の対象として WTO 協定の一部をなすものとして、相互に矛盾した形で解釈がなされないようにすべく、紛争解決機関が「一貫したかつ調和的な」解釈の重要性を認識して協定解釈を行った結果」であると指摘した (邵 2019: 241)。そして、各協定の均衡点が異ならないよう、3 協定の解釈は一定方向に収斂していく傾向があることを指摘し、「均衡点」の理解のためにはこれら 3 協定の「それぞれの文言及び文脈に即した個別な検討だけでは不十分であることを示唆する」ものであり、むしろ「動的な相互参照の動向に注目する必要があること」(邵 2019: 242) を指摘している。そして、その一事例として、SPS 協定における解釈が GATT の解釈においても考慮されることなどを提示し、「比較的貿易自由化を優先する方向に偏っていた均衡点が、近年では加盟国の規制権をより保障する方へと移って」きており、「均衡点が、加盟国に十分納得できるような形で確立されている」と (邵 2019: 321) と評価している。これは、内記 (2008)、Du (2011) において指摘されている傾向とも整合的であると考えることが可能であり、上級委員会は、各国の規制権限への配慮を示す方向で解釈を調整してきたことが示唆される。

個別の紛争に着目した際、結果として加盟国の規制権限が維持されたものの、WTO 紛争解決処理制度の制度的な限界が指摘された事例として韓国・放射性核種事件があるが、当該事件について着目し、そして、WTO 上級委員会の制度的な限界について分析を行ったのが、川瀬 (2019a) 及び川瀬 (2019b) である。川瀬 (2019a) は、日本の主張が実態として認められなかった韓国・放射性核種事件について、「放射能汚染の防止という極めて機微な問題に対する韓国の規制主権に立ち入る判断になることから、上級委員会は過度にこれを抑制しないよう、慎重かつ厳しくパネルの判断を精査」を行い、上級委員会は被申立国 (韓国) の措置が SPS 協定に不整合であるとしたパネルの判断を覆したが、上級委員会は事実判断はできないため、韓国の措置の協定整合性については「上級委員会の判断は、わが国の申し立てた SPS 協定違反の根拠に基づき韓国の措置が SPS 協定違反であると認定するには、パネルの審理は足りてない」(川瀬 2019a) とされるにとどまったとして、上級委員会の制度的な限界を指摘している。そして、この結論に至った背景について、より詳細な検討を行った川瀬 (2019b) は、上級委員会による解釈を検討した上で、上級委員会が「主体的に判断を回避した」ことが疑われ、「上級委員会による事実評価に対する米国の強い嫌悪感」が、「本件のように科学的に複雑な事案においては、上級委員会に分析完遂を躊躇わせるに十分な心理的障害」となった可能性を指摘している (川瀬 2019b: 22, 24)。このように本事件

に至っては、SPS 協定の解釈の傾向に加えて、本事件とは直接の関係のない紛争解決処理制度そのものへの各国からの批判が結果として当事国（本件の場合には、申立国である日本）にとって不利益に機能した可能性を提示している。

これらの一連の研究は国際法研究の立場から行われてきたものであるが、上級委員会が一定の合理性のもとに、加盟国からの反発なども考慮しつつ戦略的に解釈を提示している可能性を強く示唆していることから、次に、政治学のアプローチを用いた研究を概観しつつ、WTO 上級委員会の解釈といった国際規律が各国の行動にどのような影響を与えるのかを概観したい。

まず、SPS 措置を直接の対象とするものではないが、農業貿易の自由化交渉を扱い、貿易自由化という国際規律を対象に行われた研究としてデーヴィス (2004=2006) をとりあげる。本研究では、被説明変数として貿易障壁の削減の度合いを採用し、説明変数にイシューリンケージ¹⁶とした上で、与党の議席率、農業予算伸び率等も変数に採用することで制御しつつ、イシューリンケージの重要性の定量的な検証を行うことで、イシューリンケージが貿易自由化を促すことを指摘した。これは、複数の分野にまたがった交渉が行われることで、「輸出産業が農業保護に対して反対してロビー活動を行う」(デーヴィス 2004=2006: 邦訳160) など、農業関係者以外が影響力を強めることで貿易の自由化が達成されたことを示すものであるが、利害やそれに基づく合理性を前提とした交渉が行われているということを示すという点でリベラリズムの文脈に沿った議論と位置づけることができる。

これに対して、主として構成主義のアプローチから国際規律と規制権限との関係についても検討を行ったのが大矢根 (2012) であり、SPS 措置にかかわる日米の紛争に加えて、知的財産分野について規律を設けた TRIPs 協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) の合意過程、APEC、FTA に関する政策調整の分析を行うことで、国際レジームの発生過程について検討を行っている。たとえば、日本・リンゴ事件では、日本の規制権限と国際規律との間に緊張が生じたが、インタビューをもとに当時の関係者の認識の分析を行い、パネル手続の開始前は、日本の農業関係者は「国内的な政策アイデアを当然視」していたものの、紛争解決手続を経験する中で「認識が転換」が発生した点を指摘しており (大矢根 2012: 62-63)、政策の変容を具体的な事例において実証している。

また、WTO 上級委員会が各加盟国から影響を受けていることを示唆する研究として Du (2011)、川瀬 (2019b) などを取り上げたが、これとは逆方向に WTO が紛争処理で提示した解釈がどの程度各国の行動に影響を及ぼしているのかを検証した Kucik は、紛争の早期解決を被説明変数、判例法 (case law) の蓄積を主たる説明変数として定量分析を行い、判例法の蓄積が早期解決に有意に影響を与えることを提示した上で、それがあたえる示唆として、拘束的な先例とされていない場合であっても判例は後の国家の行動に影響を与え

¹⁶ 「いくつものイシューを同時に議論して、同時解決を得ようとするときに生じる」(デーヴィス 2004=2006: 邦訳 134)

る、また、法化は重要であるとみられる (legalization seems to matter) 等の指摘をおこなっている (Kucik 2019: 1131)。

また、SPS 協定上に規定はされているものの法的位置づけが曖昧であった SPS 協定 3.1 条における「国際的な基準、指針又は勧告」(以下「国際基準等」という。)については、Veggeland and Borgen (2005)¹⁷ が、WTO 発足に伴うコーデックス委員会における各国の行動変化について分析を行っているが、関係者へのインタビュー、WTO 発足 (1995 年) の前後におけるコーデックス委員会における各国の行動 (発言内容、出席状況等) の分析を行った上で、WTO 発足によりコーデックス委員会の決定がもたらす拘束の程度について不確実性が増大したことにより、各国の行動が変容したと結論づけている。他にも、WTO 発足により国際基準設定機関の位置づけが各国の行動に変化を及ぼしたことを指摘したものとしては、城山が SPS 協定により「コーデックス基準の強制的性格が高まると、各国は自国の利益に反して強制的に実施されることを恐れ、コーデックス委員会で合意することが困難になった」(城山 2013: 17) ことを指摘している。加えて、コーデックス委員会の国際基準の交渉プロセスに着目した松尾 (2016) は、食品安全に関する国際基準を策定するコーデックス委員会における採決が、各国の利害の対立が存在する中でも、多くの場合コンセンサス方式で行われてきたことを指摘した上で、議長国のプロセスマネジメントがコンセンサス形成に果たす役割の重要性を提示している。さらに、各国の行動が国内規制に対して与える影響を検証した Perlman (2020) は、定量分析の結果、米国における農薬の残留基準値がコーデックス委員会による国際基準の影響を受けていることを提示している。これらの分析は、法的拘束力を有さない合意であっても、各国間の合意は各国政府の国内規制に対して一定の影響力を有する可能性を示している。

1-2-5 先行研究に関する小括

WTO、国際基準設定機関といった国際レジームについては、制度の役割を認めるリベラリズムにおいて特にその役割が強調されるが、リベラリズムの議論において、義務、精緻性及び委任から構成される 3 要素によって特徴づけられる制度化の様式を分析するための枠組みである法化においては、各国が義務、精緻性、委任の要素について交渉した上で、その程度について合意を行うことを前提としている。ところが、SPS 協定の解釈は、WTO 上級委員会が示す判例によって、その内容が協定発効後に明確にされてきたことから、各国の交渉時における意図とは異なる解釈が提示される場合も存在する。そして、その解釈が事実上、各国の行動に影響を与えてきたとの指摘もある中、このような過程による法化は、一般に法化モデルにおいては想定されてはいない。政策変容に関する分析では、規範などが重要な機能を果たすという点は指摘されているものの、SPS 措置の分野において、どのように各国が紛争解決処理機関のもたらした法化に対応したのかという点は、法化に関する理解を深め

¹⁷ Veggeland and Borgen (2005) については、第 4 章においても触れる。

るためにも、検討すべき課題であると思われる。

本研究においては、これらの検討課題をもとに分析を行うこととしたい。

1-3 本論文の分析視角及び構成

1-3-1 分析視角

WTO 協定により国内の規制権限が制約される分野は、SPS 措置の他にも TBT 措置、補助金など複数存在する。ただし、食品安全規制を含む SPS 分野は個々の国の価値判断に大きく影響を受ける。そして、WTO 発足以降、米国、欧州など主要国の間で、その価値判断に差異が存在することが顕在化されてきたことから、SPS 分野を主たる分析対象とすることで、異なる価値を持つ国が、どのようなメカニズムで行動を変化させるのかを分析することが可能となる。

また、WTO 本部において定期的で開催される SPS 委員会では、ガイドライン策定に向けた作業など様々な議論が行われており、これらの会議録を参照することで、各国の主張の変化の把握することができる。以上のことから、本論文においては、SPS 措置及び当該措置を規律する SPS 協定を主たる分析の対象とする。

また、紛争解決においては、敗訴した国の意図と異なる解釈を WTO 上級委員会が提示することで、多くの国にとっては意図しない法化が事実上進行してきた。このような外生的変化に直面する中、各国はどのように政策を変化させるのか。そして、その政策の変化は単に外的状況への適応によるものなのか、それとも政策が目指すべき規範自体が変化した結果であるのかという点について検討を行うことは、TPP 等近年の経済連携協定も合意に見られるような合意内容の要因を解明するためにも、重要な課題となる。

本論文においては、SPS 措置に関する法化をもたらしした可能性のある局面として、WTO の紛争解決処理に加え、WTO 発足前から任意の国際基準を設定してきた国際基準、WTO 発足後各国の合意により策定作業がなされたガイドライン、そして各国が自らの意思により合意した経済連携協定をとりあげて、採択、合意された文書などを通じ、これらが法化をもたらししたのか（もたらさなかったのか）について確認する。その上で、紛争解決処理といった各国の意図には沿わないことも起きる中で、それぞれの局面における各国（特に、米国、欧州及び日本）の発言等を通じて、その当時における各国の意図を探ることで、なぜ、SPS 措置に関する分野において法化が進展してきたのかを探ることとしたい。

1-3-2 構成

本論文は6の章で構成される。第1章（本章）において、理論的枠組として、問題意識及び関連する先行研究について概観するとともに、分析視角の提示を行った。

第2章においては、第3章以降において分析の対象となる国際規律の強化を通じて各国の規制権限に影響を与える（可能性のある）法化の3の局面、すなわち、WTO 紛争解決

処理機関上級委員会による解釈の提示、国際基準設定機関における国際基準等の設定及び WTO・SPS 委員会におけるガイドライン¹⁸並びに経済連携協定の合意について検討を行い、これらが規制権限に対する国際規律の強化に与えた影響を確認する。

これに対し、第 3 章及び第 4 章では、第 2 章で見た法化の進展に直面した各国がどのように対応したのかという点について確認を行う。まず、第 3 章では、WTO 紛争解決処理機関上級委員会による解釈の提示を通じた国際規律の強化に対する各国の対応の変化について検討する。特に、各国の主張内容の首尾一貫性について着目し、各条文の解釈に関する主張の方向性が時間の経過を通じて変化したかについて検討を行い、仮に、主張の方向性が変化する場合には、その理由についても各国が WTO の各会合及び紛争解決処理手続において行った主張を検討することで検証を試みる。

加えて、第 4 章では、紛争解決処理機関がもたらす法化の進展に直面した各国の紛争解決処理以外の場における行動の変化を検証する。具体的には、国際基準設定機関及び WTO・SPS 委員会における各国の活動に着目する。WTO の紛争解決処理を通じて、国際基準等の位置づけが明確になることで、各国の規制担当者にとって国際基準等の位置づけが変化したことが想定されることから、国際基準設定機関における各国の行動の変化の有無を検証する。あわせて、SPS 委員会における議論の変化の有無についても、特にガイドライン策定に向けた議論を中心に検討する。

第 5 章は、新たな国際的合意である経済連携協定に焦点をあてる。紛争解決処理機関による意図せざる法化に直面した各国が、なぜ、経済連携協定において SPS に関する規定を設けるに至ったのかについて、第 3 章及び第 4 章で見た、紛争解決処理機関、国際基準設定機関及び SPS 委員会における議論との関係にも着目しつつ、経済連携協定における合意内容を検証する。検討を行う。

第 6 章においては、前章までの検討を踏まえ、SPS 分野において法化が進展した理由について結論を得たい。

¹⁸ 次章以降で検討するとおり、国際基準等及び WTO・SPS 委員会におけるガイドラインそのものには法的拘束力はないものとされているため、併せて検討を行う。

第2章 規制権限における法化の各局面

本章においては、WTO 発足後、SPS 措置に関する領域において各国の規制権限に影響を与えた可能性にある各局面（WTO 紛争解決処理機関が提示した解釈、国際基準及び WTO・SPS 委員会におけるガイドライン並びに経済連携協定）において、法化で用いられる義務、精緻性、委任の概念を援用しつつ、それぞれの局面において、どのように国際規律が強化されたのか（又はされなかったのか）について確認を行う。

2-1 WTO 紛争解決処理

紛争解決処理手続が提示した勧告に、加盟国が従う義務の有無については、WTO 発足の時点から議論とされてきたが、WTO 発足から間もない時点において Jackson (1997) が指摘したように法的拘束力があるものと解されており、また、各国も多くの場合は、法的拘束力があるものとして受け止めてきた。本項においては、米国、欧州、日本など主要 WTO 加盟国が当事者となった紛争でとりあげられた個別の条項に注目しその概要について触れるとともに、各紛争において論点とされた条文を概観しつつ、各事件において上級委員会により明示された、各国が従うべき義務を示唆することとなった解釈を概観する。

なお、一般に、判例解説では特定の事件ごとに判例（WTO の場合は、パネル又は上級委員会報告書）が導き出した解釈、判例の意義、妥当性について考察が行われるが、本論文は、規制権限が意図せざる形で制約されることに注目していることから、法化モデルの3要素のうち義務を強化につながる解釈に主たる焦点を当てる。

なお、SPS 協定が争点となる紛争では、それぞれの紛争ごとに異なる争点が複数存在するが、本論文においては、過去、争点とされることが多い2.2条及び5.1に関する争点を「SPS 措置と科学との関係」として、加えて、初期の紛争であり国際基準との関係を明確化することとなった3条各号に関する争点を「SPS 措置と国際基準との調和について」として、更に、近年の紛争において争点とされることが多い5.5条及び5.6条に関する争点を「適切な保護の水準とそれに基づく措置について」として、これらが主要な争点とされた紛争を取り上げることとしたい¹⁹。

また、紛争解決処理は、第一審に相当するパネル、第二審（最終審）である上級委員会の二審で構成されるが、各国の上級委員会における主張は、パネルの結果を前提として行われるため、パネルと上級委員会で各国の主張は異なる。また、パネルの示した結論を上級委員会が覆すことも珍しくない。本章においては、各国の義務がどのように変化したかについて検証することを主眼としていることから、各国の主張についてはパネルの場における主張を紹介するにとどめ、紛争解決処理を通じて提示された解釈として、特に断りがない場合は上級委員会による報告書で示された内容を参照する。

¹⁹ 紛争の選定基準については、第3章3-1において詳述する。

2-1-1 SPS 措置と科学との関係について

WTO 発足直後から、各国が実施する SPS 措置と科学との関係は多くの紛争において論点となっており、各国の権利及び義務を規定する SPS 協定 2 条各号（特に 2.2 条）及びリスク評価（危険性の評価）²⁰について規定する 5.1 条、5.2 条については、紛争解決処理を通じて解釈が蓄積されてきた。ここでは、これらの解釈を概観することを通じて、SPS 措置と科学との関係について加盟国の義務がどのように明確化されてきているのかを検証を行うが、まず、条文上の整理について確認したい。

SPS 協定 2.2 条では、「加盟国は、衛生植物検疫措置を、(略) 科学的な原則に基づいてとること及び、第五条 7 に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する」と規定しており、SPS 協定 5.7 条で規定される暫定措置をとる場合を除き、科学的原則及び十分な科学的の存在を SPS 措置実施の要件としている。

また、SPS 協定 5.1 条においては、「加盟国は、関連国際機関が作成した危険性の評価の方法を考慮しつつ、自国の衛生植物検疫措置を (略) 危険性の評価であってそれぞれの状況において適切なものに基づいてとることを確保する。」と規定しており、リスク評価（危険性の評価）の実施もまた SPS 措置実施の要件とされていることがわかる。

さらに、附属書 A では、「危険性の評価」の詳細な定義を置いている。長くなるものの引用すると「適用し得る衛生植物検疫措置の下での輸入加盟国の領域内における有害動植物若しくは病気の侵入、定着若しくはまん延の可能性並びにこれらに伴う潜在的な生物学上の及び経済的な影響についての評価又は飲食物若しくは飼料に含まれる添加物、汚染物質、毒素若しくは病気を引き起こす生物の存在によって生ずる人若しくは動物の健康に対する悪影響の可能性についての評価」を指すとしている。

それでは、これらの条文の規定内容について、どのような議論が行われ、どのような義務の内容が明確化されたのか、WTO 発足から間もないころに提起された、EC・ホルモン事件、豪州・サーモン事件及び日本・農産物事件を通じて確認したい。

WTO 発足前からの欧米間の対立があり、それが WTO の場においても顕在化した EC・ホルモン事件においては、多様な論点において主張が対立した。このうち、科学と SPS 措置をめぐる議論について、提訴国である米国は、欧州の措置²¹は SPS 協定 2.2 条が要求す

²⁰ リスク評価 (Risk assessment) は、外務省が示す和文において危険性の評価とも訳されているが、ここではリスク評価を用いる。これらの訳語の整理については、2-2 で改めて述べる。

²¹ EC による 6 種類の成長ホルモン (3 種類の自然ホルモン (oestradiol-17, progesterone 及び testosterone)、人工的に製造された 3 種の合成ホルモン (trenbolone, zeranol 及び MGA)) を使用した牛肉の輸入制限措置。事件の経過については、宮野 (1998)、松下・清水・中川編 (2009: 204-205) などを参照。

る科学的な原則、十分な科学的証拠を欠いていると主張し、これに対して、被提訴国 EC は、同条は「十分な」科学的証拠を要求しているに過ぎず、SPS 協定 5.2 条においても、「入手可能な科学的証拠」を考慮することが求められていることを指摘し、自らの（この場合は EC の）科学者が適切かつ十分とする証拠に依拠する権利があると主張した（WTO 1997c: para. 4.23, 4.27）。さらに、EC は、SPS 協定は、厳密な科学に基づくリスク評価と国内の価値観などに基づく国内法に基づく行動であるリスク管理を峻別した上で、リスク管理の段階においては社会的価値が認識されると主張した（WTO 1997c: para 4.97）。

本事件は上級委員会へ上訴されたが、上級委員会は上記の論点について、以下の点を示した。まず、SPS 協定 5.1 条は、2.2 条における加盟国の基本的な義務を特定の場合に適用したものと考えることができ、2.2 条と 5.1 条が同時に読まれるべきとのパネルの見解に賛同した上で、リスク評価が数量的であることは求められないものの、5.1 条はリスク評価が SPS 措置を正当化することを要求しており（WTO 1998a: para. 186, 193）、EC が示した研究は一般的なリスクの存在を示す一般的な研究に過ぎず、特定のリスク（この場合はホルモン剤への一般リスクではなくホルモン剤により生育された牛の肉に残留するホルモン剤への具体的なリスク）に焦点を当てていない（WTO 1998a: para. 199-200）として、附属書 A4 パラの要件を満たさないことから、EC の措置は SPS 協定 5.1 条に違反すると認定した²²。また、リスク評価とリスク分析を峻別する考え方²³については、（パネルはリスク管理については社会的価値を含むとの立場をとったものの（WTO 1997c: para. 8.97）上級委員会はリスク管理という文言は条文上になく、リスク評価とリスク管理の峻別は条文上の根拠はないとしてパネルの見解を否定した（WTO 1998a: para.181）。

このように上級委員会は、EC によるリスク管理とリスク評価を峻別するべきとの主張を条文上の根拠がないものとして明確に否定した上で、リスク評価が満たすべき事項について一定の見解を提示した。そして、この解釈は他の紛争においても参照されることになる。

豪州が行う SPS 措置²⁴についてカナダが提訴を行った豪州・サーモン事件においては、提訴国カナダが豪州の措置は SPS 協定 5.1 条のリスク評価の基準を満たしていないと主張

²² 報告書の採択後も EC がリスク評価を行うために必要となる期間について米欧が対立しパネルが仲裁を行い、上級委員会報告書採択から 15 ヶ月という実施期間を示した。さらに、欧州はその仲裁結果内の実施が困難としたため代償を提供することになったが、その水準についても欧米が対立し、改めてパネルの仲裁が行われている。経過については、松下・清水・中川編（2009: 182）などを参照

²³ リスク評価とリスク管理を峻別する考え方は、食品安全分野におけるリスク分析の考え方に基づいているが、リスク分析については次節において扱う。

²⁴ 未加熱のサーモンの輸入禁止措置。事件の経過については、松下・清水・中川編（2009: 202-203）などを参照。

する一方、豪州は SPS 協定交渉時における議論にも言及しつつ、「それぞれの状況において適切なもの」との文言は、各国固有の情報の評価を含めることを許容していると主張した (WTO 1998b: para. 4.129, 4.131)。

本件も上級委員会まで争われたが、上級委員会は、附属書におけるリスク評価に関する定義を参照し、危険性の評価が満たすべき 3 要件 ((1) 病気の特定 (identify)、(2) 侵入等の可能性についての評価 (evaluate the likelihood) 及び (3) 適用し得る衛生植物検疫措置の下 (according to the SPS measures which might be applied) における侵入等の評価) を提示 (WTO 1998d: para. 121) した上で、EC・ホルモン事件における上級委員会報告書の記載を引用しつつ、可能性 (likelihood) の評価にあたっては、(数量的ではなく) 質的評価も許容されるとしながらも、評価実現性 (possibility) の提示では不十分であると示して豪州がリスク評価として示したものは第 2、第 3 の要件を満たさないことから、豪州の措置は SPS 協定 5.1 条に違反すると結論づけた (WTO 1998d: para. 135)。

結果として、豪州・サーモン事件では、EC・ホルモン事件を引用しつつも、リスク評価についてより明確な要件が提示することとなった。そして、この要件がこれらの紛争の当事国以外の国にも適用されたのが、日本・農産物事件である。

日本による植物防疫措置²⁵が SPS 協定に違反するとして米国が提訴を行った日本・農産物事件において、EC・ホルモン事件と同様、第 2.2 条における「十分な科学的な証拠」の解釈については立場が対立した。この事件も論点は複数にわたるが、SPS 措置と科学との関係について提訴側にたつ米国は、EC・ホルモン事件で示された解釈を参照しつつ日本の措置は SPS 協定 5.1 条及び 5.2 条に基づかず、第 2.2 条における十分な科学的証拠なしに措置が維持されていることを主張し、これに対して、被提訴国である日本は、自らの措置は十分な利用可能な文献とデータに基づいていると反論を行った (WTO 1998e: para. 4.58-4.64)。

本事件も上級委員会に上訴されたが、上級委員会は、十分な科学的証拠を求める SPS 協定 2.2 条の義務は、合理的又は客観的な関係が SPS 措置と科学的証拠との間に存在することを要求するとのパネル判断を支持し、更には、豪州・サーモン事件における上級委員会報告書を参照しつつ、日本が主張するリスク評価は本事件で提訴されている SPS 措置そのものについて議論していないことから、リスク評価が満たすべき要件を充足していないとして、日本の SPS 措置は SPS 協定 5.1 条に違反すると結論づけた (WTO 1999b: para. 84,113-114, 143)。

これらの事件を通じて見ることができるのは、WTO 上級委員会において提示された解釈は、判例として他の事件でも参照されることにより、新たな義務として各国を拘束するという点である。とりわけ、豪州・サーモン事件において協定交渉当時の意図とは異なる

²⁵ 害虫 (コトリンガ) の侵入を防止するための特定の生果実を対象とした禁輸措置。事件の経過については、松下・清水・中川編 (2009: 206-207) などを参照。

解釈に各国が服する事態になったこと、そして、日本・農産物事件において自らが当事国として関与してない事件で示された解釈を根拠の一つとして、自国の SPS 措置の協定整合性が否定されるに至った点は注目に値する。ただし、このような義務の強化が発生したのは SPS 措置と科学との関係に限定されるわけではない。2-1-2 では、国際基準をめぐる論点について焦点をあてたい。

2-1-2 SPS 措置と国際基準との調和について

SPS 協定 3 条は SPS 措置と国際基準等との関係について規定している。また、附属書 A では「国際的な基準、指針又は勧告」（国際基準等）²⁶の定義について、食品安全については、コーデックス委員会が、動物衛生については OIE 事務局が、植物防疫については IPPC 事務局が作成する国際的な基準、指針及び勧告を指すものと規定している。

SPS 協定 3 各条のうち 3.1 条においては、SPS 措置は「特に 3 の規定に別段の定めがある場合を除くほか、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる」として、各国の措置を国際基準等に基づくものとするを求めている。

加えて、3.2 条では、SPS 措置は、「国際的な基準、指針又は勧告に適合する場合には、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要なものとみなすものとし、この協定及び千九百九十四年のガットの関連規定に適合しているものと推定する」として、3.1 条とは別途に、措置が国際基準等に適合している場合の扱いについて述べている。

さらに 3.3 条においては、加盟国は、「自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を決定した場合には」、国際基準等によって達成される水準よりも高い「衛生植物検疫上の保護の水準をもたらす衛生植物検疫措置を導入し又は維持することができる」とした上で、「この協定の他のいかなる規定にも反してはならない」との条件を設けている。

このように SPS 協定 3 条の規定は、前章でとりあげた Perlman (2020) も指摘するようにその内容は曖昧であり、EC・ホルモン事件を通じてその義務の範囲は明確されることとなった。

EC・ホルモン事件において国際基準との SPS 措置との関係も主要な論点となったのは、食品安全分野の国際基準設定機関であるコーデックス委員会が、EC が規制の対象とした 6 種の成長ホルモンのうち、3 種の自然ホルモンについては人体に悪影響を及ぼす可能性がないとして基準値²⁷は設定されず、また 3 種の合成ホルモンのうち 2 種については基準値の設定がなされ、残りの 1 種については基準値の設定がなされていなかった (WTO 1997c: para. 2.17-2.25) ことによる。

²⁶ 「国際的な基準、指針又は勧告」の策定プロセス等の詳細は第 4 章において扱う。本章において紛争解決処理を通じて提示された解釈に関する記載にとどめる。

²⁷ この場合、一日摂取耐容量 (ADI)、残留基準値 (MRL)。詳しくは、次節で触れる。

本事件のパネルでは、提訴国である米国が、ECの措置は「国際基準等」に基づくものではなく SPS 協定 3.1 条に違反し、さらに、3.3 条によっても正当化されないと主張する一方で、被提訴国 EC は、措置が EC で施行された時点では国際基準が存在せず、さらに国際基準はコーデックス委員会において複数の反対票がある中で多数決による採択されたと指摘し、SPS 協定 3.1 条は加盟国がコーデックス基準に絶対的に従う義務がないことを明確化した条文であると主張した (WTO 1997c: para. 4.73, 4.77-4.78)。

先述のように本事件は上訴されたが、上級委員会では、国際基準等に基づく措置とは、国際基準等の上に立つ、又は支持される措置であるとした上で、国際基準等に適合する措置とみなされるためには措置が国際基準に従う (comply with) ことが必要であり、国際基準等に基づく以上のことが要求される (WTO 1998a: para.163) としてその関係を整理し、国際基準等に基づく措置となるためには、国際基準に従うことまでは要求されないとの概念上の整理を行っている。

その上で、SPS 協定 3 条に登場する国際基準等に「基づく措置」、「適合する措置」及び「国際基準等よりも高い保護の水準をもたらす措置」の概念的関係については、(1) 加盟国は、国際基準等の一部の要素を採用することにより、国際基準等に基づく SPS 措置の選択が可能である。ただし、「適合する措置」と異なり協定整合性までが推定されるわけではない (3.1 条)、(2) 加盟国は、国際基準等に従うことにより、国際基準等に適合する措置を選択することが可能であり、その場合は、SPS 協定、GATT と整合的であるとの推定を受けることができる (3.2 条)、(3) 加盟国は、国際基準等よりも高い保護の水準をもたらす、国際基準等に基づかない措置の選択が可能であるが、これは WTO 加盟国の権利であり 3.1 条の例外ではない (3.3 条)、との整理を行った。その上で、(3) の国際基準等よりも高い衛生植物検疫上の保護の水準をもたらす措置を実施する場合には、5.1 条の要件を満たす必要があるとの提示している (WTO 1998a: para.169-172, 177)。

このように、EC・ホルモン事件を通じて上級委員会は、第 3 条で用いられている国際基準等との関係を示す用語について解釈を示したが、国際基準等と適合しない措置の実施が可能であるかという点については、結局のところ 5.1 条の遵守の有無に帰着することとなった。言い換えれば、国際基準等と異なる措置が実施可能であることは明確化されたものの、これらと適合しない (異なる) 措置を実施する際には、5.1 条による危険性の評価を実施する必要があるという各国の義務が明確化されることとなった。また、3.3 条の条文中にもある「保護の水準」という用語についても、次項でみるように紛争解決処理を通じて解釈が明確されていくこととなる。

2-1-3 適切な保護の水準とそれに基づく措置について

「保護の水準」という用語は、SPS 協定において複数の箇所で登場している。まず、前文においては、「加盟国が人、動物又は植物の生命又は健康に関する自国の適切な保護の水準を変更することを求められることなく」、「加盟国間で調和のとれた衛生植物検疫措置

をとることが促進されることを希望」するとして、加盟国は自国の適切な保護の水準の変更は求められないということを明文化している。さらに、「適切な保護の水準」の決定について規定する 5.5 条においては、「各加盟国は、異なる状況において自国が適切であると認める保護の水準について恣意的又は不当な区別を設けることが、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすこととなる場合には、そのような区別を設けることを回避する。」として、適切な保護の水準の設定にあたり各国が回避すべき事項を述べている。

その上で、5.6 条においては、「加盟国は、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するため衛生植物検疫措置を定め又は維持する場合には、技術的及び経済的実行可能性を考慮し、当該衛生植物検疫措置が当該衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的でないことを確保する」として、適切な保護の水準を達成するための措置を実施するに当たっての各国が確保すべき要件等を定めている。

このように「適切な保護の水準」に言及は複数の条文で見られるものの、その内容については必ずしも明確とは言えないことから、やはり、紛争を通じて各国の義務が明確化されることとなった。以下、EC・ホルモン事件、豪州・サーモン事件及び韓国・放射性核種事件を通じて検討したい。

EC・ホルモン事件において、提訴国である米国は、適切な保護の水準が、恣意的又は不当であるか、そして、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすかについて、SPS 協定 5.5 条は 2 段階のテストを規定していると主張した (WTO 1997c: para. 4.217)。これに対し欧州は、5.5 条は、保護の水準の適用にあたり、恣意的又は不当な区別を回避するという点のみについて整合性を要求するものであり、その場合に限り、国際貿易に対する差別又は偽装した制限がもたらされる (WTO 1997c: para. 4.218) と主張を行った。

上級委員会では、適切な保護の水準の整合性は将来における目標であるとした上で、適切な保護の水準の整合性について法的な義務はなく、5.5 条違反を認めるためには、(1) 異なる状況において自国が適切であると認める保護の水準を採用していること、(2) 保護の水準が、恣意的又は不当に異なること (区別されていること) (3) 恣意的又は不当な区別が、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらしていること、からなる 3 要素を提訴国が示す必要があると提示し (WTO 1998a: para. 213, 214)、輸入国による「適切な保護の水準」の設定が SPS 協定 5.5 条違反とされるための要件については一定の整理がなされることになった。ところが、更に、5.6 条の規定が示唆する、他の貿易制限的ではない選択肢について、争点となったのが豪州・サーモン事件である。

豪州・サーモン事件では、提訴国カナダは、まず 5.5 条は恣意的又は不当な区別を回避することを要求しているにもかかわらず、(他の病原体を有する魚類は規制対象外としている一方で) サケ類を区別して輸入規制の対象としていること、また観賞用の生魚の輸入が認められていることを指摘し、豪州の区別は恣意的又は不当であり、国際貿易に対する偽装した制限となる要素があると主張した (WTO 1998b: para. 4.172, 4.182, 4.203, 4.209)。この主張に対し、豪州は、受け入れ可能なリスクの決定は 5.5 条の審査の対象で

はなく、一つの病原体に異なる措置が存在することは保護の水準の区別の証拠ともならず、豪州の指摘は恣意的又は不当な区別の存在を証明するものではなく、国際貿易への偽装された制限となった証拠を提示していないと応じた（WTO 1998b: para. 4.176, 4.185, 4.204, 4.216）。

さらに、5.6 条に関しても、カナダは 5.6 条の注を参照しつつ、豪州の措置は必要以上に貿易制限的であり、他の貿易制限的ではない選択肢も存在したことから同条に違反する（WTO 1998b: para. 4.217, 4.220）と主張する一方、豪州は、豪州の保護の水準に従い、豪州が利用可能な貿易制限的ではない措置が存在することをカナダが提示する必要がある（WTO 1998b: para. 4.226）と指摘した。

このように 5.5 条及び 5.6 条の双方について争点とされたが、上級委員会は、まず 5.5 条について、保護の水準における差異に関する恣意的又は不当な特性、保護の水準の実質的な程度の違い、5.1 条及び 2.2 条違反などの警告となるシグナル等が累積的に適用されることとしたパネル判断を支持した上で、豪州の措置が偽装された貿易制限であると提示した（WTO 1998d: para. 159-174, 176）。

加えて、5.6 条違反の有無については、まず、パネルが提示した基準²⁸について支持を示した（WTO 1998d: para. 194）。その上で、適切な保護の水準の決定は WTO 加盟国の権限（prerogative）であることを述べた上で、適切な保護の水準と SPS 措置は、それぞれ目的と手段の関係として明確に区別されており、適切な保護の水準と SPS 措置は相関関係にあること、そして、適切な保護の水準の決定は SPS 措置の設置、維持に先だって実施されるものであり、5.6 条は、代替的に実施可能な SPS 措置が、SPS 措置の実施に当たって輸入国が決定しているとおりの保護の水準に合致するかを検査することを要求している（WTO 1998d: para. 199-204）との解釈を提示した。

その上で、SPS 協定では明確に「適切な保護の水準」を設定する義務は課していないものの、もし輸入国にそのような義務がなければ、代替措置が保護の水準を達成するかを検証することは不可能であることから、「適切な保護の水準」の設定は、輸入国の権利であると同時に、暗黙の義務であるもの見解も示している（WTO 1998d: para. 205-206）。

このように 5.6 条についても、紛争解決を通じて基準（three-pronged test）が提示され、また、後の複数の紛争²⁹においても参照されることとなる。そして、近年の紛争において、特に注目を集める結果となったのが、次に扱う韓国・放射性核種事件である。

²⁸ 申立国が同条違反を主張する際には代替する措置が、3 の要件（(1) 技術的及び経済的実行可能性を考慮し、合理的に可能であること、(2) 適切な保護の水準を達成すること、(3) 必要である以上に貿易制限的でないこと。）を一つでも満たさない場合、紛争となっている措置は 5.6 条に整合的なものとなることの基準。three-pronged test と呼称される。

²⁹ インド・農産物事件など

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の流出を要因として2013年韓国が導入した8県からの日本産水産物の全面的な輸入禁止措置等が争点となった韓国・放射性核種事件³⁰も論点は複数にわたるが、適切な保護の水準に関して、提訴国日本は、韓国が実施する日本産水産物に対する輸入禁止措置や追加試験の要求について、豪州・サーモン事件で提示された解釈も踏まえつつ、韓国の措置が5.6条に違反すると主張を行った。具体的には、韓国の適切な保護の水準は年間1ミリシーベルト以下の被爆であると指摘した上で日本として代替措置（セシウムの検査）を提示し、この措置は韓国政府の保護の水準を達成するとともに、非貿易制限的であり、韓国による実行可能であると主張し、韓国の措置は5.6条に違反すると訴えた（WTO 2018a: para. 7.120, 7.145, 7.151, 7.161）。一方、韓国は、自身の適切な保護の水準は年間1ミリシーベルト以下に限定されず、定性的な要素（大規模な原子力災害による放射線がない通常の環境のレベル、合理的に達成可能な限り低く抑える）を含むものであることを主張した（WTO 2018a: para. 7.162-7.163）。

この後、本事件はパネルと上級委員会で対象的な結論を導き出す。パネルでは韓国が主張する「適切な保護の水準」の概念を受け入れた上で、日本の代替措置は韓国の保護の水準を達成するものとして韓国の措置は5.6条に違反する（WTO 2018a: para. 7.171, 7.252, 7.253-7.256）と提示した。ところが、上級委員会においては、韓国が主張し、パネルも受け入れることとなった「適切な保護の水準」のうち、定性的な要素については日本の代替措置が達成するかについて検討していないとして、5.6条に違反するとのパネル判断を覆した（WTO 2019: para. 5.30, 5.35, 5.39）。

このように、韓国・放射性核種事件においては、豪州・サーモンで提示された基準を前提として議論が行われたものの、上級委員会では、パネルにおける検証が不十分であることが指摘されその結論は覆されることになった。この紛争において上級委員会は5.6条の協定整合性を検討するに当たり代替措置が満たすべき条件について、一定の明確化を行ったものの、韓国の措置の協定整合性そのものへの判断は行わなかった。本事件については、SPS協定の解釈の是非に加えて現行の紛争解決システムについても多くの議論を惹起する結果となったが、川瀬（2019a）においても、上級委員会が他の加盟国等からの批判を懸念した可能性も指摘されている。

2-1-4 紛争解決処理がもたらす法化

紛争解決処理で提示された解釈は、当該紛争のみならず、他の紛争でも多く参照されることにより判例法として当該紛争の当事国以外の国も拘束することとなった。また、提示される解釈は、各国が協定交渉時に想定していた内容と異なることもあり、結果として意図せざる法化（法化の3要素のうち義務の強化）を招く結果をもたらした。第1章におい

³⁰ 本事件は日本国内でも高い関心を集め、複数の既存研究が存在する。事件の経過については、川瀬（2019a）、平（2019）、邵（2020）などが詳しい。

て、Ruggie (1998) 及び鈴木 (2017) を参照した際、ルールが生じさせる効果は、「模範的な行動の形を定めてそれに従うように命令する規制効果」と「模範的な行動を正当化する主張を付与する構成効果」に分類することが可能であることを取り上げたが、この区分を適用すれば、紛争解決処理機関で提示された解釈は、少なくとも規制効果として機能したことが分かる。また、各国は、紛争解決処理の場において自らの措置の協定整合性が否定されることを回避する動機付けを持つことから、実際に紛争となった SPS 措置に限らず、紛争解決処理は各国の SPS 措置に関わる法化を強く促すこととなった。

一方、紛争解決処理は法化が進行した唯一の場であったわけではない。第 SPS 協定 3 条においては国際基準に一定の役割を与えており、また、Scott (2009) が指摘したように、SPS 委員会はガイドラインの採択等により規範生成の機能を果たしている。次は、これらが国際規律に与えた影響について焦点をあてる。

2-2 国際基準及び WTO・SPS 委員会におけるガイドライン

2-2-1 国際基準等

SPS 協定 3.2 で規定されているとおり、各国が実施する SPS 措置は国際基準等に適合した場合、協定整合的であるとの推定を受けることになる。ここでは、SPS 協定で定義される国際基準設定機関及び当該機関が設定する国際基準等による法化について検討する。

SPS 協定附属書 A では協定で用いられる用語について定義を置いているが、このうち国際基準等については、食品安全についてはコーデックス委員会、動物の健康（動物衛生）については国際獣疫事務局（以下「OIE 事務局」という。）、植物の健康（植物防疫）については国際植物防疫条約の枠内で活動する関連国際機関及び関連地域機関（以下「IPPC 事務局」という）が国際基準設定機関として定義されている³¹。また、(d) において、食品安全、動物衛生及び植物防疫以外の事項については、SPS 委員会の確認の下で国際基準と位置づける余地を残しているが、現時点においてそのような例はない。

この 3 の国際基準設定機関の概要は図 2.1 (152 ページ) のとおりであるが、これらの 3 機関には複数の共通点がある。第一に、いずれの機関も WTO 発足 (SPS 協定発効) 前に設置されており、第二に、国際基準等それ自体では法的な拘束力を与える規定を持たない、そして、第三にこれらが SPS 協定 3 条により (事後的に) 各国が実施する SPS 措置のベンチマーク³²になったという点である

ここではこれらの特色に着目しつつ、各機関による法化の有無について検討し、特に食品安全に関するコーデックス委員会を中心に、国際基準等が国際規律に与えてきた影響を確認したい。

³¹ 農林水産省、厚生労働省のウェブページ上での記載を参考とした呼称。なお OIE の略称として、WOAH (World Organisation for Animal Health) が用いられることもある。

³² Scott (2009: 243)

2-2-2 コーデックス委員会

初回のコーデックス委員会は WHO 及び FAO の共同の委員会として 1963 年に開催された。採択機関であるコーデックス委員会（総会）の下に、部会が置かれているが、これらはその性格による、一般問題部会、個別食品部会、地域調整部会に大別される。たとえば、一般食品部会³³には一般原則部会、食品添加物部会、食品残留動物用医薬品部会³⁴、残留農薬部会など食品横断的な事項について討議する部会があり、個別食品部会³⁵としては、生鮮野菜・果実部会など個別の食品について議論するための部会が置かれている。また、地域調整部会³⁶としては、アジア部会など個別の地域に対応する部会が置かれている。

コーデックス委員会は、各国が個別の食品安全を確保するための措置のベンチマークの設定機関として、また、各国がこれらの措置を実施する際の原則を議論する場として、機能しており、そのベンチマークとしての機能を有する分野は多岐にわたる³⁷が、代表的分野としては、残留農薬の基準値、食品添加物などがあげられる。ただし、これらの基準がそのまま各国の国内規制となるわけではない。

たとえば、農薬についてはコーデックス基準として残留基準値が定められており、2015 年の時点において 4347 の残留基準値が設定されている（FAO/WHO 2016: 10）が、日本においては、食品安全基本法に基づき食品安全委員会が行う当該農薬に対するリスク評価によって導きだされた ADI（許容一日摂取量）をもとにして、その値を超えないよう薬事・食品衛生審議会³⁸において議論が行われ、残留基準値（MRL）が決定されることとなる（ADI 及び MRL の考え方については、動物用医薬品においても用いられる。）。このように、国際基準等が直接拘束力を有する形で各国規制措置に影響を与えるわけではない³⁹。

³³ 一般食品部会ではそれぞれホスト国が指定されている。たとえば、一般原則部会のホストはフランス、食品添加物部会のホストは中国、食品残留動物用医薬品部会のホストは米国である。

³⁴ 前節第 2 項でとりあげた EC・ホルモン事件において議論となった成長ホルモンの国際基準は、食品残留動物用医薬品部会において議論され、コーデックス委員会において採択されたものである。

³⁵ 個別食品部会もホスト国が指定されており、たとえば、生鮮野菜・果実部会はメキシコがホスト国となる。

³⁶ 地域調整部会の議長は、地域調整国（Regional Coordinator）がつとめる。

³⁷ コーデックス委員会の活動については、FAO/WHO（2018）に要約されている。

³⁸ 具体的な議論は、食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会で行われる。

³⁹ ただし、国際基準も参考要素の一つとして規定されている（厚生労働省 2004）。

ただし、コーデックス委員会は、農薬や食品添加物の基準値といった個別の基準だけではなく、各国が食品安全を確保するために行う作業の原則についても議論を行ってきた。これらの議論の結果として、現在、各国において食品安全に関わる者の間で共有されているのが、リスク分析と呼ばれるフレームワークである。

このフレームワークは、「何らかの問題が発生する可能性がどの程度か事前に把握し、問題発生の可能性と問題発生による健康影響等を考慮して、予め予防策を講ずるという考え」との考え方（辻山 2008）に基づくものであり、コーデックス委員会においても WTO 発足以前（1990 年代前半）から検討が進められてきた（FAO/WHO 2006c: xi）⁴⁰。そして、2003 年には「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」（Working Principles for Risk Analysis for Application in the Framework of the Codex Alimentarius）（FAO/WHO（2003））の採択、加えてその適用のための文書として 2007 年には「政府が適用する食品安全に関するリスクアナリシスの作業原則」（Working Principles for Risk Analysis for Food Safety for application by Governments）（FAO/WHO 2007c）が採択され、各国が行うべきリスク分析の原則について一定の合意がなされた。

また、コーデックス手続きマニュアル（第 28 版）は、リスク分析に関連する用語について、それぞれ次のように定義を置いている（FAO/WHO 2023: 104-105）⁴¹。

リスク（Risk）：食品中に危害要因が存在する結果として生じる健康への悪影響の確率とその程度の関数

リスク分析（Risk Analysis）：リスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの 3 つの要素からなるプロセス

リスク評価（Risk Assessment）：(i)危害要因特定、(ii)危害要因判定、(iii)暴露評価、(iv)リスク判定、という段階からなる科学に基づいたプロセス

リスク管理（Risk Management）：リスク評価とは別個のプロセスで、全関係者との協議を通じて、リスク評価や消費者の健康の保護及び公正な貿易の確保に関連する他の因子を検討しながら政策の選択肢を慎重に考慮するプロセス。必要であれば適切な防止及び管理の選択肢を選択する

リスクコミュニケーション（Risk Communication）：リスクアナリシスの全過程において、リスク、リスク関連因子やリスク認知などについて、リスク評

⁴⁰ また、コーデックス委員会におけるリスクアナリシスの検討の経緯については、山下（2008）、山田（2016）などを参照。

⁴¹ 邦訳は農林水産省ウェブページにおいて掲載されているもの。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/index-5.pdf>

（2024 年 1 月 8 日閲覧）

価者、リスク管理者、消費者、産業界、学界及び他の関係者間で行われる情報及び意見の相互交換であり、リスク評価結果及びリスク管理決定の根拠の説明を含む

以上のように、コーデックス委員会における定義では、リスク分析は、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの3要素から構成されるとともに、それぞれで果たされるべき異なる役割について明確化されている。

さらに、内閣府食品安全委員会は、日本政府内におけるリスク分析の役割分担について、図2.2（152ページ）を用いて、内閣府食品安全委員会がリスク評価（リスクの科学的・中立公正な評価）を、厚生労働省、農林水産省、消費者庁等がリスク管理（政策・措置の検討・実施）を、（各府省庁を含む）ステークホルダーがそれぞれの立場からリスクコミュニケーション（情報・意見の交換）を実施するとの説明を提示している。

このように、リスク分析の枠組の特徴の一つは、リスク評価とリスク管理を別個の概念として規定し、リスクコミュニケーションとあわせてリスク分析が構成されるという点にある。このリスク分析の枠組に強制力はないものの、各国の食品安全行政にもその考え方は取り入れられてきている。

たとえば、日本では2003年に公布・施行された食品安全基本法において、リスク分析の考え方が導入され⁴²、内閣府食品安全委員会がリスク評価（食品健康影響評価）を、厚生労働省及び農林水産省がリスク管理（食品の安全性の確保に関する施策）を実施する体制が確立された。欧州、米国においても同様に食品安全行政にリスクアナリシスの枠組が組み込まれている⁴³。

本論文においては、食品安全行政におけるリスク分析の内容の詳細については、これ以上とりあげないが、重要な点はSPS協定が国際基準等による参照するコーデックス委員会においては、遅くとも「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」が採択された2003の時点においては、リスク評価を構成要素の一つとするリスク分析の概念が定着し、各国の食品安全規制行政においてこれが導入されているという点である。

また、リスク分析の考え方の浸透は個別の国の実務にとどまらない。1998年、WTO上級委員会は、EC・ホルモン事件において、SPS協定においてリスク評価とリスク管理を峻

⁴² 食品安全基本法の条文にはリスク分析等の用語は用いられてはいないものの、内閣府食品安全委員会の季刊誌において、リスク分析の考え方は、「食品安全基本法により食品安全行政に導入されました」と明言している。（内閣府食品安全委員会 2013: 2）

⁴³ 欧州の食品安全規制を日本の行政機関が概観したものとしては、内閣府食品安全委員会（2004）などがある。また、米国については、FDA（2011）などを参照。日本を中心に米欧の食品安全行政にも触れたものとしては、熊谷（2015）がある。

別する考え方を明確に否定した。これは、SPS 協定においては、リスク評価（危険性の評価）の定義のみが置かれていることを理由とする（WTO 1998a: para.181）。ところが、2021年にWTOで開催されたワークショップでは、WTO事務局職員がSPS協定におけるリスク分析について、上級委員会で否定されたリスク評価とリスク管理の峻別を前提とする説明を行っている（Fléchet 2021）。

以上のように、コーデクス委員会の議論は、農薬の残留基準値といった個別の食品安全を確保するための措置が一定のベンチマークとしての機能を果たすことに加え、コーデクス委員会において議論、採択されたリスク分析の枠組によっても、各国の食品安全行政、規制権限の在り方に影響を与えていると考えることができる。

最後にリスク分析に関する用語の邦訳について述べたい。英語を用いて述べれば、Risk Analysisは、Risk Assessment、Risk Management及びRisk Communicationから構成されることになるが、これらの用語に関する邦訳は、日本の関係府省が公表する資料においても必ずしも安定していない（たとえば、Risk Analysisという用語を、農水省は「リスク分析」と訳出しているが、食品安全委員会は「リスクアナリシス」と表記し、また、TPP協定での邦訳では「危険性の分析」と訳出している。）。また、これは、Risk Assessment、Risk Management、Risk Communicationについても同様である。本論文においては、以後、混乱を避けるため、邦訳の条文を引用する場合などを除き原則として、Risk Analysisは「リスク分析」、Risk Assessmentは「リスク評価」、Risk Managementは「リスク管理」、Risk Communicationは「リスクコミュニケーション」という邦語訳を用いることとしたい。

2-2-3 OIE

OIEには、国際基準案（コード等）の採択を行う総会の下、日常業務を遂行する理事会、地域の課題を扱う地域委員会に加え、専門的な課題に対処する専門委員会が置かれている。動物衛生に関する国際基準等は、この専門委員会で主たる検討が行われている。現在、国際基準としては、対象となる動物（陸生動物、水生動物）を2分した上で、国際貿易のための基準である「コード」及び疾病の診断のためのアプローチの基準となる「マニュアル」がそれぞれ作成されており、計4種のコード、マニュアルが存在している（SPS協定との関連では、貿易に関連する「コード」が国際基準となる。）。

陸生動物コードは一般条項を置く第1巻（第1章から第7章）及び個別の疾病についての勧告を規定する第2巻（第8章から第16章）により構成され、第2巻においては、それぞれの疾病に関連した輸入条件などが記載されており、たとえば、口蹄疫については8章において、感染、非感染といったそれぞれの国・地域の状況に応じた輸入条件に関する基準を設定している。

また、コード、マニュアルとは別に、特定の疾病（豚熱など6種）について OIE は公式な清浄性認定を行っており、OIE で清浄性認定を得た認定は輸出解禁にとおいて有利になるとされている（宮城島 2012: 150）。

なお、SPS 協定 3.1 条に基づき口蹄疫に関するコードの遵守が争点の一つとなった事例が米国・動物類事件⁴⁴であるが、米国が実施した口蹄疫感染国であることを理由とするアルゼンチン産の生鮮牛肉等への輸入禁止措置のうち、パタゴニア地域からの輸入の規制が争点となった。この紛争において、パネルは米国の措置が OIE コードに違反しており、また、科学的な根拠も示していないとして、米国の SPS 協定 3.1 条違反を認めている（WTO 2015b: para. 7.255-7.257）⁴⁵。

このように、OIE による国際基準は SPS 協定 3 条の規定を通じて、各国の動物衛生に関する個別の措置に影響を与えることとなる。また、OIE 事務局は、2004 年に「動物および畜産物の輸入リスク分析ハンドブック」（OIE 2004）⁴⁶を策定している。当該ハンドブックにおいては、食品安全分野と同様に、リスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションから構成されるリスク分析の考え方を導入している⁴⁷。

このように、動物衛生の分野においても国際基準等は高い重要性を保持しており、たとえば、日本の農林水産省においても、「家畜衛生に関する措置については適切なリスク評価を行うこと、国際基準に基づくことが必要であるとされており、国際獣疫事務局(OIE)が策定した国際基準(OIE コード)との整合性と、評価過程の透明性の確保が重要な課題」であるとして、リスク評価の概念を用いる「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続」を公表している⁴⁸。

2-2-4 IPPC

植物防疫措置の国際基準については、IPPC 事務局⁴⁹が国際基準設定機関としての活動を行っている。植物防疫分野においても、食品安全、動物衛生と同様、個別の措置に関する基準に加え、リスク分析の枠組について提示がなされているが、植物防疫分野においては、これらがすべて ISPM（International Standards for Phytosanitary Measures）という形式の国際基準で定められている点に特徴がある。たとえば、ISPM 2 及び 3 においては、

⁴⁴ 本事件の経過については、石川（2016）を参照。

⁴⁵ 本件について上級委員会への上訴はなされていない。

⁴⁶ なお、2010 年に第 2 版が公表されている。

⁴⁷ 本ハンドブックの概略を紹介するものとして、横山（2004）がある。

⁴⁸ 農林水産省ウェブページにおいて公開されている。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/sop/>

（2024 年 1 月 8 日閲覧）

⁴⁹ ウルグアイランド開始以降の IPPC の活動については、舟木（2016）が詳しい。

植物防疫に関するリスク分析の枠組を規定する一方で、ISPM28の附属所18においては、かんきつ類に発生した特定の害虫の処理といった個別の事項について規定を行っている。

また、さらに特徴的なのは、コーデックス、OIEがWTO発足前から国際基準を策定してきた実績がある一方で、IPPCについては国際基準策定の活動が低調であったという点である。この点について舟木(2015)は、「IPPC(1979)には国際基準、国際基準策定メカニズム、および事務局機能等に関する条項は含まれていなかった」ため、「1997年に国際基準、国際基準策定メカニズム、および事務局機能等に関する条項が含まれる改正IPPC(1997)が第29回FAO総会において承認された」と指摘しており、SPS協定は1995年に発効したものの、これによって付与される国際基準に関する機能が植物防疫分野で発揮されるまでには、時間を要したことがうかがえる。

一方、2023年末時点においては47のISPMが採択されており、個別的な植物防疫措置に関する国際基準、リスク分析の枠組の双方について整備が進展している状況にある。

2-2-5 国際基準等全般に係る評価

国際基準等については、コーデックス委員会、OIE、IPPCが基準の策定を本格的に始めた時期、また、その方向性は多様であるものの、現時点においては、食品安全、動物衛生、植物防疫のそれぞれ分野において国際基準の策定が進められており、また、分野によってはその内容がWTOの紛争解決処理において論点にもなってきた。このように、国際基準は法的拘束力を伴うものではないものの、SPS協定3条各号の解釈を通じて、事実上、各国の規制権限に影響を与えている。さらに、各国際基準設定機関は、リスク分析の枠組を提示し、各国の規制措置に指針を示してきた。したがって、この点を法化モデルの関連で述べれば、SPS協定3条で参照される国際基準等の策定は、SPS協定の義務を強化するものではないが、各国が従うべき義務の精緻化をもたらしたと評価することが可能であると考えられる。

2-2-6 SPS委員会のガイドライン

SPS協定第12条に基づき、衛生植物検疫措置に関する委員会(SPS委員会)がWTOには設置されている。SPS協定12.1条の規定により委員会の決定はコンセンサスに基づくものとされているが、複数の文書が採択、決定されており、このうち現時点でSPS委員会が「主要な決定及び文書」⁵⁰として公開しているものは、SPS委員会外で決定された文書

⁵⁰ “Major decisions and documents”としてWTOのウェブページに掲載。なお、PDF版としてWTO(2023b)があるが、最新の文書(第12回WTO閣僚会議における決定を実施するための作業計画)が掲載されていない。

https://www.wto.org/english/tratop_e/sps_e/decisions06_e.htm

(2024年1月8日閲覧)

(SPS 協定、閣僚理事会における決定) を含め 18 に及んでおり、表 2 (144 ページ) ではその概要を整理している。

これらの文書のうち、1 は協定本体、2、3、12 及び 13 は SPS 委員会における手続又は今後行うべき議論を提示するもの、4 から 10 は各国の SPS 措置に関するもの、11、15 及び 16 は SPS 委員会における検討を要約したもの、14、17 及び 18 は閣僚会合における決定に関する文書である。このうち、WTO では、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 9.2 条により、「閣僚会議及び一般理事会は、この協定及び多角的貿易協定の解釈を採択する排他的権限を有する」とされていることから、協定として各国が合意し批准した 1 に加え、閣僚会合決定という形式により協定の解釈を提示する 14 は法的な拘束力を持つ可能性がある。

また、その他の文書 (本章では、SPS 委員会のガイドラインと呼称する。) についてはそのような拘束力はなく、実際、多くの文書において、「加盟国の権利及び義務を追加・免除するものではない」又は「加盟国の権利、義務に関する法的解釈を提示するものではない」との趣旨の文言が記載されており、これらの文書に各国の規制権限を拘束する意図がないことは否定されている。

ところが、これらの SPS 委員会のガイドラインは、紛争解決処理における上級委員会報告書で参照されることを通じ、各国の措置に影響を与える可能性を持つこととなる。

たとえば、表 2 (144 ページ) における 6 番目の文書 (Guidelines to Further the Practical Implementation of Article 6 of the Agreement on the Application of SPS Measures (Regionalization)) は、SPS 協定 6 条「有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整」⁵¹の実施のためのガイドラインを示している。

当該文書の 4 パラでは、輸入国が行うべき事項 (清浄地域であるとの認定の根拠、清浄地域であること認定する要求を評価するために必要な情報を含め、一般的な手続の概要を公表すること) を、8 から 10 パラにおいては、輸出国、輸入国が情報交換を行うにあたり実施すべき事項 (輸出国が清浄性を維持する能力を提示すること、輸入国がすべての提供された情報を考慮すること等) (WTO 2008b: para. 4,8-10) を提示しているが、本ガイドラインは、米国・動物類事件のパネルにおいて、協定 6.2 条及び 6.3 条の解釈を行うにあたり参照されることとなった (WTO 2015b: para. 7.656, 7.660)。

⁵¹ 「地域主義」(regionalization) とも呼称され、「有害動植物の無発生地域及び低発生地域の制度を取り入れることによって、衛生条件を国境等の政治的境界に必ずしも対応させなくてもよいことを認識すべきこと」(外務省 1996: 153) を差す。たとえば、輸出国内で有害動植物の発生が確認されている場合でも、当該国内の特定の地域における清浄性が確認される場合は、その地域からの輸入は解禁されるという考え方を指す。なお、本論文においても、以後、この意味で「地域主義」という用語を用いる。

さらに、同じく地域主義の適用が争点となった、ロシア・アフリカ豚熱事件⁵²においても、パネルは6.2条、また、上級委員会は6.3条の協定解釈を行うにあたり、SPS協定6条ガイドラインを考慮している。(WTO 2016: para. 7.388) 及び (WTO 2017a: para. 5.65, footnote. 197)

このように SPS 委員会のガイドラインは、紛争解決処理において参照されることで、各国の規制権限に影響を与えることとなった。

なお、石川 (2017: 63-64) が指摘するように、動物衛生分野における地域主義の運用について、農林水産省は「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続」(農林水産省 2008a) を定めているが、本件が議論された食料・農業・農村政策審議会第8回家畜衛生部会において配布された資料(農林水産省 2008b)においても、その趣旨として「SPS 委員会(衛生植物検疫措置に関する委員会)の議論を踏まえ、今後、輸入解禁に関する手続を輸出国に対して説明することが求められることは確実」との記載があり、農林水産省は、SPS 協定6条ガイドラインと整合するよう国内制度を構築していたと考えられる。

このことを踏まえれば、SPS 委員会において採択された各種のガイドラインは、紛争解決の当事国になるか否かを問わず、WTO 加盟国にとっての守るべき規範として受け取られ、各国の規制の在り方に影響を与えた評価することができるだろう。

以上のように、SPS 委員会のガイドラインは、紛争解決で引用されることによって、また、各国の規範に影響を与えることによって、各国の規制権限に影響を与えてきたと考えられる。また、法化モデルの文脈においては、SPS 委員会のガイドラインは、直接的に SPS 措置に関する各国の義務を強化するものではないが、紛争解決処理で参照されること、また、各国の自主的な遵守を通じて、各国が従うべき義務の精緻化をもたらしたと評価できると言える。

このように、国際基準等及び SPS 委員会のガイドラインは法的拘束力が想定されていないにもかかわらず、SPS 措置に関する法化をもたらし、各国の SPS 措置に影響を与えた可能性があるが、これに対して、法的拘束力を有することを前提として合意がなされるのが経済連携協定である。次は、この経済連携協定について簡単に触れたい。

2-3 経済連携協定

経済連携協定は最恵国待遇の例外として GATT24 条に基づく自由貿易地域として容認されている。その要件として、24.5 条において構成地域外の国に対して貿易制限的とならないこと等を求めるとともに、24.8 条において、自由貿易地域は、関税その他の制限的通

⁵² リトアニアにおけるアフリカ豚熱の発生に伴いアフリカ豚熱未発生国を含む欧州全域からの豚肉の輸入を禁止したロシアと地域主義の適用を求める欧州が対立した紛争。事件の経過及び SPS 協定6条の解釈については、石川 (2017) を参照。

商規則（ただし、SPS 措置が含まれる GATT20 条等で認められているものは除外されている。）を実質上すべての貿易について廃止することを求めている⁵³。

このとおり、経済連携協定では、SPS 措置に関する規制権限に関する規定を置くことは要件されていない。実際に、TPP 合意以前において日本が合意した経済連携協定においては、SPS 措置に関連して情報交換等のための小委員会を置くといった規定を含む SPS 章を置く場合はあったものの、SPS 措置の執行に影響を与えるような規定は置かれていなかった。また、SPS 措置について経済連携協定独自の紛争解決手続を適用するとの規定も置かれていない。そして、この状況は米国、欧州が締結した経済連携協定においても、経済連携協定独自の紛争解決手続の適用等の相違はあるもののおおむね同様であり⁵⁴、先行研究においても、米国の締結した経済連携協定の SPS 章については「形式的ルール条項を内容とする」、また欧州の場合においては「手続面の詳細化条項」又は「形式的ルール条項を内容」とするとも評価されている（林・弦間 2019: 75）⁵⁵。

ところが、TPP 以降の経済連携協定⁵⁶では、手続的なものとするのか、それとも実質的な内容を含むのかという点は見解が分かれるものの SPS 措置に関する詳細な規定が設けられ、また、除外されている規定はあるものの経済連携協定独自の紛争解決処理も適用されることになった。国際約束として合意される以上、一定の法的拘束力が生じるため、法化モデルにおいては義務を高度にするものとして理解することが可能であるが、手続の詳細化という面では精緻、経済連携協定独自の紛争解決処理が導入されるという面では委任を高度にするものとして機能することも考えられる。

2-4 規制権限における法化の進展

本章においては、規制権限における法化の3局面として、紛争解決処理、国際基準、SPS 委員会におけるガイドライン及び経済連携協定について検討を行ってきた。これらはすべて、各国の規制権限に影響を与え、法化を進展させる可能性があるという点では同様であるものの、その経路は異なる。

たとえば、紛争解決処理で提示された解釈は、判例として当該紛争の当事国以外も拘束することから、自らの SPS 措置が協定非整合とされることを望まない各国は、その解釈に影響を受けることとなる。一方、国際基準は、それ自体が法的拘束力を有するものではな

⁵³ GATT24 条については、経済産業省（2023）などを参照。

⁵⁴ 2014 年に署名し、2016 年に発効した EU がウクライナ、ジョージア、モルドバと結んだ「深化した包括的自由貿易協定」では、地域主義などについて実質の規定が置かれているが、その協定が対象とする分野は後に発効する日欧 EPA より限定されている。

⁵⁵ これに加え、2013 年の時点において主要貿易国が締結した経済連携協定の SPS 章を分析の対象としたものとして林（2014）がある。

⁵⁶ 経済連携協定については第 5 章で詳しく合意内容を確認する。

いものの、個別の国際基準は SPS 協定 3 条各号を通じて各国の規制権限に影響を与えてきた。また、コーデックス委員会を中心にリスク分析の考え方を確立することにより、SPS 協定そのものには存在しないリスク分析という規範に基づき、各国が SPS 措置を行うという状況が出現させた。さらに、SPS 委員会において採択されたガイドラインも国際基準と同様、それ自体では法的拘束力を有するものではないが、紛争解決処理手続において個別の協定を解釈する際に参照されること、加えて、各国の自主的な遵守により、各国の規制権限に影響を与えることとなった。そして、経済連携協定は、経済連携協定独自の紛争解決処理の適用にかかわらず、国際約束として義務を形成し、規制権限に影響を与えることになる。

以上の考えられる影響の経路を整理すると、図 2.3 (153 ページ) の矢印の方向性で示されているとおり、紛争解決処理機関で示された解釈は、当事国以外の国も含め各国の SPS 措置に影響を与える。加えて、国際基準、SPS 委員会のガイドラインもそれぞれ、任意の文書であるにもかかわらず、実態として各国の SPS 措置に影響を与えてきた。さらに、国際基準の内容は SPS 協定 3 条各号により、また、SPS 委員会のガイドライン紛争解決処理の報告書で参照されることにより、紛争解決処理を通じて (間接的な形でも)、各国の SPS 措置に影響を与えてきた。しかしながら、下図は、規制権限が被る方向の影響のみを整理したものであって、国際基準、SPS 委員会におけるガイドライン、そして規制権限における大きな法化をもたらすことになる経済連携協定における SPS 章の内容の変化の背景について説明を行うものではない。また、紛争解決処理機関による解釈が協定交渉時に予期していなかった内容を含み、さらにそれが判例として機能するという事態が、各国の行動及び認識を変容させた可能性もある。

第3章 各国による WTO ・紛争解決処理機関の解釈の受容

3-1 SPS 協定上の権利・義務に関する各国の考え

本章及び次章においては、紛争解決処理機関を中心に予期しない法化が進みつつある中において、各国の行動、認識がどのように変容したのかその方向性について、各国の主張をみることにより確認するが、特に、本章では紛争解決処理手続による法化が交渉時の意図を超えて各国の措置を規律していく中、各国は、受動的に解釈を受け入れる続ける存在であったのか、それとも、解釈の蓄積に伴い主張を変容させたかという点について検討する。

また、これらの検討では、当事国以外の立場による紛争への参加（第三国参加）にも注目する。WTO の紛争解決は当事国以外の国の規制権限の在り方に影響を与えてきたが、WTO の紛争解決手続では当事国以外の国が関与する経路も確保されており、当事国以外の国は上級委員会における解釈を一方的に押し付けられる存在であったわけではない。WTO の紛争解決手続では、当事国（申立国及び被申立国）以外の国が参加し、意見を述べる事が認められておりこれは、第三国参加とも称され、パネル、上級委員会の審議においては、これらの第三国の立場にある国が主張を行う機会が一定程度は制度的に担保されている。

このことを踏まえ、本章においては、（パネル・上級委員会が提示した解釈ではなく）紛争に参加した当事国及び第三国が提示した主張を検討することを通じて、主張の方向性の変容の有無、そして、変容が生じている場合にはその背景について検討を試みる。

なお、第三国参加は任意で行われるものであるが、一般に、WTO において自国の主張を行うにあたっては、主張内容の検討、そして自国内部における調整等のための一定のコストが発生する。このようなコストを払ってまで第三国として主張を行うということは、それだけの高い関心を、個別の事件又は争点について有していることを意味する。加えて、提訴国は、対象の SPS 措置の協定非整合性を立証することが至上命題となり、また、被提訴国は自国の措置の協定整合性の立証が死活問題となることから、主張の方向性は自ずと定まる。これに対し、第三国の参加の場合はより制約のない立場からの主張が可能であり、争点そのものに対する主張を当時者としての利害に影響を受けることなく行うことが可能であると思われる。以上のことから、本節においては、第三国としての主張に特に焦点をあてたい。

本章では、ある国の、特定の争点における SPS 措置を実施する国の権利（又は義務）を肯定（又は否定）する立場が、当事国として参加する場合においても、第三国として参加する場合においても一定（たとえば、首尾一貫して SPS 措置は科学的原則に厳格に基づくことを求める）であれば、その国が理想とする SPS 協定の解釈の方向性は一定であると評価する。その一方で、第三国参加の場合も含めて、当該国の主張の方向性に变化（たとえば、科学的原則からの一定の逸脱を容認する立場から、その逸脱を認めない（又は厳格に

とらえる) 立場への移行) 変化がある場合には、当該国があるべきと考える解釈の方向性に変容が生じている可能性がある」と評価する。

なお、本章において各国の主張検討するにあたり、紛争解決処理報告書を参照する。これは、一部の国においては自らの主張の内容を記した意見書を公開しているものの、パネル及び上級委員会における審議の内容は、DSU14条及び17.10条において秘密とされていること、また、現に公開されているパネル及び上級委員会の報告書においては、各国の主張が比較的、明確に記載されていることを踏まえたものである。さらに、各国の主張を検討するに当たっては、特段の記載を行う場合を除き、パネル審理における各国の主張に焦点を当てる。上級委員会における主張も含めて取り上げることも考えられるが、多くの場合、上級委員会における主張は、パネル報告書で示される解釈又は当事国の主張に対する反論、同意として展開されていることを踏まえれば、パネル審議における主張を取り上げることによって、当該紛争の時点における各国のSPS協定の適用に関する考え方を十分に捉えることが可能であると考えられるためである。

以上を踏まえ、本章においては、各国の考え方の変動を把握する観点から、SPS協定への違反の有無が議論された紛争のうち、前章でもとりあげた、SPS措置と科学との関係、SPS措置を国際基準との関係及び「恣意的又は不当な区別」と適切な保護の水準が、主要な争点となった紛争について、各国の主張の変動の有無について確認を行いたい。

ただし、SPS協定が引用されている紛争は多数にのぼることから、以下の手順により、SPS措置と科学との関係、SPS措置を国際基準との関係及び「恣意的又は不当な区別」と適切な保護の水準が主要な争点となった紛争を選定した。

まず、WTO事務局はウェブページにおいて、パネル報告書が公表されているほとんどの事件⁵⁷について報告書要約(One-page summary)を公表しているが、当該要約においては、上級委員会等が提示した主要な判断については、主要なパネル・上級委員会の見解(Summary of Key PANEL/AB Findings)として、多くの場合、協定名、条項を特定した上で、当該紛争で導かれた見解の整理を行っている。

WTO設立以降、2023年12月31日の時点において報告書要約が公開されSPS協定が主要な見解として提示されている事件のリスト及び主要な見解における記載の状況は表3.1(147ページ)のとおり⁵⁸である。これらの紛争のうち、(1)SPS措置と科学との関係についてはSPS協定2.2条、5.1条、(2)SPS措置と国際基準との関係についてはSPS協

⁵⁷当該紛争について当事国間で合意に達した場合には、要約が公表されていないこともある。

⁵⁸表3.1(147ページ)における最新の事件は韓国・放射線核種事件となる。韓国・放射線核種事件以降にパネル報告書が採択された事件として、コスタリカ・アボカド事件(DS524)もあるが、2023年12月31日時点で報告書要約へのアクセスは不可能な状態にある。

定3条各号、そして(3)「恣意的又は不当な区別」と適切な保護の水準についてはSPS協定2.3条、5.5条及び5.6条に「主要な見解」としての該当がある場合、本章で注目する論点が主要な争点となった紛争として扱っている。

また、本来であれば、多数の国の主張を検討の対象とすべきところであるが、本論文は主要貿易国間で結ばれる経済連携協定の内容の変化の要因を検討することが主目的であることを踏まえ、本章においては、米国、欧州、日本を分析の対象としている。

3-2 紛争解決処理手続における各国の主張

3-2-1 SPS措置と科学との関係について

SPS措置と科学との関係については、SPS協定、2.2条、5.1条をめぐる紛争において争点とされてきており、SPS措置を実施する国の義務を厳格にとらえる立場からは科学的根拠の必要性を強調し、一方、SPS措置を実施する国の権利を強調する立場においては、SPS措置を科学との関係には柔軟性が認められるべきことを主張する傾向にある。

SPS措置を実施する国の権利、義務の根幹に直結する論点であるため、過去、SPS措置の協定整合性が争われた紛争のうち、韓国・放射線核種事件を除く、すべての紛争で主要な争点とされてきているが、本節においてはこれらの紛争の中でも、WTO発足後、初めてSPS措置をめぐる紛争として上級委員会報告書が公表されたEC・ホルモン事件及びほぼ同時期にパネル、上級委員会の審理が行われた豪州・サーモン事件、加えて、日本・農産物事件、日本・リンゴ事件、EC・バイテク事件、豪州・リンゴ事件、インド・農産物事件、米国・動物類事件及びロシア・アフリカ・豚熱事件における主張についても検討を行い、その動向について検討することとしたい。

また、本章では、各国の主張の変化の有無を検討することを主目的としていることから、米国、欧州、日本の順にその主張の変化をたどりたい。

3-2-1-1 米国

米国は、提訴国として臨んだEC・ホルモン事件のパネル審議において、科学的知見の欠如そのものがSPS措置の実施を正当するものではなく、リスクを特定することが当該措置を加盟する国に要求されるとの主張をおこなっている(WTO 1997c: para. 4.46)。また、第三国参加を行った豪州・サーモン事件においても、特定の病気ごとに措置が正当な衛生上の懸念に基づくかについて分析することが必要との主張を行っており(WTO 1998b: para. 5.28)、全体として、リスクを特定した上で、その特定されたリスクと措置との関係性を要求する立場から、WTO加盟国の義務を強調している。

また、提訴国となった日本農産物・事件においても、SPS協定は、科学的原則に基づくことの定義を示していないとしつつ、最低限、リスクを特定し、SPS措置がリスクから保護するための科学的証拠が必要であり、また、EC・ホルモン事件の上級委員会報告書を参照しつつ、理論的なリスクは科学では常に存在するものとして、5.1条で評価されるべきリスク

ではないとの主張を行っている (WTO 1998e: para. 4.58)。

加えて、同じく提訴国となった日本・リンゴ事件においては、日本・農産物事件のパネル報告書及び上級委員会報告書を参照した上で、SPS 協定 2.2 条は、合理的又は客観的な関係が SPS 措置と科学的証拠の間に存在することを要求していると指摘するとともに、豪州・サーモン事件の上級委員会報告書に基づき、有害な影響に関する一般的で曖昧な言及は、5.1 条におけるリスク評価で要求される定量的評価でも定性的評価とはならない (WTO 2003d: para. 4.48, 4.140) として、既存の解釈を参照しつつ輸入国の義務を強調する主張を継続している。

さらに、提訴国の一つとして参加した EC・バイテク事件⁵⁹においても、EC の措置⁶⁰のうち一般モラトリアムについて、EC・ホルモン事件の上級委員会報告書を引用し、SPS 措置とリスク評価には合理的な関係が必要であることを指摘することで 5.1 条違反を主張するとともに、合理的又は客観的な関係が SPS 措置を科学的証拠の間に存在しないことを指摘しつつ、5.1 条違反により 2.2 条にも違反をすると主張した。また、個別モラトリアムについても 5.1 条違反であることを主張した (WTO 2006d: para. 4.173-4.175, 4.187)。加えて、国別セーフガード措置についても、各国は懸念を提示するのみでリスク評価を実施していないとして、SPS 協定 5.1 条に違反すると指摘し (WTO 2006d: para. 4.190)、既存の上級委員会報告書にも依拠しつつ、SPS 措置を実施する果たすべき義務を指摘している。

さらに、ニュージーランド産のリンゴに対して豪州が実施する SPS 措置が争点となった豪州・リンゴ事件⁶¹においても同様に、SPS 協定 2.2 条は、合理的又は客観的な関係が SPS 措置と科学的証拠の間に存在することが求められると主張している (WTO 2010a: para. 5.93)。そして、提訴国として臨んだインド・農産物事件においては、インドはリスク評価を実施していないとして、SPS 措置はリスク評価に基づいたものと言えず、5.1 条、5.2 条に違反すると主張している (WTO 2014c: Annex B-1 para. 16-19)。

一方、米国が提訴された事件として、米国・動物類事件がある。本事件においては、自国の措置は 5.7 条に規定する暫定措置として正当化されるとした上で、SPS 協定 5.1 条では、SPS 措置は、それぞれの状況においてリスク評価に基づいてとることが求められていると指摘し、豪州・リンゴ事件の上級委員会報告書を参照しつつ、5.1 条は合理的又は客観的な関係が SPS 措置を科学的証拠の間に存在することを要求しており、米国の措置は、科学的証拠とリスク評価の双方に合理的かつ客観的に結びついているとして、既存の上級委員会

⁵⁹ 本事件は多様な論点を含む紛争であるが経緯及び詳細については、藤岡 (2007)、松下 (2007)、松下・清水・中川編 (2009: 210-211) などを参照。

⁶⁰ バイオテクノロジー製品 (遺伝子組み換え技術を用いた製品) に関する EC の承認の遅延一般 (一般モラトリアム)、個別の製品に対する遅延 (個別モラトリアム) 及び承認後に EC 加盟各国が実施する暫定的に使用を禁止する措置 (国別セーフガード)

⁶¹ 本事件の経緯、詳細については、内記 (2011) などを参照。

報告書を参照しつつ、自らの措置の正当性を主張した（WTO 2015b: Annex B-2 para. 51, 52）（ただし、パネルは米国の措置は 5.7 条に基づく暫定措置には該当せず、また、リスク評価に基づいて措置が維持されていないとして 5.1 条、2.2 条違反を認定している。）。

このように米国は、SPS 措置を科学との関係においては、自国が被提訴国となった場合も含め、SPS 措置を実施する国は科学的根拠と SPS 措置との関係を提示することが求められるとする立場は一貫している。また、その主張においては、多くの場合、過去の上級委員会報告書への参照が伴う。これは、米国が当事国となった EC・ホルモン事件、日本・農産物事件などにおいて、実態として米国の主張がおおむね認められたことによるものであると考えられる。実際に、日本・りんご事件においては、米国の主張が概ね認められた事件の上級委員会報告書で示された解釈に言及しつつ主張を行っており、WTO 上級委員会の解釈の積極的な利用を進める姿勢を確認することができる。

3-2-1-2 欧州

前章でみたとおり、欧州は、EC・ホルモン事件において、SPS 措置を科学との関係については加盟国の権限を広く認める解釈を主張した。一方、同時期に紛争解決手続の対象となった豪州・サーモン事件においても欧州は第三国参加を行なった上で、適切なリスク評価は事例により異なること、リスク評価では幅広い研究等を考慮することが可能であり加盟国は SPS 協定の下であらゆるリスクを拒否することができる（WTO 1998b: para. 5.7, 5.8）として、EC・ホルモン事件と同様、加盟国の権限を広く認めることを求める方向性の主張を行っている。

また、この方向性は、他の事件の審理においても踏襲された。たとえば、豪州・サーモン事件と同年にパネル報告書が採択された日本・農産物事件のパネル審理においては、日本の措置の科学的基礎付け、透明性の低さなどには懸念を示しつつ、パネルは自らの科学的判断を WTO 加盟国による科学的判断の代替として用いるべきではないこと、パネルの任務は、証拠への合意を判断することではなく、リスク評価が措置を十分に正当化又は合理的に支持しているかを決することにある、としてパネルが科学に関する判断を行うことについて否定的な立場をとることで WTO 加盟国の規制権限を擁護している。また、上記の主張を行うにあたっては、EC・ホルモン事件の上級委員会報告書のうち欧州の主張が受け入れられた箇所が参照されている（WTO 1998e: para. 5.11-5.31）。

SPS 措置と科学との関係に関する論点について、既存の上級委報告書を参照する方針はその後一貫しているもの、その参照対象は、過去の紛争における自らの主張が反映されていない内容にも拡大していく。たとえば、日本・りんご事件のパネル審理に第三国参加をした際は、豪州・サーモン事件における上級委員会報告書を参照しつつ、十分な科学的証拠とは、SPS 措置と科学的証拠の間に十分な又は適合した関係があることを差し、これは、合理的又は客観的な関係として個別の事例として決定される（WTO 2003d: para. 5.30）として加盟国の義務に焦点をあてた主張を行っているが、この主張は、当事国とし

て参加した EC・ホルモン事件における主張（各国は自らの科学者が適切かつ十分とする証拠に依拠する権利があり、SPS 協定は、厳密な科学に基づくリスク評価と国内の価値観などに基づく国内法に基づく行動であるリスク管理を峻別した上で、リスク管理の段階においては社会的価値が認識される）とは差異があるように思われる。

また、被提訴国として臨んだ EC・バイテク事件については、まずは、措置の目的（生態学的なバランスの変化等への対応）は SPS 協定が規律しようとする措置には含まれず、SPS 協定だけでなく他の協定（TBT 協定等）により見直される必要があること等を指摘している（WTO 2006d: para. 4.354-4.358）。その上で、EC の措置（一般モラトリアム、個別モラトリアム及び国別セーフガード）のうち、個別モラトリアムについては追加の資料を要求していたにすぎず、また一般モラトリアムについては、そもそも一般モラトリアムを行う運用自体が存在しない（WTO 2006d: para. 4.364, 4.369）、そして、国別セーフガードについては、SPS 協定 5.7 条による暫定措置であるが、仮に、5.1 条を考慮するとしても、同条の「それぞれの状況において」という文言は、科学的知見が発展途上な場合などにおける柔軟性を示唆していると応じて（WTO 2006d: para. 4.369, 4.374, 4.376）、過去示された解釈との不整合を避ける形で自らの協定整合性を主張した。

そして、既存の解釈を踏まえた形で主張を行うというアプローチは継続する。第三国として参加した豪州・リンゴ事件では、日本農産物事件の上級委員会報告書を引用する形で、SPS 措置と科学的証拠との間に合理的な関係があるかどうかは、ケースバイケースで決定されるべきであり、事案における特定の状況に依存し、SPS 協定における科学的証拠の充分性はケースバイケースで評価されるべきとの豪州の立場に賛同した上で、5.2 条の「考慮する」という文言の解釈において、日本農産物事件のパネル報告書を参照し、5.2 条に列挙された事項のすべてを重視（respect）しないとしても、5.2 条違反とはならないとの主張を行っている（WTO 2010a: para. 5.53-5.58）。

加えて、第三国参加を行ったインド・農産物事件においては、自らの主張が認められなかった EC・ホルモン事件の上級委員会報告書を参照しつつ、SPS 協定 5.1 条は国際機関等によるリスク評価が目的を正当化する場合は、措置を実施する国自身がリスク評価を行うことを要求していないとしつつ、インドの提示した書面はリスク評価とは認められるものではなく、インド自身もその書面がリスク評価でなくインドの考えの要約であることを認めており、さらに、国際機関（OIE）の専門家もインドの書面がリスク評価であるとは考えられないと結論づけているとの指摘を行っている（WTO 2014c: Annex C-4 para. 16）。

そして、米国・動物類事件では、リスク評価には、特定のどの地域が口蹄疫に汚染されているかの分析を含める必要はないとの主張にとどまり（WTO 2015b: Annex C-4 para. 4）、SPS 措置を実施する国の権利に立つ立場に立ったものの、提訴国として臨んだ、ロシア・アフリカ豚熱事件においては、SPS 措置がリスク評価に基づくとは、SPS 措置が合理的に支持されることを意味し、SPS 措置とリスク評価との客観的状況が持続し、観察可能

であることを指すと指摘し（WTO 2016: Annex B-1 para. 48）、既に定着した解釈に沿った形で、SPS 措置を実施する国の義務を指摘している。

これらの点から見る限り、欧州は、EC・ホルモン事件が議論されていた当時においては、SPS 措置の実施においては、科学的な厳密性に制約されることなく、社会的価値を反映することが SPS 協定上容認されるべきと主張していたものの、日本・リンゴ事件（2003 年）以降においては、上級委員会で示された解釈を概ね受容したと考えられる。実際に第三国参加を行った紛争においても、自らの主張が認められなかった紛争で提示された解釈を参照しつつ、明らかに EC・ホルモン事件とは異なる主張を行っており、欧州におけるあるべき解釈の方向の転換がなされたものと考えられる。

3-2-1-3 日本

日本は、EC ホルモン事件、豪州・サーモン事件への第三国参加は行っていない。このため、日本・農産物事件への被提訴国としての参加が、日本にとって WTO・SPS 協定に関する初めての紛争となった。

日本・農産物事件では、SPS 協定 2.2 条に関する議論において、複数の学術論文をとりあげ、これらが利用可能な科学的証拠であるとした上で、自らが直面しているリスクは EC・ホルモン事件上級委員会報告書における理論的不確実性ではない（ため協定 2.2 条には違反しない）との主張を行っている（WTO 1998e: para. 4.62, 4.68）。この日本の立場は、個別のリスクについて科学的証拠を提示することを求める米国の主張と比べると、SPS 措置を実施する国への負担は軽減されると評価することが可能であり、SPS 協定に基づく国際規律を緩く解釈したものと言える。

また、同じく被提訴国の立場から臨んだ日本・リンゴ事件でも、SPS 協定 2.2 条は科学的証拠について規定されており、それが直接的証拠であることは求められておらず、直接的証拠が存在しない場合には、リスクを評価するため間接的な観察も調査の対象として含めるべきとの主張を行っており（WTO 2003d: para. 4.54）、SPS 措置を実施する国の規制権限を広く認める方向で解釈を行うべきと主張してきた。

このように、日本は規制権限が国際的に制約されることに否定的な主張、協定解釈を行ってきたが、日本・農産物事件、日本リンゴ事件の双方において日本の SPS 措置の 2.2 条及び 5.1 条違反が認定され、大筋として敗北する結果となった後、日本はその主張の方向性微妙に変化させることとなる。

たとえば、豪州・リンゴ事件においては、SPS 措置と科学的証拠との間に合理的な関係があるかどうかは、ケースバイケースで決定されるべきであるとして、被提訴国豪州の立場に賛同しているが、これは、日本・農産物事件の上級委員会報告書を引用する形で行われている。また、SPS 協定 5.2 条の「考慮する」という文言の解釈においても、日本・農産物事件のパネル報告書の参照を行い、5.2 条に列挙された事項のすべてを重視

(respect) しないとしても、5.2 条違反とはならないと主張している (WTO 2010a: para. 5.54, 5.58)。

被提訴国豪州の主張の一部を支持するという点においては従来どおり、SPS 措置を実施する国の規制権限を擁護する内容ではあるものの、その主張は、日本が敗北した事件における上級委員会報告書に立脚しており、あくまで、過去の判例で示された解釈の範囲の中で SPS 措置を実施する規制権限を重視する立場をとるようになった。

また、第三国の立場から、SPS 措置を実施する国の権利を提示した事例としては、インド・農産物事件がある。この事件では、EC・ホルモン事件の上級委員会報告書を参照しつつ、「考慮する」際には特定の要素を拒否する裁量が残されており、加盟国は関連国際機関が作成したリスク評価の方法の一部を拒否することが認められるとの点を指摘している (WTO 2014c: Annex C-6 para. 17)。

なお、米国・動物類事件においては日本の第三国参加はなく、また、ロシア・アフリカ豚熱事件では第三国参加は行ったものの、本争点に直接関係する主張は行っていない。

これらの紛争時における主張に加えて、WTO の発足から間もない時期に日本が SPS 協定をどのように解釈していたかが観察可能な資料として、「協定の主要条文の解説を試みた解説書」として刊行された「解説WTO協定」(外務省経済局国際機関第一課 (1996)) があるが、本書における SPS 協定 2 条及び 5 条の解説を見ても、紛争で議論されたような科学的証拠をめぐる論点については記載されていない。

3-2-1-4 SPS 措置と科学との関係に関する小括

SPS 措置と科学との関係について、米国、欧州、日本の主張の内容の変化は異なる経緯をたどっている。自らの主張が上級委員会において概ね認められてきた米国は、一貫して、SPS 措置を実施する国の義務を強調する立場からの主張を行っており、また、日本・リンゴ事件でみられるとおり、主張を行う際には、自らの立場が一定程度認められた過去の紛争において提示された解釈を参照することにより、自らの立場を補強している。

一方、EC・ホルモン事件で主張が認められなかった欧州は、日本・農産物事件までは、WTO のパネルが各国に代わり科学的判断を行うことを否定することで、SPS 措置を実施する国の権利を強調する立場をとっていた。ところが、日本・リンゴ事件、豪州・リンゴ事件では、加盟国の権利を強調する立場は維持するものの、既存の解釈を援用することで SPS 措置を実施する国の立場に沿った主張を行っている。

また、日本も同様に、日本・農産物事件、日本・リンゴ事件においては、SPS 措置を実施する国の権利を強調する立場から主張を行ってきたが、第三国参加を行った豪州・リンゴ事件では、SPS 措置を実施する国の権利を強調するという立場は維持しているものの、その主張においては、日本・農産物事件の上級委員会報告書の内容に立脚した主張を行うことを選択した。

このように、SPS 措置と科学との関係をめぐる論点については、米国は、当事国として自らの主張がおおむね認められ、後の紛争においても同じ立場からの主張を継続することとなった。一方で、自らの主張が認められなかった欧州、日本については、初期の紛争（EC・ホルモン事件、日本・農産物事件）における主張内容を事実上転換し、自国の主張が認められなかった事件で提示された解釈を含め、上級委員会が提示した解釈をよりどころにすることで主張を行う道を選択した。

3-2-2 SPS 措置と国際基準の関係について

SPS 協定第3条で規定する SPS 措置を国際基準等との関係については、EC・ホルモン事件の上級委員会報告書において、国際基準等に基づく措置とは、国際基準等の上に立つ、又は支持される措置であると提示した上で、これに対し、国際基準等に適合する措置とみなされるためには、措置が国際基準に従う（comply with）ことが必要であり、国際基準等に基づく以上のことが要求される（WTO 1998a: para.163）などの詳細な解釈が提示されていることについては前章で見たとおりである。

本論点については、その後の紛争において主要な争点とされる事例は多くみられない。表 3.1（147 ページ）にみるとおり、EC・ホルモン事件以降、SPS 協定3条について言及されている事件は、インド・農産物事件、米国・動物類事件及びロシア・アフリカ豚熱事件の3件にとどまっている。

EC・ホルモン事件をめぐる主張については前章においても触れているため、本節においては、EC・ホルモン事件後の3つの紛争における議論に焦点をあてる。また、EC・ホルモン事件における、米国、欧州の主張でも見られたとおり、輸入国の規制権限を尊重する立場からは、SPS 措置の国際基準からの逸脱を求める主旨の主張を行う傾向にあり、また、SPS 措置を実施する国が服すべき国際規律を強調する立場からは、国際基準の遵守を強調する主張を行う傾向がある。以下、各国の主張の方向性について見ていくこととした。

3-2-2-1 米国

EC・ホルモン事件以降、はじめて3条が主要な争点の一つとなったインド・農産物事件⁶²では、高病原性、低病原性であるかを問わず鳥インフルエンザの発生を通報した国からの鶏肉等の農産物の輸入を禁止するインドの措置について、米国は、国際基準（OIE）コードに基づいておらず、また、リスク評価も実施していないため、3.1条、3.3条に違反する（WTO 2014c: Annex B-1 para. 20-22）として、概ね、EC・ホルモン事件において上級委員会により提示された解釈を前提とした主張を行った。

⁶² インドの鳥インフルエンザが発生を通報した国からの鶏肉等の各種農産物の輸入を禁止する措置を米国が提訴したもの。詳細については、石川（2016）などを参照。

また、被提訴国として臨んだ米国・動物類事件においては、上級委員会は、SPS 協定 3.1 条は国際基準の全ての要素を SPS 措置において具体化することまでは求めていないと述べた上で、米国の SPS 措置は OIE の国際基準に基づくものであり、3.1 条にも整合的であると主張した (WTO 2015b: Annex B-3 para. 11, 12)。このように、既存の上級委員会による解釈に基づくという点においては、米国の主張のパターンは一貫している。(ただし、米国・動物類事件における米国の主張はパネルでは認められず、米国の 3.1 条違反が認定されている。)

一方、ロシア・アフリカ豚熱事件においては、米国は第三国参加を行ってはいないもの、3 条各号に関する主張は行っていない。

3-2-2-2 欧州

欧州は、第三国参加を行ったインド・農産物事件では、自らの主張が認められなかった EC・ホルモン事件上級委員会報告書を参照しつつ、国際基準等に「基づく」と「適合する」ことに区別があることを述べ、インドの措置が国際基準に基づくものでもなく、適合するものでもないことを主張している (WTO 2014c: Annex C-4 para. 11-14)。

また、同じく第三国として参加した米国・動物類事件においては、提訴国アルゼンチンが主張する国際基準は、範囲、対象が異なることから米国の措置に関連するものではなく、さらに、3.3 条違反を主張するためには、提訴国は、関連する国際基準が提示されこれに基づかないことを提訴国が一応示す必要があるが、そのことが提示していない

(WTO2015b: Annex C-4 para. 2, 3) として、SPS 措置を実施する国の権利を強調する立場の主張を行った。

次に、ロシアを提訴する当事国として臨んだ、ロシア・アフリカ豚熱事件では、EC・ホルモン事件上級委員会報告書において提示された解釈を引用した上で、ロシアの措置が国際基準等に基づくものでも、適合するものでもないことを主張している (WTO (2016) : Annex B-1 para. 24)。

これらを整理すると、欧州は、第三国として参加する場合にあっては、概ね SPS 措置を実施する国の権利を強調する立場から主張を行っているが、提訴国として紛争に臨む場合であっても、EC・ホルモン事件において提示された解釈の範囲の中で、SPS 措置を実施する国の義務の遵守を求める主張を行っているともとめることができる

3-2-2-3 日本

日本は、インド農産物事件、ロシア・アフリカ豚熱事件の双方において第三国参加を行ったものの、パネル審議においては SPS 協定 3 条に関する論点について主張は行っていない。また、米国・動物類事件においても第三国参加を行っていない。なお、インド・農産物事件では、パネル審議では 3 条に関する主張は行っていないものの、上級委員会の審議

では、国際基準は法的拘束力があるものではなく、措置の一貫性を評価するための客観的な基準として機能するものであると指摘している（WTO 2015a: para. 2.111）。

このように、日本が、SPS 措置と国際基準との関係についてコメントを行った事例は非常に限定されているものの、インド・農産物事件上級委員会におけるコメントにみられるとおり、国際基準が法的効力を伴うことについては否定的な立場に立っていることがうかがえる。

なお、外務省経済局国際機関第一課（1996: p.146）では、3.3 条の解説にあたり「科学的に正当な理由がある場合」の事例として、「食生活の違いによる必要性から、国際基準よりも厳しい措置を採用することは「科学的に正当な理由がある場合」に該当するものと考えられる」としているが、この考え方は SPS 協定 3 条及び 5 条をめぐる紛争を通じて導き出された解釈とは大きな隔たりがあり、この点からも、WTO 発足後日本政府の想定とは異なる形で SPS 協定の解釈が進展してきたことが分かる。

3-2-2-4 SPS 措置と国際基準の関係に関する小括

国際基準等と SPS 措置との関係については、争点となる事件そのものが他の争点と比べて限定されており、また、当該論点と争点とされる場合も、その主張は多くの場合、EC・ホルモン事件で提示された解釈に立脚した形で行われている。SPS 協定 3 条各号を争点とする事例が限定されている背景について、現時点で断定的な判断を行うことは困難ではあるものの、EC・ホルモン事件において上級委員会報告書が提示した SPS 協定 3 条各号に関する解釈が、他の事件で争点化しない程に明確かつ十分な射程を持っていること、そして、その解釈を EC・ホルモン事件において敗訴した欧州も含め、WTO 各国が紛争当事国、また、第三国として主張を行う際に参照する程度には、合理性を伴うものであったことも要因となり得ると考えられる。

3-2-3 適切な保護の水準の設定及び当該水準を達成するための措置について

適切な保護の水準の設定及び当該水準を達成するための措置については、SPS 協定で 2.3 条、5.5 条（特に適切な保護の水準の設定）及び 5.6 条（特に適切な保護の水準を達成するための措置）において規定されている。これらの条については、多数の事件において争点とされており、EC・ホルモン事件に加え、豪州・サーモン事件、EC・ホルモン事件、日本・農産物事件、豪州・リンゴ事件、米国・家禽類事件、インド・農産物事件、米国・動物類事件、ロシア・アフリカ豚熱事件及び韓国・放射線各種事件でとりあげられている。

これらの争点について、SPS 措置を実施する国の権利を強調する立場（輸入国の立場）からは、5.5 条における適切な保護の水準の設定にあたり、恣意又は不当な区別とされる範囲を限定的に捕らえ、保護の水準を設定における各国の裁量を広く認める協定解釈を求

めるとともに、5.6条関連では保護の水準を達成するための代替措置が認められる範囲を狭く捉え、5.6条違反が認定される余地を限定的なものとするよう求めることとなる。これに対して、SPS措置を実施する国の義務を強調する立場（輸出国の立場）からは、適切な保護の水準の設定にあたり、恣意的又は不当な区別とされる範囲を広く捉えるとともに、当該水準を達成する代替措置の可能性を広く捉え、5.6条違反が認定される範囲を広くするよう求めることが想定される。このように本節においては、5.5条関連、5.6条関連と複数の細分化された論点が存在することとなるが、以下、米国、欧州、日本の主張の動向についてそれぞれ検討したい。

3-2-3-1 米国

米国は、第三国として参加した豪州・サーモン事件では、本争点に関する直接的な主張は行っていないものの、被提訴国の豪州がとる SPS 措置について、SPS 措置と自国の保護の水準がどのように整合的であるのかが明らかではない（WTO 1998b: para. 5.34）として、SPS 措置を実施する国に SPS 措置と当該措置を実施する国の保護の水準に整合性が求められることを示唆する主張を行っている。

さらに、自らが提訴国となった、日本・農産物事件のパネルにおいては、技術的及び経済的実行可能性を考慮し、当該衛生植物検疫措置が当該衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成する合理的な代替案がある場合 5.6 条違反となるが、日本は代替案を受け入れていない（WTO 1998e: para. 4.182, 4.186）として、SPS 措置を実施する国の義務を強調する主張を行っている。

その一方で、5.5 条の「適切な保護の水準」の設定に関する論点については、米国は SPS 措置を講じる国の権利を擁護する姿勢をとる。たとえば、第三国参加を行った、豪州・リンゴ事件において、加盟国は独自の保護の水準を設けることが可能であり、異なる状況において異なる保護の水準を設定することも禁止されていない（WTO 2010a: para. 5.100）として、SPS 措置を実施する国の権利を明確化する主張を行っている。

また、米国が被提訴国として望むことになった、米国・家禽類事件⁶³においては、提訴国（本事件の場合は中国）の食品安全危機に関する報告が多数存在し、適切な保護の水準における中国に対する区別が正当化されるかの判断において、中国は他国と比較することができないと主張し（WTO 2010b: para. 7.216）、5.5 条における適切な保護の水準の設定の際の恣意的又は不当な区別の有無の認定について SPS 措置を実施する国の広い裁量を求める旨の主張を行っている（ただし、パネルでは米国の主張は認められず、中国からの輸入に対する保護の水準の区別は、恣意的又は不当なものであり、中国に対する差別である（WTO 2010b:

⁶³ 中国産の家禽類の輸入のための規則の制定及び実施に伴う支出を禁止する条項（農業関係歳出法第 727 条）が、実質的に輸入禁止措置に該当するものとして中国が明告を提訴したものの。本事件の経緯については、中川（2011）、京極（田部）（2014: 24）等を参照。

para. 7.294) として SPS 協定 5.5 条と非整合的だと結論づけられた (なお、パネル報告書が採択された後、本紛争で議論の対象となった措置である農業関係歳出法 727 条は失効している。)

一方、米国が提訴国となったインド・農産物事件においては、代替措置が豪州・サーモン事件で提示された three-pronged test を満たすとして、インドの措置が 5.6 条及び 2.2 条に違反することを指摘するとともに、インドでは自国内で鳥インフルエンザが確認されている地点においても農産物移動の制限を行っていないにもかかわらず、鳥インフルエンザの発生を通報した国全域からの輸入を禁止すること等は、恣意的又は不当な差別として 2.3 条違反に該当するとの立場から、上級委員会が提示する解釈に依拠しつつ、主張を行った (WTO 2014c: Annex B-1 para. 23, 31)。

そして、再び米国が被提訴国側にまわった米国・動物類事件においては、米国の措置⁶⁴について、提訴国アルゼンチンは、他国 (ウルグアイなど) に対する米国の措置と同様の措置が自国にも適用であるとの科学的証拠を示していないとした上で、科学的証拠に依拠することなしに提訴国が代替措置は保護の水準を満たすことを提示するのは困難とする豪州・リンゴ上級委員会報告書の記載を引用している。さらに、提訴国は、自国の口蹄疫の状況が、ウルグアイ等の他国と類似であることを提示できていないとして、自国の正統性を主張した (WTO 2015b: Annex B-3 para. 20-21) (ただし、本事件においては、代替措置は適用可能であるとして、米国の措置の 5.6 条違反をパネルが認定している。 (WTO 2015b: para. 7.511)。

なお、ロシア・アフリカ豚熱事件においては、第三国参加を行ってはいないものの本争点に関連する主張は行っていない。また、韓国・放射線核種事件においても、韓国の保護の水準は明らかではないこと、そしてパネルが保護の水準を特定することが可能であることを指摘するにとどまっている (WTO 2018a: Annex C-6 para. 10)。

以上を踏まえると、5.5 条に関連し適切な保護の設定について WTO 加盟国の権利を強調することについてはほぼ一貫した立場を保っている。一方で、5.6 条に関連する、保護の水準を達成するための代替措置の存在をめぐる論点については、自らが提訴国となる場合 (日本・農産物事件) には加盟国の義務を強調しているものの、提訴される場合 (米国・動物類事件) においては、関連する上級委員会報告書を引用しつつその立場を擁護しており、必ずしもその主張の方向は一定ではないように思われる。

3-2-3-2 欧州

欧州は、本論点が争点となった紛争の多くにおいて第三国参加を行っている。まず、豪州・サーモン事件では、SPS 措置が、恣意的、不当又は国際貿易への偽装された制限であるこ

⁶⁴ OIE により一部の地域は清浄認定されているにもかかわらず、アルゼンチン全土からの牛肉等の輸入を事実上禁止するという措置

と、また、貿易制限的ではなく輸入国の保護の水準を達成する合理的に利用可能な措置を提示することが、提訴国側に求められるとの主張を行い、提訴国の挙証責任を重視する立場をとっている（WTO 1998b: para. 5.11）が、5.6 条違反において求められる代替措置について、SPS 措置を実施する国の立場に立った主張であると言える。

一方、日本・農産物事件においては、（提訴国である）米国産以外の産品についても恣意的又は不当な区別がなされるべきではない（WTO 1998e: para. 5.30）、すなわち、提訴国ではない欧州産の産品についても恣意的又は不当な区別がなされるべきではないことを含意する主張にとどまり、具体的な協定解釈に踏み込んではいない。

ところが、豪州・リンゴ事件においては、EC ホルモン事件上級委員会報告書を引用しつつ、5.5 条は一貫した適切な保護の水準の適用にあたる一貫性を義務づけるものではないとした上で、提訴国が 5.5 条違反となるための 3 要件を提示する必要があるとして、既存の上級委員会解釈に依拠した主張を行っている（WTO 2010a: para. 5.30, 5.31）。

また、米国・家禽類事件における第三国参加では、被提訴国（米国）の適切な保護の水準等に関する説明が不足しているという点を指摘するにとどまるものの（WTO 2010b: para. 5.24）ものの、同じく、第三国参加を行ったインド・農産物事件においては、EC・ホルモン事件上級委員会報告書を参照して、SPS 協定と判例法は各国が適切と思われる保護の水準を設定すること認めているとした上で、豪州・サーモン事件の上級委員会報告書を参照し、代替措置が 5.6 条の脚注の条件を満たす場合には、SPS 措置は必要以上に貿易制限的なものとされる点を指摘している。さらに、インドの保護の水準は高いものの、地域主義の適用によって 5.6 条の 3 要件を満たされる、加えて、異なる状況において異なる保護の水準を自由に設定することは認められてはいないとして、EC・ホルモン事件上級委員会報告書に依拠しつつ、5.5 条に関しても SPS 措置を実施する国の立場を厳格に捉えた主張を行っている（WTO (2014c) : Annex C-4 para. 19, 20, 23）。

対照的に、第三国参加を行った米国・動物類事件においては、（アルゼンチン全土ではなく）口蹄疫が存在する地域からの輸入禁止が、保護された領域への病気の侵入を妨げる措置として受け入れられない場合のみ、提訴国（アルゼンチン）の主張を認めるべきである（WTO (2015b: Annex C-4 para. 6)）として、5.6 条違反が認められる範囲を厳格に（狭く）捉えるべきとする（輸入国の立場に立脚する）立場から主張を行っている。

さらに、自ら提訴側として臨んだロシア・アフリカ豚熱事件においては、（EC・ホルモン事件において）上級委員会が 5.5 条違反を成立させるとした条件⁶⁵を指摘した上で、ロシアの措置は SPS 協定 5.5 条に違反すると主張し（WTO 2016: Annex B-1, para. 117-121）、SPS 措置を実施する国が遵守すべき条件を、既存の解釈に基づき明確に主張している。

⁶⁵ (1) 異なる状況において自国が適切であると認める保護の水準を採用していること、
(2) 保護の水準が、恣意的又は不当に異なること (3) 区別が、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらしていること

また、韓国・放射性核種事件においては、(豪州・サーモン事件で示された) SPS 協定では適切な保護の水準を設定する暗黙の義務があるとの上級委員会の見解に言及した上で、加盟国が十分な精度で保護の水準を設定しない場合は、パネルが実際の措置に基づいて決定できること、また、5.6 条における「技術的実行可能性」に関する規定は、科学的な証拠が不十分な状況において、SPS 措置を実施する国がより貿易制限的ではない措置を計画することが、技術的に可能であるかを裁定人(パネリスト)に問うことにつながる(WTO 2018a: Annex C-3 para. 18, 20)との点を指摘している。

以上を踏まえると、欧州は、WTO 発足から間もない時期においては、協定に違反していることの挙証責任を提訴国に求めることによって措置を実施する国の規制権限の側に立った主張を行っていた。その後は、参加する立場により方向性は異なるものの、既存の上級委員会報告書を引用することにより、既存の確立した解釈に沿った主張をする方針へ転換が見られる。一方、韓国・放射線核種事件ではパネルが果たすべき役割について言及しているが、豪州・サーモン事件でみたとおり、もともと欧州はパネルが科学に関する判断を行うことについて否定的な立場をとっている。この点を踏まえると、パネルが SPS 措置において果たすべき役割一般についても、欧州の立場は WTO 発足当初から転換がなされていると見ることも可能であると思われる。

3-2-3-3 日本

日本は、豪州・サーモン事件においては第三国参加を行っていないため、当事国として臨んだ日本・農産物事件が本争点に関する初の紛争となった。この事件では、SPS 措置を実施国の責務を明確に主張する米国に対し、日本からは、輸出国の負担を削減するため検査に要する必要なサンプル数を削減させてきているといった主張にとどまっており

(WTO 1998e: para. 4.185)、SPS 措置を実施する国の権利・義務の在り方、協定解釈に踏み込んだものではなかった。

一方で、第三国参加を行った豪州・リンゴ事件においては、豪州・サーモン事件のパネル報告書の記載⁶⁶を引用しつつ、申立国は、SPS 措置を実施する国が保護の水準を区別していることを示す必要がある(WTO 2010a: para. 5.61)として、5.5 条に関連して SPS を講じる国の義務を明確化する立場の主張を行っており、既存の上級委員会報告書の解釈を用いることで自らの主張を展開する方針が採用されるようになった。

また、米国・家禽類事件では第三国参加を行わなかったものの、ロシア・アフリカ豚熱事件のパネル審議においても、豪州・サーモン事件及び豪州・リンゴの上級委員会報告書を参照し、適切な保護の水準とは、SPS 措置により達成されることが望まれる水準ではなく達成されることが必要なレベルであること、加えて、米国・家禽類事件のパネル報告書を参照し、パネルが適切な保護の水準を決定すべき場合があることについて主張を行っ

⁶⁶ 異なる状況における同じ措置の適用が同じレベルの保護をもたらすわけではない

ており（WTO 2016: Annex C-4 para. 7-10）、既存の解釈を参照しつつ、5.5 条の実施にあたり SPS 措置を実施する国の義務を指摘する立場の維持がなされている。

そしてこの方針は、日本が提訴国として望んだ韓国・放射線核種事件においても、踏襲される。本事件において、日本は、SPS 委員会のガイドライン（Guidelines to Further the Practical Implementation of Article 5.5 (Consistency)(G/SPS/15)）を参照しつつ、異なるものの比較可能な状態においては、適切な保護の水準の区別は、恣意的な又は/及び不当な差別となり得ること、また、同じ種類の物質に関する状況は比較可能とされていることを指摘するとともに、日本の提案する代替措置が three-pronged test を満たすことを提示することにより、韓国の措置が適切な保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的であることを主張している（WTO 2018a: para. 47, 87-125）。

なお、日本は、米国・家禽類事件のパネル審議には第三国参加は行っておらず、また、インド・農産物事件、米国・動物類事件のパネル審議において第三国参加を行っているものの、本節の争点に関する主張は行っていない。

また、外務省経済局国際機関第一課（1996）においてもこれらの争点について特段の記載はない。

3-2-3-4 適切な保護の水準の設定及び当該水準を達成するための措置に関する小括

適切な保護の水準の設定、そして適切な保護の水準のための代替措置をめぐる議論について、米国、欧州、日本は対象的な動きをみせている。米国は、第三国参加を行った豪州・リンゴ事件のパネル審議における主張に見られるとおり、SPS 措置を実施する国は、適切な保護の水準を設定する権利があり、また、異なる状況においては異なる基準を設定することも容認されるとして権利の側面を強調した主張を行っているが、5.6 条違反と関連する代替措置については、主張の方向性について紛争に参加する立場により異なるものの、上級委員会報告書に依拠するという点については一貫した主張を行っている。これに対し、欧州は、WTO 発足当初は提訴国の挙証責任を強調していたものの、その後は、SPS 措置を実施する国の権利を強調する場合であっても、既存の上級委員会の解釈に沿った形での主張を行っており、特に、パネルが SPS 措置において果たすべき役割については主張の転換があったと認められる。また、日本については、第三国参加を行った豪州・リンゴ事件以降、上級委員会の解釈に基づき主張を行っており、SPS 措置を実施する国の義務を重視する立場が維持されている。

3-3 WTO・紛争解決処理機関による解釈の受容

これまでみたとおり、主張の内容の変化の有無、またその方向性については、国、争点とされる分野ごとに異なる。他方、共通してみられる傾向としては、WTO 発足から時間を経るにつれて、パネル又は上級委員会が紛争解決処理で提示された解釈に依拠するとい

う点であり、これは、当事国として参加する場合であっても、第三国として参加する場合であっても共通に見られる。

特に、欧州及び日本においては、自国の主張が認められなかった（敗訴した）事件で示された解釈を、後の事件における自国の主張において参照する事例が複数みられるが、この場合には、その紛争の時点であるべきと考える各国の解釈が変容していると評価することが可能であると思われる。

国、争点ごとに比較を行うため、表 3.2（148 ページ）において、変容の有無という観点から各国の主張の動向を示したが、読み取れるのは以下の点である。

まず、米国は、科学、国際基準と SPS 措置との関係に関する争点については、WTO 設置当初の紛争で SPS 措置を実施する国の義務を明確化する主張が概ね受け止められ、その後も主張内容にそった主張を行っている。他方、適切な保護の設定とそれを達成するための SPS 措置については、WTO 加盟国の権利を強調することは継続しているものの、上級委員会解釈に依拠した主張に転換した。さらに、5.6 条違反をもたらす代替措置についても、既存の解釈に即した形で主張を行うようになっており、一部、主張の変化が発生していると見られる。

また、欧州は、科学と SPS 措置との関係においては、第三国参加を行った日本・農産物事件まではパネルが各国に代わり科学的判断を行うことを明確に否定してきたものの、日本・リンゴ事件では、加盟国の権利を強調する立場は維持するものの、既存の解釈に依拠した主張に転換することとなり、やや主張の変容がみられる。また、国際基準と SPS 措置との関係については、EC・ホルモン事件では、SPS 協定 3.1 条は加盟国が国際基準に絶対的に従う義務がないことを明確化するものとの立場から紛争に臨み主張は認められなかったが、ロシア・アフリカ豚熱事件では、その EC・ホルモン事件で提示された解釈に即して、SPS 措置実施国の義務を指摘しており、明確に主張が変容しているものと認めることができる。さらに、適切な保護の水準に関する争点については、EC・ホルモン事件の際には 5.5 条の SPS 措置を実施する国の義務を限定的に解釈する主張を行っていたものの、豪州・リンゴ事件以降は、上級委員会報告書の解釈に沿った形で主張を行う事例も複数みられることから、主張の変容が生じているものと理解することが可能である。

そして、日本については、SPS 措置と科学との関係をめぐる争点においては、日本・農産物事件等では、複数の学術論文を提示した上でこれを科学的証拠とするような主張にとどまっていたものの、豪州・リンゴ事件では、自らの主張が認められなかった日本・リンゴ事件で提示された解釈を参照することにより主張を展開しており、一定の主張の変容が生じていると認められる。一方、国際基準と SPS 措置との関係については、本争点に関する主張そのものが少ないが、国際基準による法的拘束力を否定的に捉えている点については、WTO 発足直後に刊行された外務省による解説（外務省経済局国際機関第一課

（1996））とも隔たりはなく、主張の変容を確認することはできない。加えて、適切な保護の水準に関する争点については、外務省経済局国際機関第一課（1996）では想定されて

いないものの、後の紛争解決処理手続で提示された解釈を、ロシア・アフリカ豚熱事件、韓国・放射線核種事件で援用していることを踏まえると、何らかの主張の変容が発生していた可能性もある。

これら、米国、欧州及び日本における主張の変容の状況からは、以下の2点を指摘することができる。

第一に、全ての国において、一定の争点において主張（あるべき協定の解釈）の変化が見られるという点である。この点は、特に、欧州及び日本が自らの主張が認められなかった紛争において提示された解釈を後の紛争で引用していること、また、そもそも参加の義務がない第三国という立場において、このような主張を行っている点からも明らかである。第1章において Keohane (1984) (石黒・小林訳 (1998)) を参照した際にみたとおり、ミクロ経済学では選好は固定的であることが想定されているが、WTO 設立以降 25 年を経て、各国に選好に変化が生じている可能性があることを示唆するものである。

第二に、WTO の紛争解決処理機関が提示した解釈は、規制効果だけではなく、構成効果を生じさせている可能性があるという点である。第1章において Ruggie (1998) 及び鈴木 (2017) を参照した際にみたとおり、ルールが生じさせる効果は、「模範的な行動の形を定めてそれに従うように命令する規制効果」と「模範的な行動を正当化する主張を付与する構成効果」に分類することが可能であるが、第2章では、紛争解決処理機関で提示された解釈は規制効果を発揮することにより、結果として、意図せざる法化をもたらしてきたことを指摘した。そして、本章でみたとおり、各国は、そもそも一定の国内調整のコストを払ってまで、任意の参加形式である第三国参加という場において、過去の紛争処理で提示され解釈に依拠した主張を行っている。当事国として参加する場合に自説を補強するために参照するにとどまらず、参加が任意である第三国参加においてもこのような主張をするということは、各国によって、WTO 紛争解決処理手続で示された解釈が、一定の模範として受け入れられている可能性を示すものである。

ただし、これらの主張の変容が国際規律に対する各国の態度の変化に起因するものなのか（たとえば、輸入国の権利（輸出国の義務）を重視する立場から、輸入国の義務（輸出国の権利）を重視する立場への変化）、それとも、国際規律に対する態度とはかかわりなく紛争解決処理機関が提示する解釈が規範として受容されたのかという点は、明らかではない。

このため、次章においては、同時期に法化が進行した国際基準及び SPS 委員会のガイドラインの議論の過程等を観察することにより、国際規律に関する各国の態度の変化の有無等について考察を行いたい。

第4章 国際基準と WTO・SPS 委員会におけるガイドライン

第3章では、WTO 紛争解決処理機関が提示した解釈が各国において受容され、規制効果のみならず、構成効果も発揮することで各国が規範として受け入れていた可能性を確認した。

本章では、同時期に法化が進行した国際基準設定機関における活動、そして SPS 委員会のガイドラインの策定過程及び内容をみることで、どのような認識の下、国際基準等、ガイドラインの設定が行われたのかを確認したい。たとえば、EC・ホルモン事件により SPS 協定における国際基準の役割が明確化される中であっても、各国がコーデックス委員会の積極的な活動を支持するのであれば、その国際基準設定機関に参加する国は、規制効果又は構成効果により、国際基準を受け入れていると評価することが可能であると考えられる。一方、国際基準の活発な活動に否定的なのであれば、各国は国際基準を評価していない（国際基準の空文化をはかっている）と考えることができる。

なお、SPS 協定ではコーデックス委員会、OIE、IPPC が国際基準設定機関として定義されているが、本章においては特にコーデックス委員会に焦点をあてる⁶⁷。これは、SPS 協定における国際基準等の位置づけが争点の一つとなり、また、その後の紛争においてもしばしば引用される解釈を確立した EC・ホルモン事件では、コーデックス委員会が策定した基準が扱われており、コーデックス委員会における議論と WTO 紛争解決処理の提示した解釈と国際基準との関係を観察するにあたり、適切な対象であると考えられるためである。

4-1 コーデックス委員会における国際基準の策定

現在、コーデックス委員会は、意思決定を担う総会（CAC（Codex Alimentarius Commission）とも称される。）に加えて、

- ・ 総会の議長、副議長に加えて各部会の議長などから構成される執行委員会⁶⁸（CCEXEC（Executive Committee of the Codex Alimentarius Commission）とも称され、年1回又は2回開催され、総会が行われる場合にはその直前に開催される。）
- ・ 食品添加物、残留農薬など食品全般に適用される課題について議論する10の一般問題部会（General Subject Committees。）

⁶⁷ なお、コーデックス委員会における議論の実態については、辻山弥生氏（元コーデックス委員会副議長）及び農林水産省の元担当職員から有益な示唆、助言を得ている。

⁶⁸ 農林水産省のウェブページでは、「コーデックスの組織において唯一出席者が特定されている部会」と表記されている。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/outline.html>

（2024年1月8日閲覧）

- ・ 生鮮果実・野菜、油脂など個別の品目の規格について議論を行う 4 の個別食品部会 (Commodity Committees)
 - ・ アジア、アフリカなど地域それぞれの食品について議論を行う 6 の地域調整部会 (FAO/WHO Coordinating Committees)
- から構成されている。

国際基準の策定プロセスはコーデックス手続マニュアル等で規定されており、農林水産省のウェブページ⁶⁹ではその概要を以下のとおり整理している。

1. 総会が執行委員会による作業評価結果を考慮して規格策定を決定する
2. 事務局が規格原案の手配をする
3. 提案原案について各国のコメントを求める
4. 部会が規格原案を検討する
5. 規格原案について各国のコメントを求める。そのコメントと執行委員会による作業評価結果に基づき、総会が規格原案の採択を検討する
6. 規格案について各国のコメントを求める
7. 部会が規格案を検討する
8. 規格案について各国のコメントを求める。そのコメントと執行委員会による作業評価結果に基づき、総会が規格案を検討し、コーデックス規格として採択する

このうち、総会、部会に関連するステップを中心にまとめると、まず、基準（たとえば、特定の農薬の残留基準値）の策定を行うこと自体が総会によって決定され（ステップ1）、各国がコメントを行った後、部会において規格原案（proposed draft standard）の検討（必要な場合は修正）が行われる（ステップ4）。その後、規格原案は総会に送られ次のステップに進むかについて検討が行われる（ステップ5）。そして、規格案（draft standard）として再び各国のコメントを募った後、部会において規格案を採択した後（ステップ7）、規格案は最終的に総会においてコーデックス規格として採択される（ステップ8）。

このように、国際基準は、少なくとも、部会、総会においてそれぞれ2回の審議を経て、最終的な採択に至ることとなる。また、議論の状況によっては、これらのステップの差し戻しが行われる例もある（たとえば、ステップ4の検討の結果によっては、ステップ3に差し戻されることとなる）⁷⁰。

⁶⁹ 「コーデックス食品規格策定ステップ」との名称で公表されている。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/step.html>

（2024年1月8日閲覧）

⁷⁰ 手続の進行については日本食品衛生協会のウェブページにも説明が示されている。

https://www.n-shokuei.jp/eisei/codex_sec06.html

SPS 協定とコーデックス委員会との関係については、第 1 章で述べたとおり先行研究が存在する。Veggeland and Borgen (2005) は、関係者へのインタビューに加え、各国の一般原則部会における出席の状況とともに、報告書に掲載されている各国の主張などを参照し、2003 年に採択された「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」(FAO/WHO 2003) に関する議論の内容を検討することで、各国の行動の分析を行った。その結果、WTO 発足に伴い、従来は任意の基準であり遵守の義務はなかったコーデックス委員会の決定が、どの程度自らの国を拘束するかが不確実になったことにより、各国のコーデックス委員会における行動が変容したと結論づけている（あわせて、1995 年の WTO・SPS 委員会においてコーデックス委員会事務局が述べた声明において、かつてのコーデックス委員会を「紳士クラブ」と称したエピソードを紹介している。）。

この既存研究における結論は、WTO 協定が従来は任意のものとして策定されていたコーデックス委員会による国際基準が、事後的に法的拘束力を与えられたことに伴う影響を示すものとして、本論文の関心に照らしても示唆に富むものである。

他方、当該研究は、WTO 発足とコーデックス委員会の活動の関係については結論を示しているものの、各国の行動の原因を、SPS 協定の発効そのものに求めるのか、それとも EC・ホルモン事件における上級委員会報告書が提示した解釈に求めるのかという点については明確にされていない。また、前章で紛争解決処理手続における各国の主張についてみるとおり、2003 年以降においてコーデックス委員会における各国の主張が変容した可能性も否定することはできない。

以上のことから、本章においては、特に各国の行動変化の原因及び 2003 年以降の主張の変化の有無を明らかにすることを念頭に置き、コーデックス委員会における各国の活動に焦点をあてる。ただし、Veggeland and Borgen (2005) において焦点があてられたリスク分析のための作業原則については、2003 年に採択が行われた後改訂がなされることもなく今日まで至っているため、本論文では参照することができない。

このため、ここでは、コーデックス委員会で策定の今後数年の計画又は目標を示す文書（以下、「戦略計画等」という。）に注目したい。このような戦略計画等は 1993 年以降、複数回採択されており、具体的には、1993 年に開催された総会では、1993 年から 1998 年までを期間として個別の部会が考慮すべき項目に関する中期目標 (Medium-Term Objectives) について合意がなされており (FAO/WHO 1993: para. 75-79)、その後も、1999 年の総会において 1998 年から 2002 年までの中期計画 (Medium-Term Plan For 1998 to 2002) について採択がなされている (FAO/WHO 1999: para. 25-34)。さらに、計画不在の期間を経て 2007 年の総会では 2008 年から 2013 年までの戦略計画 (Strategic Plan) の採択 (FAO/WHO 2007b: para. 138)、2013 年の総会では 2014 年から 2019 年ま

での戦略計画の採択（FAO/WHO 2013b: para. 176-177）、2019年の総会においては2020年から2025年までの戦略計画の採択が行われている（FAO/WHO 2019: para.122）。加えて、コーデックス委員会では、採択はコンセンサスペースで行われたため、これらの計画の内容を検討することで、その採択の時期における各国の意向の最大公約数を探ることが可能となる。

なお、コーデックス委員会においては、すべての発言を逐語で掲載しているわけではないものの主要な議論の流れは、会議の報告書としてインターネット上で公表されている。報告書においては、発言国が分かるように記載を行う場合も、国を特定しない記載（たとえば、one Member）としている場合もあるが、コーデックス委員会手続規則（Rules of procedure of the Codex Alimentarius Commission）ルール10によれば、報告書は各国に回付を行うこととされているが（FAO/WHO 2023: 15）⁷¹、報告書には、一定程度、各国の意図も反映されるものと考えられる⁷²。このように、報告書においては会議の概要のみならず、各国の意図を一推測することも可能であることから、本章ではこれらの報告書に依拠し各国の主張を確認することとしたい。

そして、戦略計画等では、上述のとおりステップ1から8までをたどる基準案と異なり、コーデックス委員会手続規則ルール5により執行委員会が総会に提案するとされている。このため、本章においては、特に執行委員会及びその採択を行う総会に注目する（総会の直前に執行委員会が開催されることから、執行委員会において直後に行われる総会で採択の対象とすることを合意するケースが多い。また、必要に応じて他の部会の議論についても検討を行う。）。

以上を踏まえ、本章においては、これらの計画の策定の過程における記載及び計画そのものの内容に注目しつつ、主に時系列に沿って主に時系列に沿って、各国の意見の傾向の変化の有無について観察を行う。具体的には、計画等の策定機関に沿って、(1) 中期目標が開始された1993年から1998年まで、(2) 1999年から2002年、(3) 2003年から2007年（計画不在期間）、(4) 2008年から2013年、(5) 2014年から2019年までの間について検討を行いたい。

4-1-1 1993年から1998年の中期計画に向けた検討

1993年から1998年にかけては、1993年を起点とする中期計画が採択されるとともに、1995年のWTO設立、EC・ホルモン事件の提訴、パネル、上級委員会報告とコーデックス

⁷¹ コーデックス委員会手続規則は1963年に開催された初回総会で採択された後、複数回改定されているが、報告書を回付する旨の規定は初回の採択時から存在する（FAO/WHO 1963: Appendix B）。

⁷² たとえば、国内的な事情等により、会合で主張を行ったとの記録を残したいと考える場合には、報告書における国名の明記を要求するものと考えられる。

基準をめぐる対外的な状況が大きく変動した。以下、中期目標の策定に向けた策定の経過及びその内容について検討したい。なお、この中期計画の期間内である 1995 年の総会では、後の EC・ホルモン事件において争点となる 6 種ホルモンのうち、5 種のホルモンについて総会において国際基準の採択がなされている。この国際基準は、その策定の経過も含め後の EC・ホルモン事件において参照されることになるため、コーデックス委員会の場における議論の経過についても、後に触れたい。

1993 年から 1998 年における中期目標策定に向けた議論は、1992 年の執行委員会において開始され、同委員会では、事務局が素案を提示し各国に回付を行った上でコメントを求めるとの結論に至った (FAO/WHO 1992: para.46-47)。そして、翌年 1993 年の執行委員会において中期目標について再度議論がなされたが、その際、中期目標の策定を執行委員会における恒常的な議題とすることが合意された。更に、中期目標は新たな作業がコーデックス委員会の優先項目に沿っているかを判断するために使用されるべき点が協調され、最終的には、中期目標に従うための戦略的方向性を提示する書面を作成するよう求めている (FAO/WHO 1993a: para.21-24)。

そして、これを受けた 1993 年の総会では、(中期計画に加えて) どのように目標が達成されるのかを示す「戦略計画」を策定すべきとの米国及びカナダの提案について合意されるとともに、今後、中期目標を常設のものとするについても合意を得た上で、中期目標の採択がなされた (FAO/WHO 1993b: para.75-79)。

なお、1994 年の執行委員会では「1998 年に向けた中期目標の達成のための戦略計画」が合意されたが、その際、各汚染物質に加えて、バイオテクノロジー及び食品の検査・認証も優先分野であることが明記され、特に遺伝子組換え食品やその表示については、栄養・特殊用途食品部会 (Codex Committee on Nutrition and Foods for Special Dietary Uses) の作業の再編成を行い、(提案国は不明であるものの) 当該部会の名称を、栄養・食品成分部会 (Codex Committee on Nutrition and Food Composition) に変更することが提案された (FAO/WHO 1994: para.33-34) が、1995 年の総会においては、新たな部会については設置の必要はないとの結論に至っている。(FAO/WHO 1995: para.9-12)

中期計画は 14 のプログラムエリア及びプログラムエリアごとに設定される中期目標から構成される。プログラムエリアは、一般原則、食品表示、食品添加物、汚染物質、バイオテクノロジー、食品衛生、リスク評価、栄養、試験手続及び検査・認証システムの調和、個別食品 (commodity standards)⁷³、合意、参加、調整、公表 (publication) が設定されており、必ずしも部会の設置とは対応していない。一方、中期目標それ自体は簡潔な記載にとどまっ

⁷³ 農林水産省は Commodity Committees を個別食品部会と訳出しており、本論文でもこれに倣った。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/outline-1.pdf>

(2024 年 1 月 8 日閲覧)

ており、たとえば一般原則については、簡素で統一された精緻な手続の採択（Adoption of simplified, uniform elaboration procedures）と記されているのみであり、数値目標なども特段設定されていない。その結果として記載量も限定され、全体的な文字数も約 360 ワード⁷⁴となっている（FAO/WHO 1993b: Appendix III）。

また、議論の経過からは、米国、カナダを除いて各国の関心が低いという点を指摘できる。そもそも、この中期目標は、1992 年の執行委員会において、会議に参加する各国の代表ではなく、事務局の提案を、執行委員会が認める形で検討が開始されたものであり、少なくとも会合の報告書からは、特定の国が中期目標を新たに策定することを主導した形跡を認めることはできない。一方、検討の過程においては、米国、カナダが、1994 年の執行委員会においてバイオテクノロジーを優先分野とするべきことを主張した。また、実際に策定された中期目標において、独立した部会が存在しないにもかかわらず、バイオテクノロジーがプログラムエリアとして特記されており、検討の過程において、米国、カナダの意向は一定程度反映されているとみることもできる。ただし、米国、カナダ以外に積極的に各国が主張を行った形跡はなく、1993 年から 1994 年にかえる検討の過程においても、総じて各国の関心が低かったことがうかがわれる。

加えて、目標の内容が簡潔である点も特徴の一つである。これは、各国の合意が可能となるよう事務局が非公式に意向を確認することで、間接的な各国の意向が反映されているのか、それとも、当時のコーデックス委員会においては、詳細な目標を設定するとい発想自体が存在しなかったのかは明らかではない。しかしながら、報告書からは詳細な目標の設定を警戒するような議論は確認できないため、実態としても、各国の関心そのものが低かったことが要因であったものと考えられる。

ここで、成長ホルモンの国際基準最適の過程に触れる。1995 年の総会では、後の EC・ホルモン事件において争点となる 6 種のホルモン⁷⁵のうち MGA を除く 5 種のホルモンについて国際基準が採択された⁷⁶。コーデックス委員会における基準策定のためには、部会及び総会における議論を経て 1 から 8 のステップを経るが、成長ホルモンは動物用医薬品として、食品残留動物用医薬品部会（以下、「CCRVDF」又は「部会」と呼ぶ）において扱われるが、この成長ホルモンに関する国際基準の決定は、EC・ホルモン事件においても影響を与えることになるため、ここでは国際基準の採択に至るまでの経過をたどりたい。

国際基準としてステップ 8 の採択の対象となるには、ステップ 4（部会）、ステップ 5（総

⁷⁴ 文書番号を含むがヘッダーは含まない。各戦略計画等においては、見出しの扱いなど詳細が異なり、戦略計画等の文字数の比較においては大まかな傾向があれば足りるため、概数による文字数を表記する（他の戦略計画等においても同様。）。

⁷⁵ 3 種類の自然ホルモン（oestradiol-17, progesterone 及び testosterone）並びに人工的に製造された 3 種の合成ホルモン（zeranol, trenbolone 及び MGA）

⁷⁶ この間の経緯は WTO（1997c: para.2.17-.2.25）を参照。

会)、ステップ7 (部会) を経て議論の場を進展させる必要があるが、5種のホルモンのうち自然ホルモン及び zeranol については、欧州の国からの反対がありながらも、ステップ7までは順調に議論は進展した。具体的な道のりをたどると、1998年の部会においては、5種のホルモンのうち自然ホルモンについては ADI (許容一日摂取量)、残留基準値 (MRL) をともに設定不要とする提案、合成ホルモンのうち zeranol について ADI 及び MRL を設定する国際基準案⁷⁷が議題となった。この際、欧州を代表してスペインは、3種の自然ホルモン及び zeranol について、欧州ではホルモンについて特別な立法があり消費者も反対しているとして、step 5 への進展は適切ではないと主張したが結局承認され (FAO/WHO 1988: para. 70-73, 79-81)、翌年 (1989) の総会において step 5 の承認に至り (FAO/WHO 1989a: para. 249-253)、1989年にステップ7として行われた部会においても欧州 (フランス) から懸念が示されたものの、ステップ8に進むことが承認された (FAO/WHO 1989b: para. 50-60)。

ところが、ステップ8について議論がなされた1991年の総会では議論が紛糾することとなる。オランダなど欧州の国が反対の主張を行う一方で、他国 (other delegations) は MRL の必要性を主張し、投票により決着がなされた。投票結果は、賛成 12 (米国、カナダ、日本など)、反対 27 (欧州の国、中東など)、棄権 9 (東南アジア、韓国など) となり、採択はなされなかった (FAO/WHO 1991: para. 154-161)。

一方、合成ホルモンである trenbolone acetate の国際基準案⁷⁸については、欧州からの懸念が再三にわたって強く示されるも、1990年の部会においてステップ5 (FAO/WHO 1990: para. 64-71)、1991年の総会において step7 (FAO/WHO 1991: para. 165-167)、1991年の部会においてステップ8に進むことが承認された (FAO/WHO 1991: para. 32)。

そして、Trenbolone acetate に加えて、1991年の総会で採択されなかった4種のホルモンについては、1995年の総会において採択に向けたステップ8の議論が行われたが、議論は異例の展開を辿ることになる。まず、この会議で採択を目指すか、翌年 EC により開催される国際会議を待つため翌年の総会に延期をするかという選択肢について意見が割れた (split into two opinions)。科学的証拠により決定を行うのか、それとも、他の要素を考慮するのかという点について長時間の討議を行った後、欧州を代表してスペインが行った提案により記名投票が行われることとなった。その結果、延期に賛成 28 (欧州諸国など)、反対 31 (米国、カナダ、ブラジル等南北アメリカ諸国、豪州、日本などアジア・オセアニア諸国)、棄権 5 (ブルキナファソなど一部の途上国) という結果となり、延期は否定された。

さらに、米国の提案により、計 5 種の成長ホルモンの国際基準の採択について秘密投票を行うかどうかについても投票が行われ多数国がこれを支持した。その上で、国際基準の採

⁷⁷ ADI は 0 - 0.5 ug/kg body weight、MRL は 10 ug/kg (牛の肝臓) 2 ug/kg (牛の筋肉)

⁷⁸ ADI は 0 - 0.02 ug/kg body weight、MRL は 2 ug/kg (Beta-trenbolone として) (筋肉) 10 ug/kg (Alpha-trenbolone として) (肝臓)

採択に関する秘密投票が行われたが、投票結果は賛成 33、反対 29、棄権 7 となり採択に至った。この結果を受けて、EC のオブザーバーは、秘密投票により、合意にほど遠く、重要な決定がなされたことは残念であり、透明性を向上させるという委員会の決定に矛盾する。そして、コーデックス委員会の仕事と基準の価値の信頼性に疑問を抱かせるものとして、EC のコーデックス委員会への参加に関する再考も含め結果は重大なものとなるとのコメントを行った⁷⁹。(FAO/WHO 1995: para. 43-46)。

これらの経過から、第一に、計 5 種の成長ホルモンの国際基準の採択は、国際基準をめぐる対立構造を明確化させたという点を指摘することができる。そもそもコーデックス委員会では、「設立以来コンセンサスが重視されてきた」(松尾 2016: 10) 経緯があり、「食品安全分野における規格基準の策定では科学的評価をベースとするが、そこにおけるコンセンサスの形成の失敗は、科学に対する信頼やその評価を提供しているリスク評価機関の信頼低下に結び付く」(松尾 2016: 11) ことから、「コーデックスでは、少数の反対があったとしても、議長がコンセンサスが得られていると判断すれば、規格基準のステップを進めることが慣習的になされている。」(松尾 2016: 66) 状況にある。このような、反対があってもそれが少数であれば黙殺するほどにコンセンサスの成立を重視するコーデックス委員会にあって、反対が少数とはとても言えない中で秘密投票という採択手段が用いられ、僅差で採択がなされたことは、自国及び自国内の消費者をないがしろにした国際基準の策定が不透明な形で強行されたとの不満を欧州諸国に与えることとなった。

第二に、国際基準への関心の高まりである。1991 年の総会で採択が否定された際の投票総数(棄権を含む)は 48 であったが、採択に至った 1995 年の総会では 69 に増加している。コーデックス委員会の策定する国際基準等を参照する WTO・SPS 協定が発効に至り、多くの国の関心を集めた結果と評価することができる。

そして、このような変化の中、1998 年以降の中期計画策定に向けた検討が行われることとなる。

4-1-2 1998 年から 2002 年の中期計画に向けた検討

EC・ホルモン事件についてはパネル報告書が 1997 年に、上級委員会報告書が 1998 年に各国に回付され、また、豪州・サーモン事件についても 1998 年にパネル、上級委員会報告書とも回付された。これと同じ時期に検討が行われたものが、1998 年から 2002 年までの中期計画である。以下、当該計画の策定経過及びその内容について概観したい。

1998 年から 2002 年にかけての中期計画は、1997 年の執行委員会において事務局からアウトラインが提示され、1998 年の執行委員会において最終的な合意を得るとの事務局の方

⁷⁹ ただし、オランダ、スウェーデン、フィンランド、スペインは、コーデックス委員会への参加に関するコメントは欧州や加盟国を代表するものではないとして、発言から離脱した。また、英国はオブザーバーのコメント全体から離脱した。

針に合意がなされるという形で検討が開始された。そして執行委員会は、中期計画の検討にあたり、水平的な（分野横断的な）分析手法の必要性について考慮するよう勧告を行っているが、その際、一か国（報告書では one Member と記載）から、バイオテクノロジーについて、優先的に取り扱うことについて提案がなされている（(FAO/WHO 1997a: para.21-22)）。1997 年の総会においては執行委員会の方向性について承認がなされ、また、報告書においては参加者からのコメントの記載はないものの、バイオテクノロジーに由来する食品について基準や関連するテキストの作成のための考慮を行うこと、さらに、途上国のニーズについても参照するとともに、透明性の問題や国際的 NGO の関与についても計画に反映するよう総会としての要請されている（FAO/WHO 1997b: para.177-180）。

このような要請を受け、1998 年の執行委員会においては、透明性の強化を扱うことについて合意するとともに、総会における議論を踏まえ、バイオテクノロジーによる食品の安全性と栄養性を保障する政策が優先事項として取り扱われる必要があるとの見解を示し、これらの点を踏まえた修正を行い、総会に提出することについて合意した（FAO/WHO1998: para.16-20）。

当該修正案は 1999 年の総会⁸⁰において議論されたが、1993 年から 1998 年を対象とする前中期計画が採択された 1998 年の総会と異なり、多数のコメントが寄せられた。具体的なコメントは、以下のとおりである。

まず、インドが中国の支持のもと、途上国において中小規模の経営体が食料供給の大部分を提供していることなどを強調した。また、バイオテクノロジーに由来する食品への高い優先順位を与えることは合意されたものの、オランダの提案により、バイオテクノロジーに由来する食品については、「科学的証拠とリスク分析に基づくとともに、適切な場合には、消費者の健康保護、食料生産の構成な貿易実務の促進に関連する、科学以外の正当な要素（legitimate factors）」を考慮すべきことについて合意した。

加えて、ペルーその他の国（国名の記載なし）の提案により食品管理システムの同等性及び相互承認の重要性について認識がなされるとともに、ノルウェーの提案を受け、表示に関連して消費者のための情報（consumer information）を含める点についても合意がなされたが、表示に関しては中国が安全性と栄養以外の情報については各国が決定すべきと主張するとともに、米国は、他国の支持も受け、「正当な要素」には消費者のための情報が含まれと主張した。

最終的には、これらの点を踏まえた中期計画の採択がなされるたが、その際、韓国の提案により、次期計画のための準備を速やかに開始すべきとの合意も総会においてなされた（FAO/WHO 1999b: para. 25-34）。

このような経緯で合意された中期計画は、前期（1993 年から 1998）の中期計画と比べ

⁸⁰ 1999 年の総会の直前に行われた 1999 年の執行委員会において、中期計画は議題とされていない（FAO/WHO 1999a）。

て、記載量の拡大が図られる（約 1200 ワード）とともに、単に目標が記載されていた前の期の計画と比べ、構成も充実が図られることとなった。

計画においては、まず、一般的アプローチ及び課題（General Approaches and Issues）に関する記載が新たに設けられ、総会で各国からコメントがあった複数の事項（消費者の健康、貿易への不当な障害の除去、表示・承認手続、途上国の課題、バイオテクノロジーに由来する食品、透明性の向上）について言及がなされている。これに加え、一般的な課題としては、期間中にリスク分析原則の一体化（the integration of risk analysis principles）を完了すべきであるといった点が記載されるとともに、WTO の SPS 委員会及び TBT 委員会とコーデックス委員会との関係を計画期間中に明確するよう求めている。

他方、個別事項の中期計画については、9 のプログラムエリア（一般原則・手続ルール、リスクマネジメントのための政策原則の適用、食品製造・加工システム、同等性・相互認証及び食品管理システムの保証、栄養・消費者情報、個別食品、透明性の向上、公表、運営）が設けられ、それぞれについて中期目標が設定された。前期の中期計画と同様、特定の数値目標は設定されていないが、一般的アプローチ及び課題と重複した表記（リスク分析原則の一体化）がみられ、また、各国の意向を反映したとみられる点（リスクマネジメントにおける科学以外の正当な要素を解釈するためのガイドライン）が存在することが特徴として挙げられる（FAO/WHO 1999b: Appendix II）。

以上の点から確認できるのは、第一に、各国の関与が強まったという点である。前期計画において明確に各国の関与が確認できるのは、バイオテクノロジーに関する米国及びカナダの主張のみであったが、本計画については、総会において、途上国も含め複数の国から様々な主張がなされており、各国が強い関心をもって総会に臨んだ結果、中期計画にも一部反映されている。第二の点は、検討期間の中でも、各国の関心の度合いが 1997 年と 1999 年で大きく異なるという点である。報告書を確認する限りにおいて、1997 年の執行委員会、総会においては、各国の強い主張を確認することはできないが、1999 年の総会においては、複数の国が主張を行っている。このことは、各国によってコーデックス委員会の重要性が及びコーデックス委員会において主張を行うことの重要性が高まったことを示唆するものである。第三に、調和（harmonization）という用語が計画中に存在しないという点である。前の期の中期計画においてはプログラムエリアの一つとして、試験手続及び検査・認証システムの調和が掲げられており、また、食品表示の目標としても調和が記されていたが、この期の中期計画においては完全に排除された。第四に、一般的な事項への言及の増加が確認できるという点である。前期の中期計画においては記載が限定されていた一般原則に関する記載が、リスク分析原則の一体化、WTO との関係の明確化といった形で中期計画において明確に言及されることとなった。報告書からは、どの国の主張によるものなのか、それとも、事務局主導によるものかを判断することはできないが、（個別の物質、品目を超えた）一般的な事項についてコーデックス委員会として対応する必要性が広く加盟国間において認識された結果であると評価することができる。

4-1-3 2003年から2007年の中期計画に向けた検討

1999年の総会において1998年から2002年を対象とする中期計画が採択された際、次期計画の準備を速やかに開始することについて、総会として合意がなされた。後述するように、各国の関心が高まる中で総会においても活発な議論が行われたが、2001年の総会において戦略枠組（Strategic Framework）が採択される一方で、中期計画自体については修正が繰り返され、最終的には作業が中断された。以下、その過程について概観したい。

1999年に総会における議論を踏まえ、2000年の執行委員会では、早速、2003年から2006年までを対象とした中期計画が議題とされ、現行計画のどの分野を2003年以降の計画に延長すべきかについて議論が行われた。その際、複数の国（Several Members）から、次期計画は戦略的な計画の一部分として作成されるべきとの意見が示された。また、執行委員会として、（他の国際機関でも）食品の基準について多くの調査が行われているとして、他の国際機関（カルタヘナ議定書、WTOのSPS委員会・TBT委員会等）から生じる課題を検討することに合意するとともに、（どの分野を延長するかについては）現行の枠組内で評価を行い、残された分野のみが次期計画に持ち越されるよう、コーデックス委員会の各部会に対し要請することとなった。その上で、議長、副議長及び事務局から構成される小グループに対して、次回の総会（2001年の総会）で検討することができるよう2003年から2007年までの中期計画（the Medium-Term Plan 2003-2007）及び戦略に関する声明（Strategic Statement）のドラフトを作成するよう要請を行った（FAO/WHO 2000: para. 36-41）。

そして、2001年の執行委員会においては、作業部会（小グループ）が検討結果を提示した。検討結果は、(1) 戦略ビジョンに関する声明（Strategic Vision Statement）、(2) 規制枠組の促進（Promoting Sound Regulatory Framework）など複数の目的（Objective）から構成される戦略枠組（Strategic Framework）、(3) 中期計画から構成されるモデルから構成され、このうち、戦略に関する文書（上記の(1)及び(2)）は、中期計画から切り離され検討が行われることとなったが、多くのコメントが提示されることとなった。

まず、戦略ビジョンに関する声明及び戦略枠組については、各国からのコメントの多くが好意的であったことから、執行委員会としてこれらは（2002年に開催される）次期総会における採択に適するものであるとする一方で、中期計画については、2003年の総会における採択に向けて、各国、国際機関等からのレビューを受けることとなり、2002年に総会における採択は目指されないこととなった。

そして、戦略ビジョンに関する声明に関しては、「最高の消費者保護の水準」（highest level of consumer protection）という文言が貿易障壁を設ける理由となり得るとの懸念による修正が行われ、戦略枠組についても、科学的原則に基づくことの重要性、透明性の必要性・予防措置の理解について強調すること、途上国のニーズを強調するといった複数の内

容において修正がなされ、総会に提出することについて合意がなされた (FAO/WHO 2001a: para. 20-25)。

また、この執行委員会の直後に開催された 2001 年の総会においても、各国からのコメントが相次ぐこととなる。まず、戦略ビジョンに関する声明については、マレーシアが、インドそのほかの複数の国の支持も得て（執行委員会が提示したドラフトにおける）「食品の安全と質を含む最高の達成可能な消費者保護の水準」(“highest attainable levels of consumer protection, including food safety and quality”)との文言を、「食品の安全と不可欠な質を含む適切な保護の水準」(an appropriate level of protection including food safety and essential quality)と修正する求める提案がなされた。

また、戦略枠組については、目的 3 として掲げられているコーデックスと他の多国間の規制文書及び条約との円滑な連携の促進 (Promoting Seamless Linkages/Interface between Codex and Other Multilateral Regulatory Instruments and Conventions) について、多くの代表団から、コーデックス委員会における成果物が（他の）国際条約、協定と整合的であることを強制されるべきではないとの意見が示されるとともに、広範な参加国が他の国際機関への言及を削除するよう提案した。一方、他の複数の国は、他の国際機関との整合性は、一般的な国際システムの信頼性を維持するためにも重要であるとの意見を示した。

これらのコメントを踏まえ、総会では、目的 3 における、「成果物が関連する国際条約、協定と整合的であることを確保する」(ensure that its outputs are consistent with relevant international conventions and agreements)との文言の削除及び表題変更が行われた。

これらの修正を経て、総会においては、戦略ビジョン声明を含む形で、戦略枠組が採択された。一方、中期計画は採択に至らず、戦略枠組とも整合的なものとなるよう、コーデックス委員会の各部会に回付した上で、改定を行うことが合意された。(FAO/WHO 2001b: para. 46-70)。

採択に至らなかった中期計画は、この後も 2002 年の執行委員会において、再度、議論の対象となる。2002 年の執行委員会においては、2001 年の総会での議論及び各国から提出されたコメントを踏まえ、事務局が更なる修正を行った中期計画案が提示されたが、1 から 6 の目標すべてについて、複数の相反するコメントが参加国から提示された。23 のパラグラフに渡ってコメント及び修正が規制されており、それらを網羅的に記すことは困難であるものの、本論文の問題意識と関連する、コーデックスと他の多国間の規制文書及び条約との円滑な連携の促進 (Promoting Linkages Between Codex and Other Multilateral Regulatory Instruments and Conventions) 及びコーデックス基準の最大限の適用の促進 (Promoting Maximum Application of Codex Standards) については、（一部ではあるが）以下のような意見の対立が記されている。

まず、コーデックスと他の多国間の規制文書及び条約との円滑な連携の促進については、アフリカ、ラテン・アメリカ及びカリブ諸国の国々が、一般原則部会における議論と

の重複を理由として他の国際機関との協力による基準の策定の削除を提案したものの、他の国々はこれを維持するよう求めた。また、コーデックス基準の最大限の適用の促進については、アジアの国から、一部の活動を除き、コーデックスの枠組では実施できないといった見解が示された。

このような各国の意見の収斂が見られない状況の中で、2002年の執行委員会では中期計画について結論に至らず、更なる検討を行った上で、2003年の執行委員会において改めて検討することとなった（FAO/WHO 2002: para. 32-61）。

しかしながら、中期計画は2003年の執行委員会⁸¹では議題とはならなかった。その理由については、2003年の執行委員会の報告書においては特段触れられていないが、2004年の執行委員会においては、2008年から2013年を対象とする戦略計画（Strategic Plan）に向けた準備を行うことが合意されるとともに、中期計画については検討を中止することが決定された。そして、中期計画は、次期戦略計画に組み込むことによりその基礎として用いることとなった（FAO/WHO 2004: para. 11-15）。

また、上述のとおり中期計画については作成が中断されることとなったが、別途、採択に至った戦略枠組（Codex Alimentarius Commission Strategic Framework）についても簡単に触れたい。2001年の総会において2003年から2007年までを期間とする戦略枠組は採択に至ったが、その構成は中期計画とは大幅に異なる。冒頭に戦略ビジョンに関する声明を置かれており、戦略枠組の位置づけ、意義について述べる導入部（Introduction）の後、科学的根拠に基づく決定に関する記載（Decision-Making Based on Scientific Evidence）が続いた後、本体部分である戦略目的及び優先事項（Strategic Objectives and Priorities）が記載されており、6の戦略目的ごとに優先事項が記載されている。文字数は約3100ワード（このうち戦略ビジョン声明は66ワード）であり、それまでの中期計画（1200ワード）からは大幅に増加している。

冒頭の戦略ビジョンに関する声明においては、コーデックス委員会の目指す方向性が記載されており、「世界に最高の達成可能な消費者保護の水準がもたらされることを想像」し、この目的のために「国際的に合意された危基準及び文書を策定する」ことが明記された。また、導入部においてはWTOとの関係についても触れられており、WTO・SPS協定の下でコーデックス基準が新たな地位を得たことにより、新たな課題と責任がもたらされたこと、コーデックス委員会が重要な地位を維持し、コーデックス委員会の規範が全ての加盟国により可能な限り広く適用されることは不可欠であるとして、国際基準設定機関としての位置づけを強調している。

また、戦略目的及び優先事項においては、それぞれの目的ごとに優先事項が記載されている。このうち本論文の関心とも重なる目的3（コーデックスと他の多国間の規制文書及び条約との円滑な連携の促進）では、コーデックス委員会がWTOに認識された食品安全

⁸¹ 2003年の総会においても議題とされていない。

の基準のための国際機関であることが述べられ、バイオテクノロジーといった課題が国際的な関心となる中で、主導的な役割を果たし国際的な合意形成への構築に貢献することに戦略的な関心を有する旨が記載されており、WTO 発足により新たに得られた役割を積極的に果たすことに肯定的な立場が示されている。

なお、戦略枠組においては、前期中期計画で削除されていた「調和」に関する文言が本文中で3か所みられる。具体的には、導入部分において WTO との関連を示す記述、目的4における「国際的に調和した解決策」との記述、目標6におけるコーデックス基準に基づく「国際的調和は、消費者の健康保護へのグローバルなアプローチの促進及び国際貿易に対する技術的規制による悪影響の最小化のために不可欠」との記載がみられるが、いずれも、各国、コーデックス委員会の各部会が行うべき具体的な目標として記載されたものではない。また、目標6においては、コーデックスの決定は可能な限り最大限、コンセンサスに基づくべきとの記載もあり、各国の多様な意見に配慮する姿勢がみられる。

(FAO/WHO 2001b: Appendix II)。

このように、中期計画は執行委員会及び総会における議論を経て策定が中断される一方で、WTO 発足に伴う国際的な位置づけも踏まえた戦略枠組が新に合意がされることとなった。そして合意された戦略枠組においては、それまでのプログラムエリアごとに定性的かつ簡潔な目標が記されている中期計画とは異なり、コーデックス委員会が目指すべきビジョンを明確に記されるとともに、個別の目標ごとにコーデックス委員会として優先されるべき事項を記載された。とりわけ、WTO との関係については戦略ビジョン声明、目的の双方において強調されており、このような内容を持つ戦略枠組が総会において採択されたということから、WTO の体制下においてコーデックス委員会の機能を肯定的に評価する（少なくとも否定的には評価しない）という立場が、加盟国間で共有されていたと理解することも可能であると考えられる。他方、「調和」に関しては、文言自体は置かれているものの、調和そのものを加盟国又はコーデックスの各部会に直接的に求めるものではなく、1993年からの中期計画のように無条件の調和を求める文言とは明確に異なる記載となっている。

4-1-4 2008年から2013年の戦略計画に向けた検討

2008年から2013年の戦略計画は、2007年の総会において採択されたが、この検討は2005年の執行委員会から開始された。これは、従来の中期計画及び戦略枠組に代えて、戦略計画と呼ばれる形式が採用される初めての計画の策定作業となるが、以下、その策定の経過について述べたい。

戦略計画は、2005年2月の開催された執行委員会で、事務局が構成、形式、プロセス及びタイムテーブルに関して提案を行うことにより検討が開始された。このうち、構成及び形式としては、事務局がコーデックス委員会全体の目的を提示する第一部、各部会における優先的行動エリアを示す第二部、各部会の作業のタイムテーブルを設定する第三部とす

ることを提案し、また、プロセス及びタイムテーブルについては、2005年11月の執行委員会における検討に向けて議長及び副議長が事務局の支援を受けつつ準備を行い、2007年までの採択に向けて各国からコメントを求めることが合意された（FAO/WHO 2005a: para. 6-14）。また、2005年の総会においてはこの構成及びタイムラインが採択されたが、その際、米国及び欧州を代表して意見を述べた英国は、事務局案を強く支持するコメントを行っている（FAO/WHO 2005b: para. 112-117）。

具体的な議論は、2005年11月の執行委員会で開始されたが、この場においては、戦略ビジョン声明については、現計画のものをそのまま用いることで合意するとともに、第一部については、複数の修正がなされたが、たとえば、より特定化した表現とする観点から、目標4の表題が「コーデックスと関連する他の多国間規制協定との間の協力の促進」(Promoting Cooperation between Codex and Relevant Other Multilateral Regulatory Instruments) を「コーデックスと関連する国際的な政府間組織との間の協力の促進」(Promoting Cooperation between Codex and Relevant International Intergovernmental Organizations) と改める修正等が行われ、また、第三部においては、更新を容易にするため表形式を用いることとされたが、これらの修正を踏まえた上で、各国から意見を求めこれを議長及び副議長で検討した後、2006年の執行委員会で議論を行うことに合意した（FAO/WHO 2005c: para. 5-36）。

そして、作業部会が修正を行った戦略計画案について検討が行われた2006年の執行委員会においては、第一部については⁸²執行委員会から満足が示されるとともに、第二部については、FAO及びアフリカの地域調整国からのコメントを受け、目標1の行動1.6「革新的なリスク管理枠組の探求」(Explore innovative risk management frameworks) について、将来のコーデックス委員会の活動を制約しないよう修文がなされた。また、総会に向けては、戦略計画の実施のために人員、予算の不足の解決を求める等の提言を行うことが執行委員会において合意された（FAO/WHO 2006a: para. 27-39 及び Appendix II）。

また、続いて行われた2006年の総会では、コーデックス事務局の人員強化の必要性等についての認識がなされるとともに、2007年総会における戦略計画の採択に向けて、地域調整部会に対して更に意見を求めること等が合意された（FAO/WHO 2006b: para. 152-155）。

そして、2007年に入り開催された執行委員会においては、一部の修正を行った上で、総会において諮ることが合意された（FAO/WHO 2007a: para. 72-87）。

執行委員会に引き続き開催された2007年の総会においては、複数の国及び国際機関から修正意見が出された。特に、WTOとの関連においては、チリがWTOとの協力のための行動について文言の追加を提案したが、結局、変更の合意には至らず、その他の点で複数の修正を行った上で、最終的な採択がなされた（FAO/WHO 2007b: para. 131-138）。

⁸² コーデックス委員会規程との整合性を図る観点から、目標4における「政府間」との文言が削除されている。

以上のように、2008年からの戦略計画は、中期計画の作成中止後の初めての計画作成でもあり、それまでの中期計画の策定と比べても、各国から多くの関心を集めた。これは、公開されている執行委員会、総会の報告書においても多くのコメントが記載されていることから確認できるが、実際には、戦略計画の作業部会は、執行委員会、総会に先立って各国からのコメントの検討を行っているため、報告書で確認できる以上に各国からの意見が寄せられている（さらに、反映されている）可能性がある。

次に、戦略計画の内容について触れたい。先述したとおり、2008年から2013年を対象とする戦略計画は、コーデックス委員会全体の目的を提示する第一部、各部会における優先的行動エリアを示す第二部「プログラムエリア及び行動計画」及び各部会の作業のタイムテーブルを設定する第三部「戦略計画の実施」から構成されるが、分量としては戦略枠組の倍以上の約7300ワードとなり、2003年から2007年までを期間とする戦略枠組の3100ワードと比較しても大幅に拡充が図られた。

さらに、構成面では、第一部において、2003年からの戦略枠組と同様、冒頭に戦略ビジョン声明が置かれており、その後、意義について述べる導入部、科学的根拠に基づく決定に関する記載が続き、戦略目標及び責任（Strategic Goals and Shared Responsibilities）として6の具体的目標が列記されている。また、第二部においては、表形式を用いて目標ごとに行うべき複数の行動が記載され、それぞれの行動について概要、タイムライン及び責任部局が記載されており、行うべき行動、主体が明確に把握できるよう整理されて。この表形式の導入による、中期計画で示されていた内容がより詳細な形で記載され、また事後的に評価することが可能な形式となっている。そして、第三部においては、表形式を用いて、それぞれの行動について、成果・測定指標、現行のステータスなどが一覧的に把握できるよう整理がなされている（FAO/WHO 2007b: para. Appendix IX）。

一方、本論文の関心からは、内容面について以下の点を指摘することができる。まず、第一に、目標として、各国（のSPS措置）におけるコーデックス基準の適用を求める事項が存在しない。前の期の戦略枠組においては、目的6として「コーデックス基準の最大限の適用の促進」が設けられていたが、これと対応する目標は置かれていない。加えて、「調和」という用語についても使用は限定的であり、また、記載ぶりを見ても国際基準による各国のSPS措置の調和を求める立場を戦略計画からは確認することはできない。このようにコーデックス基準による調和への消極的態度は、前の期の戦略枠組と同様であり、各国の規制権限への一定の配慮が背景にある可能性がある。なお、他の国際機関との協力については、引き続き目標4として掲げられており、国際基準設定機関としての位置づけ自体は肯定的に記されている。

第二に、各国、特に途上国への配慮が強調されている。前の期の戦略枠組においても、途上国を対象における能力構築（capacity building）など、途上国に対して一定の配慮を行う記載がなされていたが、戦略計画においては、目標5として置かれている最大限かつ効率的なメンバー参加の促進（Promoting Maximum and Effective Participation of

Members) において求められる行動として、コーデックス委員会における途上国の参加の促進、途上国における会議の開催等が明記されており、コーデックス委員会における途上国の参加に配慮した内容となっている。

第三に、コーデックス委員会の機能強化そのものが課題とされている点である。戦略計画においては、目標 3 としてコーデックスにおける業務管理機能の強化 (Strengthening Codex Work-Management Capabilities) が明記され、行われるべき行動として、優先事項の基準の見直し、効率的な国際基準の管理の確保といったコーデックス委員会の業務運営そのものに関する事項が置かれている。これは、コーデックス委員会の業務拡大により、その運営管理自体が戦略的な目標として定義される必要性が生じたことを示唆するものであるが、このような記載が採択されたということは、前提として、加盟国の大部分はコーデックス委員会の業務拡大それ自体は肯定的に捉えていることを意味する (FAO/WHO 2007b: para. Appendix IX)。

以上のことを踏まえると、各国は、それぞれの規制権限への一定の配慮は求めつつも、コーデックス基準の国際基準を策定する場としての機能については、肯定的に捉えていると評価することが可能であると思われる。

4-1-5 2014 年から 2019 年の戦略計画

戦略計画として 2 期目となる戦略計画は 2011 年から準備が開始され、2013 年の総会において採択されることとなる。この戦略計画は、2014 年から 2019 年を対象期間とするものであるが、準備期間を含めた 2011 年から 2019 年の間には、2010 年における米国、豪州などによる TPP 交渉への参加、2013 年における日本の TPP 交渉参加、そして、2015 年の TPP 協定の大筋合意など、経済連携協定に関連する大きな動きも進展した。以下、本計画の策定経過及びその内容について概観する。

戦略計画の準備作業は、2011 年の執行委員会において事務局が第一次ドラフトを提示し、各国からの意見を求めたことにより開始された。

ここでは、多くのコメントが示され執行委員会の報告書でも 39 のパラグラフに及ぶ。その中の一部を紹介すると、戦略ビジョン声明に関して戦略計画は成果を測定するための含むべきとのアジアの調整国からの意見、目標 1 に関してコーデックス基準は科学的原則に加え、倫理、環境面にも基づくべきとの欧州の調整国からの意見、目標 4 に関して (事務局提案の素案における) 民間規格への強調に疑問を呈する意見などが提示され、執行委員会において更に検討を進めることが合意された (FAO/WHO 2011a: para. 81-122)。また、2011 年の総会においても、引き続き事務局が戦略計画の改定作業を継続することが合意されたが、あわせて、米国が、執行委員会から参加国からのコメントを収集した上で、2012 年の執行委員会に改定案を提出することとなった。(FAO/WHO 2011b: para. 188)。

2012 年の 2 月の第 1 回執行委員会においては米国が準備した素案について議論が行われたが、その場でも多数のコメントが示された、その結果、複数の改訂が行われることとな

ったが、主要な変更点としては、コーデックスの核となる価値（Codex Core Values）を記載するといった構成上の変更があげられる。これらの変更について合意した上で、更に検討を行うこととされた（FAO/WHO 2012a: para. 19-65）。また、2012年の6月の第2回執行委員会においては、議論の進め方について検討がなされ、サブ委員会において検討を進め、2013年3月までに戦略計画の完成を目指すこと等について合意した（FAO/WHO 2012b: para. 49-80）。その後、開かれた総会でも各国からコメントが提示されたが、全体としては、前2回の執行委員会の準備に対して合意が示された（FAO/WHO 2012c: para. 183-202）。

そして、2013年の執行委員会では、冒頭、副議長から2013年の総会で戦略計画の合意に至らない場合、2014年は戦略計画なく始まってしまうリスクがあると呼びかけられた。その結果、指標の在り方等の多様な事項についてコメントが示されたものの、各国の妥協によりコンセンサスが得られ、総会に提出することとなった（FAO/WHO 2013a: para. 73-110）。そして、同年の総会において、執行委員会で合意がなされた戦略計画案が提示されたが、またしても、副議長から、既に達成されているコンセンサスを維持するため原案のとおり採択を行うよう要請がなされた。その上で、消費者の懸念は健康保護の観点のみに言及する必要があること等について留保が付された上で、多くの国の原案への支持が示し採択に至った（FAO/WHO 2013b: para. 162-177）。

それでは、2014年から2019年を対象期間とする戦略計画について検討したい。まず、構成面からは、この計画では、前の期の計画で用いていた第一部から第三部までを置く形式を廃し、導入部等の後に、戦略的目標として4の目標を置き、それぞれの目標において複数の目的を置き、更にその中で行動を置く形式となった（たとえば、目標1の「現在及び緊急の食料課題に対応する国際的な食料の基準の確立」の下に、目的1.1として「コーデックス委員会の優先順位に基づく新たな基準の確立及び既存の基準の見直し」が置かれており、更に、その下に行動1.1.1として、「最も優先度が高い基準と業務量域がタイムリーに進行するよう、委員会横断的に一貫した意思決定及び優先基準の順位付けを適用する」が記載されている。）。また、最後に、業務計画として表が置かれており、それぞれの行動ごとに、期待される成果、測定指標が列記されている。分量としては、約4000ワードであり前期の計画（7300ワード）と比べると減少した。

内容面をみると、戦略ビジョン声明は短縮化され「消費者の健康保護と食料貿易における構成な慣行を確保するため、卓越した国際的食料基準設定機関となること」と記されるとともに、コーデックスの核となる価値として、協力、包摂性、意見一致の構築及び透明性が列挙されている。

また、目標は、目標1「現在及び緊急の食料課題に対応する国際的な食料の基準の確立」、目標2「コーデックス基準の策定におけるリスク分析の原則適用の確保」、目標3「すべてのコーデックスメンバーの効率的参加の促進」及び目標4「効果的、効率的な業務管理システム及び運用の実施」から構成されているが、前戦略計画と同様、途上国に関

する言及は多く、目標3では目的3.1として、コーデックスにおける途上国の効率的参加が掲げられている他、コーデックスにおける途上国からの専門家の参加等複数の行動で途上国の役割を強調している。一方、他の国際機関との協力については目的1.3において規定されているが、協力の対象は他の国際基準設定機関（OIE、IPPC）でありWTOはその対象から外れた（戦略計画全体をみても、WTOという用語は、WTO協定で参照されている点を示す一カ所のみで用いられている）。

また、業務計画においては多くの行動に関して測定指標が設定されており、たとえば、行動1.1.1の「最も優先度が高い基準と業務量域がタイムリーに進行するよう、委員会横断的に一貫した意思決定及び優先基準の順位付けを適用する」については、基準に従って新たに設定、改訂された基準の数が測定指標とされている。なお、本戦略計画においては「調和」の用語一切用いられていない。

これらの内容及び策定の過程を踏まえると、複数の点を指摘することができる。まず、途上国の参加を奨励する記載が多くみられ、途上国の意向を配慮する姿勢が一層強化された。また、前期の計画と比べても、WTOや「調和」という文言は抑制されており、加盟国及び他の国際機関との関係については消極的な記述にとどまっており、「調和」を積極的に用いる1993年の中期計画とは方向性が大きく転換した。更に、記載の分量自体も前期計画と比べて大幅に減少した。今までは計画の改定を重ねるごとに記述が増加していたことを踏まえると大きなトレンドの変化であると言える。

加えて、今回の改訂の最終版では、2013年中に採択を行うことの重要性が繰り返し述べられ、また、これを各国も受け入れた。今までの計画類においては空白の期間が生じていたことを踏まえると大きな変化であるが、これは、コーデックス委員会において、各国が合意した戦略計画が自明の規範として各国に受け入れられ、その不在を避けるべきとの考えを各国とも共有した結果である可能性がある。

更に、議論の過程においては、改訂作業を担う等米国が積極的な関与を行っている。これは、自国が有利になるよう議事整理の主導権を得ようとした結果の行動と捉えることも可能ではあるが、戦略計画本体では、米国が高い関心を持つと思われる事項（バイオテクノロジー、成長ホルモン等の動物用医薬品）に特化した記載はない。これは、複数回の計画策定を経て、戦略計画自体が個別的な事項を扱う文書ではないことが定着したことが理由であるとも考えられる。ただ、そのような状況の中で、米国が改訂作業を引き受けたとは、（個々の物質に関する利害を超えて）戦略計画を予定どおりに作成すること自体に価値を認め、自らが関与することで秩序だった議論を確保する狙いがあった可能性がある。

4-1-6 コーデックス委員会に関する小括

これまで1993年以降の戦略計画等の策定過程及びその構成、内容について検討を行ってきた。戦略経計画等の内容の比較を示す表4.1（149ページ）などを踏まえ、まずは、Veggeland and Borgen（2005）では必ずしも明らかにはされていない各国の行動の原因

を、WTO・SPS協定の発効そのものに求めるのか、EC・ホルモン事件における上級委員会報告書が提示した解釈に求めるのかという点を明らかにしたい。その上で、(出版年の都合上、当然に明らかにできない) 2003年以降におけるコーデックス委員会における各国の主張が変容の有無について見解を示したい。その後、4-1全体の問題意識でもある、EC・ホルモン事件以降の各国のコーデックス委員会の活動に対する評価の傾向について触れる。

まず、各国の行動変容は、EC・ホルモン事件における紛争解決処理手続の結果による影響が及ぼした影響が大きいと考えることができる。図4(154ページ)で提示した時系列にそってみると、1993年の総会において採択された中期目標は、採択がなされた総会において各国の議論への積極的参加はみられず、総じて関心は低かったといえる。この傾向は、1997年の中期計画の検討においても同様であり、たとえば、すべての国が参加であった1997年の総会の報告書においても、各国が積極的にコメントを行った形跡をみることはできない。ただし、この状況は、1998年の総会で一変する。バイオテクノロジーや表示といった各国が強い利害を持ち、将来的にはWTOにおける紛争の対象となるような事項について積極的に意見が示され、修正が行われることで採択に至ることになった。

以上のことから、二点指摘を行うことができる。第一に、WTO発足の時点では各国の行動の変容は限定的であったという点である。1992年、1993年の議論の際も、1997年における議論の際も、総じて各国の関心は低かった。第二に、各国の行動は1997年総会と1998年総会との間で比較的大きな変容があるが、この間、WTOにおいては、EC・ホルモン事件についてパネル報告書、上級委員会報告書が提出され、採択に至っているという点である。先行研究においては、1995年以降、コーデックス委員会は注目を集めたとされているが(Veggeland and Borgen 2005: 701)、このような時系列関係から推測すると、(WTO発足そのものに加えて)紛争解決処理手続によりEC・ホルモン事件で示された解釈が、各国の行動変容の主要因となっていると推測することができる。

また、Veggeland and Borgen(2005)が検討の対象とする期間(2003年まで)より後のコーデックス委員会における各国の行動については、以下の点を指摘することができる。第一に、戦略計画等に関連して、各国の国内規制においてコーデックス基準の適用を求める議論が見られなくなったという点である。2008年からの戦略計画以降、コーデックス基準の適用を各国に求める内容の記載は見られなくなり、また、調和に関する文言も大幅に減少した。2014年からの戦略計画を除き、ワード数は一貫して増加傾向にあったことを踏まえれば、これらの用語の不使用は表現の簡潔化といった形式的な要因ではなく、意図を持った変更であると理解することができる。執行委員会、総会の報告書には明確な記載はなく、また、各国と事務局との意見交換の内容自体は公開されているわけではないためその理由を断定することは困難であるが、EC・ホルモン事件等によりSPS協定の解釈が確立し、SPS協定3条における調和という文言がSPS協定において持つ法的な性津が明らかになる中で、調和という用語の使用に慎重になった可能性がある。

加えて、各国にとってコーデックス委員会の効果的、効率的な運営が主要課題の一つとして受け止められるようになったという点である。たとえば、1993年からの中期計画においては直接的に組織管理に言及する事項は存在せず、管理（management）については2008年からの戦略計画において、初めて目標として掲げられるようになった。これは、総会における国際基準等の採択件数が増加傾向にあることから分かる通り、コーデックス委員会が担う業務が拡大する中で、効率的業務管理が、加盟各国にとっても課題として顕在化した結果であるとも考えられる。

今までみてきたとおり EC・ホルモン事件は、各国のコーデックス委員会の活動に対する関心の高さ及びその方向性を変容させた。まず、各国の関心は明らかに高くなり、積極的関与がなされるようになった。一方、各国は、コーデックス基準による調和を無条件に肯定する内容を含む合意は回避するようになり、SPS 協定下におけるコーデックス委員会の法的性質を前提とした上で、各国の許容範囲内にとどまるよう合意がなされるようになった。

加えて、コーデックス委員会の基準策定活動が活発化する中で、コーデックス委員会の運営自体が主要課題の一つとして受け止められるようになった。このようなコーデックス委員会における一定の業務量を前提とした課題設定は、コーデックス委員会の持つ役割及び国際基準として提供する規範が各国から受容されているということの意味する。また、城山（2013: 17）では、「コーデックス基準の強制的性格が高まると、各国は自国の利益に反して強制的に実施されることを恐れ、コーデックス委員会で合意することが困難になった」と指摘されているが、実際にはコーデックス委員会における国際基準の採択数自体は減少傾向にはない。これは、直感に反する結果にも見えるが、国際基準検討の段階から「強制的性格が高まった」ことを前提とし（すなわち、WTO の紛争解決処理に持ち込まれても問題ないように）、各国がコーデックス基準の策定のための議論に臨み、自国の SPS 措置の実施を行うようになった結果であるとも考えられる。

4-2 SPS 委員会におけるガイドライン

WTO の SPS 委員会で合意されたガイドラインは、その一部については、「加盟国の権利、義務に関する法的解釈を提示するものではない」と明記されているものの、紛争解決処理の場において引用されることにより、また、各国にとって守るべき規範として受け止められることによって、各国の規制権限に影響を与えてきた。

ここでは、各国はこのような自らの規制権限を制約するようなガイドラインの作成に同意し、それを受け入れた理由について検討とする。

検証の対象としては、表 2（144 ページ）に記載している「SPS 委員会における主要な決定又は文書」として WTO のウェブページに掲載されている文書のうち、「加盟国の権利、義務に関する法的解釈を提示するものではない」と明記されているものを検討の候補とする。これは、このような表記が必要であるほど、加盟国の権利、義務に関連する規定

が置かれていると考えられるためである。加えて、表2の番号10、12及び15についてはSPS委員会における手続を提示するものであることから検討の対象外とする。また、「加盟国の権利、義務に関する法的解釈を提示するものではない」とは規定されてはいないものの、番号4の文書については、SPS協定の特定の条（第4条）の実施に関して決定が行われたものであるため、番号4についても検討の対象とする。以上を踏まえ、ここでは、表2における「SPS委員会における主要な決定又は文書」のうち番号4、5、6及び7の文書（以下、「SPS委員会ガイドライン」という。）⁸³について、WTOのウェブページに公表されているSPS委員会の議事録等に基づき、ガイドラインの検討過程及びその内容について、検討を行い、各国はこのような自らの規制権限を制約するようなガイドラインの作成に同意し、それを受け入れた理由について検討を行いたい。

4-2-1 同等性ガイドライン

2001年に第一版が採択されたSPS協定4条の実施に関する決定（同等性）（Decision on the Implementation of Article 4 of the Agreement on the Application of SPS Measures (G/SPS/19)（以下、「同等性ガイドライン」という。）は、発展途上国からの要請への対応として検討作業が行われ、同等性ガイドラインについては、現在、第二次改訂版までが存在する。なお、SPS協定において同等性とは、「輸出国が、（自国がとっている）措置が輸入国の適切な保護水準を達成することを客観的に証明する場合、他の加盟国のSPS措置を同等なものとして受け入れないといけない」ことを意味するものであり、輸出国（特に途上国）にとってはその客観的な証明プロセスが大きな関心となってきた。

同等性ガイドラインの策定のきっかけは、2000年に米国シアトルで行われたWTO第3回閣僚会合にさかのぼる。この閣僚会合は、意見の対立の末閣僚宣言の合意に至ることはなかった。また、会合の準備作業においてもWTO協定において定められた事項の実施についても多くの発展途上国から懸念が示され、これらの懸念は、2000年5月に開催された一般理事会において、WTO事務局長から報告が行われることとなる（WTO 2000b: para. 130-134, 179-180）。このうち、SPS協定の同等性の規定に関する途上国の懸念については、この後一般理事会及びSPS委員会において複数回の議論が行われたが、一般理事会からSPS委員会の議長に対して、具体的な勧告（Recommendation）を提示するよう要請がなされた。そして、2000年7月に開催されたSPS委員会において、同等性について議論を行い、9月に特別会合を開催し集中的に議論を行うこととされた（WTO 2001c: para. 77-79）⁸⁴。そして、9月18日及び19日に開催された特別会合においては、事務局により

⁸³ なお、番号4の文書の表題は decision であるが、番号8の文書（WTO 2018b: 4）においては、“guidelines to facilitate the application of Article 4 of the SPS Agreement”との表現によりガイドラインとして位置づけられている。

⁸⁴ 同会合においては、各国から提示された意見をWTO事務局が整理を行い Note by the

決定の素案 (Draft Decision) が提示され、この場において、欧州はガイドラインの策定を歓迎するとともに、また、米国もその重要性を強調した。その後、アルゼンチンから should 等に代わり shall を用いることを求める提案も出され、また、いったんは暫定的な採択とされたが (WTO 2001d)、10月に改めて会合が開催され、最終的には事務局作成の初版の正式採択に至った (WTO 2001f)。

また、第一回、第二回の改定も閣僚会合が直接的なきっかけとなった。2001年、ドーハにおいて開催された第4回WTO閣僚会合では、引き続き各協定の実施が課題となり、これらに関する課題と懸念について、各委員会が行うべき事項等を取りまとめた文書が決定された (WTO 2001g: para. 3.3.3)。これに基づき、SPS委員会において検討が行われる中で、2002年11月の会合においてはパラグラフ5及び6について (WTO 2002e)、加えて、パラグラフ7については2003年6月の会合において、明確化を行うためのSPS委員会決定が行われ (WTO 2003c)、2004年3月の会合においては、これらの決定を反映した改定案が採択された (WTO 2004a: para. 102-103)⁸⁵。また、7月の委員会においては、カナダ及び豪州から事務局に対して (輸出先から求められた) 情報を提供するための手法について特定するよう要請が出され、この点が脚注において追記された文書が第二次改訂版として合意された (WTO 2004d: para. 80-81)。

以上のように、初版の作成、改定の双方ともに、発展途上国からの懸念が背景にあり、閣僚会合及び一般理事会主導のもと策定が行われた。また、実際の作業は主として事務局が担っており、また、SPS委員会における採択の場面においても、各国の見解が激しく対立することはなかった。

次に内容面について検討したい。同等性ガイドライン (初版) は、前文の後、14のパラグラフにより構成されており、具体的には、パラグラフ1で同等性の意義を述べた後、パラグラフ2、3及び5から7においては、輸入国が行うべき事項、パラグラフ4については輸出国が行うべき事項、パラグラフ8においては各国のWTO・SPS委員会への積極的参加の呼びかけ、パラグラフ9においては各国の国際基準設定機関における作業への積極的参加の呼びかけ、パラグラフ10以降はSPS委員会が行うべき事項 (同等性に関する通報ガイドラインの改訂、国際基準設定機関が行う同等性に関する作業完了への働きかけ等) について記載がなされている。

上述のとおり、第一次改訂版、第二次改訂版については、SPS委員会における決定を反映し、パラグラフ5から7の内容を明確化する規定が置かれている。たとえば、第二次改

Secretariat が提示されるとともに (WTO 2001a)、日本も同等性に関して自らの経験を示すための文章を提出している (WTO 2001b)。

⁸⁵ パラ 102 においては 2002 年 10 月の会合でパラグラフ 5 及び 6 の明確化に関して採択された旨の記載があるが、WTO (2002e) においては、2002 年 11 月 7 日から 8 日の会議で合意したと記載されているため、本論文では WTO (2002e) に基づいて記載した。

訂版については、パラグラフ 5 においては輸入国が同等性を認識する際に考慮すべき情報として、輸入国の機関が持つ歴史的な知見や信頼 (historic knowledge and confidence) 等を示している。さらに、コーデックス委員会及び OIE で策定されるガイドライン素案においても歴史的な貿易に基づく知見の重要性が考慮されていることを記しつつ、IPPC に対して、SPS 委員会における決定を考慮するよう要請をおこなっている。また、パラグラフ 6 においては同等性の認識を求める要請を受けたことのみを理由として貿易を中断させた場合は明らかな SPS 協定違反となること、そして、パラグラフ 7 では ALOP ガイドライン⁸⁶は同等性の決定を支援するものであり、輸入国の保護の水準と輸入貨物から要求される保護の水準との関係については、コーデックス委員会のガイドラインのドラフトにおいても言及されている旨の記載が初版と比べて追加されている。

なお、初版、改定版ともに、法的義務を意味する shall が、パラグラフ 1、3、4、6、8、10、11、12 及び 13 において計 14 か所用いられている (その他の規定では、should が用いられている)。これらの規定のうち、パラグラフ 10 以降は SPS 委員会に義務を課す規定であるが、その他の規定は、輸入国、輸出国 (パラグラフ 4 のみ) の義務を規定している。たとえば、パラグラフ 3 については輸入国に対して同等性の要請があった際における、原則 6 か月以内の反応 (importing Member shall respond in timely manner... normally within a six-month period of time) を義務付けている。6 か月以内の反応それ自体が重い義務ではないという評価は可能であるものの、SPS 協定に上乘せした義務を課したものと言える。

また、改訂版では、複数の箇所において、国際基準設定機関における活動に言及しているという点も特徴的である。4-1 でみたとおり、1998 年以降は、EC・ホルモン事件で提示された解釈を前提として、各国は国際基準設定機関における活動を行っていると思われるが、同等性ガイドライン改訂版においては、国際基準設定機関における議論の状況について言及するとともに、IPPC に対しては SPS 委員会の決定を考慮するよう要請まで行っている。これらの文書から見ると、SPS 委員会に参加する WTO 加盟国の総意として、国際基準設定機関における規範を肯定的に受け入れていたと考えることができる。(WTO(2001e)、WTO(2004b)及び (WTO (2004c))

4-2-2 ALOP ガイドライン

SPS 協定 5.5 条では「加盟国は、この 5 の規定の具体的な実施を促進するための指針を作成するため、第十二条の 1 から 3 までの規定に従って委員会において協力する。」⁸⁷と

⁸⁶ 協定 5.5 条のより実践的な実施のためのガイドライン (Guidelines to Further the Practical Implementation of Article 5.5)。4-2-2 において詳しく扱う。

⁸⁷ SPS 協定 12.1 条から 12.3 条では、SPS 委員会の設置、加盟国間の協議・交渉の奨励等、国際基準設定機関との密接な連絡等について規定している。

定められており、SPS 委員会において 5.5 条に関する指針 (guidelines) を作成することは SPS 協定発効当初から期待されていた。このため、初回の SPS 委員会からガイドラインについては検討が進められたが、実際に、協定 5.5 条のより実践的な実施のためのガイドライン (Guidelines to Further the Practical Implementation of Article 5.5) (以下、「ALOP ガイドライン」という。) は WTO 設立から 5 年後の 2000 年 6 月開催の SPS 委員会において採択に至った。

以下、採択に至るまでの経緯及びガイドラインの内容について、概観したい。

1995 年 4 月の第 1 回 SPS 委員会では、議長から、SPS 協定の規定により SPS 委員会はガイドラインの策定を課せられているとの指摘がなされた。また、豪州は会議の議論を促進するため提供を要請されていた自国の規制の枠組を整理したペーパーを提示し (WTO (1995a))、SPS 協定 5.5 条の要件を表現する用語として「リスク管理における整合性」(consistency in risk management) を示すとともに、多くの参加国が、その規律の重要性と SPS 委員会における任務の継続の必要性を指摘した。(WTO 1995b: para. 17-18)

そして、同年 6 月に行われた SPS 委員会第 2 回会合では、「リスク管理における整合性」との議題の下、事務局が SPS 協定 5.5 条に関する交渉の経緯を示すペーパーを示し、恣意的又は不当な差別を避けるよう確保するための仕組みとして、政府に対してリスク管理の段階における整合性を要求することが合意されていると提示した (WTO 1995c: para. 14)。これに対し、米国が用語の共通の理解を図る上で有益と評価した他、アルゼンチンは国際基準の適用の非整合性は貿易の障害となり得ること、また、日本は国際的なレベルにおける整合性の前に国内のレベルにおける整合性をまず委員会で議論すべきと主張した。そして、今後は、「適切な保護の水準の概念の適用における整合性」(consistency in the application of the concept of the appropriate level of protection) との議題名により議論を行うことが合意された (WTO 1995d: para. 27-31)。

この後、ALOP ガイドラインについては、結論は得られることなく、長期の検討が継続することとなるが、その背景は同年 11 月に開催された第 3 回の SPS 委員会において見ることができる。この会合では、米国は本件の性質、実践的事例の欠如及び用語の混乱を指摘した上で、ガイドラインの不在は協定の実施を無効化するものではなく、短期的には他の課題に焦点をあてるべきと指摘し、その間、議長が非公式協議を行うことを提案した。そして、ほとんどの国が、本件を実践的なレベルで扱うことの困難さから米国提案に賛同し、議長と関心を有する国との間で非公式に議論を行うこととなった (WTO 1995f: para. 24-27)。

この後の議論は、議長から非公式協議の内容について国名が伏せられた形で報告が行われることにより進行したが、一部の会合においては、その報告に続いて、複数の国がコメントを行い自らの立場を明らかにしている。たとえば、1997 年 3 月の委員会においては、議論を促進させる目的から、事務局が国際基準設定機関におけるリスク分析に関する業務 (work) の状況を要約したペーパー (WTO (1997a)) を作成し、事務局が目的等の説明

を行った上で議論が行われたが、その際、欧州から SPS 協定 5.5 条における適切な保護の水準の決定は、科学的プロセスではなく、政治的プロセスであると強調する発言がなされている。一方、豪州及びアルゼンチンからはリスク管理に関する規律は協定の効果を確保するために不可欠であるとの指摘が行われており、各国の 5.5 条に対する規律の立場の違いも浮き彫りとなっている (WTO 1997b: para. 32-37)。

この立場の相違はその後も継続するが、1998 年 6 月の SPS 委員会においてはガイドラインの策定に向けて検討が行われてきた非公式協議の議論の進捗について報告がなされ、議長がニュージーランド、ノルウェー、メキシコ及び欧州の尽力を称賛した上で、事務局に対して素案の作成が指示した。その際、欧州からは、EC・ホルモン事件におけるパネル報告に触れる発言⁸⁸がなされている (WTO 1998c: para. 65-67)。

その後、非公式協議においても引き続き議論が進展するが⁸⁹、2000 年 3 月の委員会において、非公式協議における合意が近いことが示され (WTO 2000a: para. 53)、同年 6 月の委員会においてガイドライン案が示された。エジプトが、定量的評価に属さないとして社会的価値と消費のパターン (social values and consumption patterns) に焦点を当てる観点を含め複数の点について修正を提案したが、マレーシア、日本、カナダ、アルゼンチン、チリ、豪州、メキシコ、欧州、米国及びニュージーランドから、提案はガイドラインにすぎず、法的義務を課すものではないと強調した上で原案の支持を求め⁹⁰、最終的には、原案どおりの採択に至った (WTO 2000d: para 80-86)。

それでは ALOP ガイドラインの内容面について検討したい。まず、ガイドラインの冒頭ではその主旨を明らかにしており、本ガイドラインは協定 5.5 条の実施の支援を意図するものであって、既存の加盟国の権利及び義務を追加・免除するものではないこと、加えて、協定の法的解釈又は修正を行うものではなく、さらに、加盟国が適切な保護の水準を決定する権利を損なうものではないことを述べている。その上で、このガイドラインは、適切な保護の水準の概念の適用における整合性及び恣意的又は不当な区別を回避するという義務の 2 点に対処するものであることを明確化している。

⁸⁸ 欧州が提示したペーパーはニュージーランドによる貢献を反映しているとした上で、EC・ホルモン事件によれば、5.5 条違反の認定には 3 つの段階をすべて満たす必要がある模様であると指摘している。

⁸⁹ 1998 年 11 月の SPS 委員会報告書では、非公式協議においてニュージーランド、米国、ノルウェー及び日本が新しいペーパーを提示し積極的な議論につながったとの記載がある (WTO 1999a: para. 49)。

⁹⁰ なお、エジプト提案のうち社会的価値と消費のパターンに関する修正については、マレーシア、アルゼンチン、カナダ、豪州、ニュージーランド、欧州、米国及びチリは不必要とみなしたが (特に、社会的価値に関しては、マレーシアとカナダは反対)、日本は受け入れる意向を示していた。

具体的な内容としては、まず (A) 適切な保護の水準の概念の運用について述べており、保護の水準の提示、明確なコミュニケーションといった各国が果たすべき点を示しているが、注目に値するのは、各国が保護の水準を決定するにあたり考慮すべき事項として、

- ・ 考慮している保護の水準と、異なる状況において既に決定されている保護の水準との間に違いが存在するか、
もし、そうであれば
- ・ 不当な又は恣意的な差別が存在するか、
もし、そうであれば、
- ・ それが、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらし得るか

をあげている点である。この条件は、EC・ホルモン事件において上級委員回が提示した 5.5 条違反が認められるための条件と内容、表現において類似している⁹¹。加えて、1998 年 6 月の会合では欧州から本事件への言及がなされている点も踏まえると、EC ホルモン事件で提示された解釈が本ガイドラインへの影響を与えたことが想定される。

また、(B) 適切な保護の水準に概念の実際的な実施については、各国は適切な保護の水準を正確に提示できないこともあるとした上で、その場合には、適用されている SPS 措置の保護の水準に基づいて決定できるとして、そのために各国が行うべき事項（明確なコミュニケーション、リスク評価などのための共通の手法又は整合的な手続の確立など）を提示している。

このように本ガイドラインは、EC・ホルモン事件において提示された解釈の影響もみられ、これは、各国がこの解釈を積極的に受容した結果であると解釈することも可能であると考えられる。ただし、本ガイドラインは冒頭に提示されているとおり、義務を各国に課すものではなく、SPS 協定の条文が引用されている箇所を除き、法的義務を示す shall は用いられていない (WTO 2000c)。

4-2-3 地域主義ガイドライン

SPS 協定 6 条のより実践的な実施のためのガイドライン (Guidelines to Further the Practical Implementation of Article 6 of the Agreement on the Application of SPS Measures) (以下、「地域主義ガイドライン」という。) は、2008 年 4 月の SPS 委員会において採択に至った (WTO 2008b)。

⁹¹ EC・ホルモン事件において上級委員会は、(1) 異なる状況において自国が適切であると認める保護の水準を採用していること、(2) 保護の水準が、恣意的又は不当に異なること (区別されていること) (3) 恣意的又は不当な区別が、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらしていることからなる 3 要素について、5.5 条違反を主著する提訴国が示す必要があると提示している。

地域主義ガイドライン前文において、本ガイドラインは1999年の「SPS協定の運用及び実施に関する第1回検討」において言及された後、2003年6月の委員会から実質的な議論が開始されたとされている（WTO 2008c）が、この「第1回検討」は、SPS協定12.7条は、「委員会は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後三年で及びその後は必要に応じ、この協定の運用及び実施について検討する」との規定に基づく。

具体的には、1997年10月のSPS委員会において検討手続の合意がなされ、1998年には非公式会議において検討が進められたが、その中で、地域的な状況に応じた調整（6条）も焦点の一つとされた⁹²。そして、1999年3月のSPS委員会において採択された検討結果には、地域主義適用のために輸入国が輸出国に課す手続が長く、リスク評価が複雑であるといった協定の適用における困難が指摘された（WTO 1999c）。

そして、ガイドライン案の実質的な議論は2002年11月の委員会におけるチリからの問題提起が直接のきっかけとなる。本会合において、チリは同等性の認定について問題があるとして次回の会合において議論を行うことを提案し、OIEもその申し出を歓迎した

（WTO 2003a: para. 19-20）。これを受け、2003年4月の会合においては「無発生地域-協定6条」が新たな議題として設けられた。この場で、チリは、多大なコストを支払ってOIE、IPPCのガイドラインに沿って衛生的なステータスを得たとしても、（輸入国からの）同等性の認定プロセスに数年を要すると指摘し、非公式協議の場で議論を行うことを提案した。これに対して、アルゼンチン、ペルーなどがその問題意識に対して同調するとともに、米国も非公式協議にOIE及びIPPCが参加することの重要性を強調し、更にメキシコは（地域主義に関する）ガイダンスを作成することを提案し、最終的には、次回SPS委員会の直前に、同等性に関する非公式会合を開催することが合意された（WTO 2003b: para. 157-165）。そして、2003年6月の会合では、直前に行われた非公式会合の議論が報告されるとともに、次回の会合以降も議論を継続することとなった。（WTO 2003e: para. 126-137）

ただし、ガイドライン作成作業が直ちに開始されたわけではない。その後のSPS委員会でも協定6条は議題として扱われ、2003年10月の会合においてメキシコ及びチリがガイドラインの作成を提案したが（WTO 2003g: para 91, 94）、委員会としてガイドライン作成を行うとの合意には至らなかった。

さらに、2004年10月の委員会でも、ペルー等がSPS委員会におけるガイドラインの作成を主張したが、まずは国際基準設定機関が先行してガイドラインの議論を進めるべきとの意見が出された他、欧州がタイムフレームの設定について懸念をしめすなど、複数の点について意見の相違があることが明確となった（WTO 2005a: para. 124-127）。2005年3

⁹² SPS協定6条の他には、透明性（附属書B）、通報手続（途上国への特別かつ異なる待遇）（10条）及び技術援助（9条）、国際的調和（3条）、同等性（4条）及びリスク評価（5条）について焦点が当てられている。

月の会合においても、議長はガイドラインの作成を行うべきであるかという点について多様な意見が存在することは明らかであると述べ、意見の懸隔の存在を示している。(WTO 2005b: para. 136)

ところが、ガイドラインの作成作業を開始することの是非について、2006年にかけて結論を迎えることになる。2005年6月の会合では、欧州がガイドラインの作成を提案する立場に転じ、タイムフレームに関する規定を持たないガイドライン案(WTO 2005d)を示した。当該会合では、多様な意見は示されたものの地域主義について扱う会合⁹³を開催することとなった(WTO 2005e: para. 87-104)。

2006年1月には協定6条(地域主義)に関する特別会合が開催され、15の加盟国⁹⁴並びにOIE及びIPPCが説明を行い、自国の立場、経験について他の加盟国との間で共有を行った(WTO (2006a))。その後は、事務局が加盟国の経験、国際基準設定機関の活動を内容とするバックグラウンドペーパーの作成を行ったほか(WTO (2006b)、(WTO 2006c)、非公式会合における議論も進展し、2008年4月のSPS委員会ではガイドラインの採択に至った。(WTO 2008c: para. 93-108)。

そして、合意に至った地域主義ガイドラインにおいては、ALOPガイドラインと同様、前文においてガイドラインの主旨が明らかにされており、地域主義ガイドラインは透明性向上、情報交換、予見可能性、信頼性の向上により協定6条の実施の支援を意図するものであること、既存の加盟国の権利及び義務を追加・免除するものではないこと、加えて、協定の法的解釈又は修正を行うものではなく、さらに、加盟国が適切な保護の水準を決定する権利を損なうものではないことを述べ、各国に法的に拘束する意図がないことを明確化している。

また、ガイドライン本文は、I.一般的考慮(General Consideration)、II.初期の議論、III.認証プロセスにおける行政のステップ(承認までのステップをAからIの分け、それぞれ輸出国、輸入国が行うべき事項を記載)、IV.手続迅速化、V.監視の5のパーツから構成されているが、特徴的なのは以下の点である。

第一に、法的義務を意味するshallの使用は限定されている。一部の規定⁹⁵では用いられているものの、実態上、輸入国を拘束する規定はない。

⁹³ 当初はワークショップの開催を多くの国が支持したが、開催費用を考慮した事務局の提案により、特別会合として実施されることとなった。

⁹⁴ 欧州、ドイツ、オランダはそれぞれ個別にカウントしている

⁹⁵ 手続迅速化のパートでは、輸入国による監視手続への合意といった複数の条件が満たされる場合、当該地域は清浄地域とみなされる、との記載においてshallが用いられているが、そもそも輸入国による監視手続への同意がなければ輸入国の義務自体が発生しないことから、実態的に輸入国に対して義務を課すものではない。

第二に、輸出国がなすべき事項も明確化している点である。一般的考慮において、輸出国は複数の要請を行う際、要請の中の優先順位を特定することを求めているが、地域主義の円滑な実施にあたり、(輸入国だけでなく) 輸出国の責任にも言及している点は特徴的であるといえる。

第三に、具体的なタイムフレームは置かれていないという点である。(地域主義の認定のための) 初期の議論においては明確化されるべき事項の一つとして、「もし可能であれば、承認プロセスの完了に向けて期待されるタイムフレーム」(if possible, an anticipated timeframe for completion of the recognition process.) が記載されているが、タイムフレームを輸入国が提示、順守する義務は should を用いる努力義務としても用いられていない。

第四に、国際基準への言及がみられるという点である。たとえば、認証プロセスにおける行政のステップ C (輸出国の書面提供) において、輸出国は、該当がある場合には、清浄地域を特定する(輸出国の) 手続きが国際基準等に基づくことを支持する情報を提供することが定められている。

このガイドラインの検討それ自体は、南米の輸出国の主張により開始されたが、上記のとおり、採択に至ったガイドラインでは欧州が懸念していた具体的タイムフレームは置かれておらず、また、手続きの類型化は行われたものの輸入国に対して直接的な義務を課すものではない。このように、地域主義ガイドラインは、SPS 委員会における累次の議論を経て、当初の輸出国の意図から離れ、採択の時点では輸入国も受け入れ可能な内容になった点が特徴的であるといえる (WTO 2008b)。

4-2-4 通報ガイドライン

そして、最後 SPS 協定 7 条の透明性の義務を実施するための推奨される手続

(Recommended Procedures for Implementing The Transparency Obligations of the SPS Agreement (Article 7)) (以下、「通報ガイドライン」という。) について触れたい。このガイドラインは、第 1 回の SPS 委員会から議論の対象となり、1996 年 5 月の SPS 委員会において初版が採択された後、5 回の改定作業を繰り返し、2023 年 1 月に改訂された第五次改訂版が最新のものとなっている。ただし、通報手続の検討そのものは、通報手続そのものは 1995 年の SPS 協定の発効に先立って各国による準備作業が進められていた。

1994 年 11 月に開催された WTO 準備委員会 (Preparatory Committee for the World Trade Organization) 制度・手続及び法的事項小委員会 (Sub-committee on Institutional, Procedural and Legal Affairs) では、非公式の小グループ (contact group) において実質的な合意に至ったことが報告され、また、通報で使用されるフォーマット案も示され、SPS 委員会において検討されるべき事項として報告された (Preparatory Committee for the WTO 1994)。

そして、協定発効後、通報手続は 1995 年 4 月に開催された第 1 回 SPS 委員会においても議題とされたが、上記で報告されていたフォーマットに加え、当該手続に緊急時の通報

フォーマットを追加すること等が提案され、事務局が準備を進めることとなった（WTO 1995b: para. 8-11）。その後の SPS 委員会においても検討が進められたが、第 3 回会合において米国が通報の効率性、透明性を向上させるために文書を非公表扱いとしないこと（de-restricted）を提案し多くの支持を集めたほか、欧州は通報の明確性を強調し、措置の内容、目的が通報から識別できるようにすべきと主張した（WTO 1995f: para. 13-17）。また、1995 年 11 月には、透明性手続に関する SPS/TBT 特別合同会議が開催され通報における各国の課題について議論されたが、その中では、フォーマットにおいて採択と施行の日を分けて記載すること等について提言がなされている（WTO 1995e: para. 1-3）。これらの議論を踏まえ、事務局が修正作業を行った結果、第 5 回 SPS 委員会において通報ガイドライン初版の採択に至った。（WTO 1996b: para. 16）

第 1 次改訂は、SPS 協定の運用及び実施に関する第 1 回検討作業の中で改定がなされ、電子的手法を用いた通報内容に関する非公式な翻訳の共有などの点について加筆が行われるとともに、フォーマット内容の一部改訂（記載すべき事項の詳細化、記載における選択式の導入）を行い、第 1 回検討作業の附属書として、1999 年 3 月に開催された SPS 委員会において採択がなされた（WTO 1999d: para. 41-42）。

また、第 2 次改訂は、2001 年 7 月の会合におけるブラジルからの問題提起がきっかけとなる。ブラジルは、加盟国間において通報義務の解釈に明らかな違いがあると指摘し、SPS 委員会において通報ガイドラインを議論すべきとの主張を行った。このコメントには、欧州を含む多くの国から支持がなされ、最終的には、公式会合前に開催される非公式会合において、改定に向けた議論を行うこととなった（WTO 2001c: para. 73-76）。そして、複数の非公式会合における検討を経て、2002 年 3 月の会合において記載すべき事項の明確化等を行った第 2 次改訂版の採択に至った（WTO 2002b: para. 68-77）。なお、2002 年 6 月の会合においては、2001 年 10 月に採択された同等性ガイドライン（初版）のパラグラフ 11 に基づき、同等性の認定に関する通報フォーマットも改訂版の追加として採択されている（WTO 2002d: para. 67-76）

そして、第 3 次改訂の作業は、2007 年 6 月の SPS 委員会におけるカナダからの提案がきっかけとなった。カナダは、従来は通報義務の対象とはされていない国際基準と同一の措置についても貿易に重大な影響がある場合には通報すべきとすること等を内容とする通報ガイドラインの修正案（WTO 2007a）を提示した。この提案を多くの国が支持する一方、途上国の義務が増えることへの懸念も示され、議論は継続されることとなった

（WTO 2007b: para. 56-64）。そして、事務局が 2007 年 10 月に開催された透明性に関するワークショップにおいても通報手続について議論が行われた結果、ワークショップにおいて通報ガイドラインの見直しにむけた提言がとりまとめられる（WTO 2008a）。当該ワークショップにおける議論については、2008 年 4 月の SPS 委員会において議長から報告が行われ、ガイドライン案の修正が行われた後、通報ガイドラインの第 3 次改定案の採択に至った（WTO 2008c: para. 63-71）。

第4回の改訂は技術的な背景のもとに行われた。2017年11月に行われたSPS委員会では議長から直前に行われた非公式会合の報告が行われたが、その中で、事務局が通報ガイドラインの技術的改訂 (technical revision) をとりあげたこと、第三次改訂版におけるSPS委員会オンラインツール⁹⁶への参照などが古いものとなっていることについて説明がなされ、各国からのコメントを受け付けることとなった (WTO 2017b: para. 4.18-4.19)。そして、2018年3月に行われたSPS委員会において、事務局から実質的な通報手続の変更はない旨の説明が改めてなされ (WTO 2018c: para. 4.13-4.17)、合意に至った。

第5次の改訂も同様に技術的なものであった。2022年6月のSPS委員会では、事務局から新しい通報システムが稼働することに伴う通報ガイドラインをアップデートする旨の報告がなされた (WTO 2022a: para. 5.5-5.6)。そして、同年11月の委員会において改めて説明がなされ、修正を求めるコメントがない場合には、第5次改訂版として回付を行うこととなり (WTO 2022b: para. 5.4-5.5)、最終的には第5次改訂版として回付されるに至った。

このように通報ガイドラインは複数回の改訂を重ねてきたが、基本的な構成 (本文と通報時に用いるフォーマットによる構成) については変化がない。

本文では、通報義務について具体的に規定するSPS協定付属書Bの内容について推奨事項 (recommendation) を記載しており、たとえば、通報義務が課されることとなる「規制が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼす」 (the regulation may have a significant effect on Trade of other Members) との要件について説明を加えている。また、フォーマットには、措置の概要、目的とともに関連する国際基準等の有無、施行日、コメントの提出期限などの記載欄が設けられている。

そして、第1次、第2次改訂においてはフォーマットの拡充などが行われ、フォーマットで記載すべきSPS措置の内容、目的及び根拠についてより詳細な記載が求められることとなった。

さらに、第3次改訂においては、「規制が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼす」場合においては、(通報義務の対象とされていない) 国際基準等と適合する措置についても通報が奨励されることが明記された他、第4回閣僚会合の決定 (WTO 2001g) を踏まえ、SPS協定付属書の2パラに規定する、措置の公表と施行の間の適当な期間 (reasonable period of time) は、通常6か月以上を意味すると解することが記載された。また、コメントを行う期間として通常60日を確保することを奨励する旨も記載されている。

第4次改訂、第5次改訂についてはすでにみたとおり、システムの導入に伴う技術的改訂が行われている。

⁹⁶ 各国がWTO事務局に通報を行う際のオンラインシステム

なお、第五次改訂版において、法的な義務を意味する shall については、公表と施行との間に求められる期間などに関して用いられているが、通常6か月以上（normally be at least six months）と記載するなど裁量の余地を残しており、協定を超える義務を確定的に課すものではない。

また、第4次、第5次改訂の際に実質改訂が議論されず、2008年度以降は実質的な改訂作業は行われてはいないものの、実態面として通報件数もおおむね増加の傾向にあり⁹⁷、現行の制度それ自体は一定の定着がなされているといえる。（WTO 1996a）、（WTO 1999e）、（WTO 2002a）、（WTO 2002c）、（WTO 2008c）、（WTO 2018d）、（WTO 2023a）

4-2-6 SPS委員会ガイドラインに関する小括

これまで4種のガイドラインについて扱ってきたが、表4.2（150ページ）でまとめたように、ガイドライン策定の時期、改定の有無、策定根拠、対立構造、義務規定（shall）の有無、発展途上国への配慮の有無は、それぞれ異なる。

一方共通して見られるのは国際基準等への参照である。SPS協定附属書B5パラの規定により、当該SPS措置が国際基準等と実質的に同一であるかという点が通報義務の有無に影響を与える通報ガイドラインはもちろんのこと、他のガイドラインにおいても国際基準への参照は多くみられる。また、同等性ガイドライン第二次改訂版では、IPPCに対してガイドラインの内容を考慮することが要請されており、SPS委員会のガイドラインが国際基準の議論に影響を及ぼそうとしている点も確認することができる。

2001年10月には、国際基準が参照され、かつ、引用部分以外の部分においてもshallを用いる最初のSPS委員会ガイドラインである同等性ガイドライン（初版）が採択されるが、このような文書がSPS委員会のガイドラインとして解明国の同意を得て採択されるということは、少なくとも2001年10月の時点において、SPS委員会に参加するWTO加盟国は、（1）国際基準設定機関における議論は各国のSPS措置に影響を及ぼすこと、そして、（2）その議論をSPS委員会の立場から促すことが妥当であると考えていることを意味する。

以上のことを踏まえると、SPS委員会におけるガイドライン策定のための活動からも、2001年10月以降は、国際基準等が一定の規範を有していることを確認することができる。

4-3 各国の国際基準とSPS委員会におけるガイドライン

第3章では、各国の紛争解決処理機関における主張の変容の要因を、国際規律に対する各国の態度の変化（輸入国の立場から輸出国の立場への変化）に求めるのか、それとも、

⁹⁷ WTOのウェブページでは通報件数をグラフ化して公表している。通報件数は変動があるものの増加傾向にある（1995年の198件に対し、2023年は1993件）。

<https://eping.wto.org/en/FactsAndFigures/Notifications>

（2024年1月8日閲覧）

紛争解決処理機関が提示する解釈の受容に求めるかという点を本章において検討すべき論点として提示した。

1998年からのコーデックス委員会中期計画において調和の使用が見られないようになり、また、各国の関心が高まったように、国際基準設定機関における各国の活動は1998年のEC・ホルモン事件を境に変容し、各国は国際基準等の「強制的性格が高まる」(城山2013: 17) 状況を前提とした基準策定を行うことで、その国際基準等を規範として受け入れた。また、SPS委員会のガイドラインの策定にあたっては、国際基準等がSPS委員会で採択されるガイドラインにおいて参照され、国際基準等とSPS委員会のガイドラインは一体となって、SPS措置に関する国際規律として機能するようになった。

このように、EC・ホルモン事件で提示された解釈をきっかけとして、国際基準等が規範として各国に受容され、更に、その国際基準等の位置づけがSPS委員会のガイドラインにおいても受け入れられたことを踏まえれば、各国の紛争解決処理機関における主張の変容の要因の一つを、紛争解決処理機関が提示した解釈が順守すべき規範として各国に受容されていることに求めるのが妥当であると思われる⁹⁸。

⁹⁸ 仮に、各国の主張の変化の原因を輸入国から輸出国への立場の変化のみに求めた場合、コーデックス委員会における戦略計画等の議論において、輸入国の規制権限を規律する国際基準等による調和の概念は強調されるべきであるが、実際には、調和に関する文言の使用は抑制的であった。

第5章 経済連携協定

本章では、各国による紛争解決処理機関の解釈の受容がもたらす帰結を、経済連携協定を通じて検討したい。紛争解決処理機関が提示した SPS 協定の解釈、国際基準、SPS 委員会におけるガイドラインは、それぞれ SPS 措置に関する国際規律の法化をもたらした。そして、第3章及び第4章でみたとおり、これらは互いに影響を与え合いつつ、各国の SPS 措置に対する規律について各国が合意可能な範囲で文書として明文化されてきた。一方で、紛争解決処理機関が提示する解釈による法化は、各国の意図が必ずしも反映されるものではなく、また、国際基準、SPS 委員会におけるガイドラインも、直接的に各国の SPS 措置を規律することを意図したものではない。

ところが、2015年以降は主要国間で合意された経済連携協定において包括的な SPS 章の合意が見られるようになる。この協定の内容をどのように評価するかという点については、林・弦間（2019）と Gruszczynski and Scott（2023）のように見解が分かれるが、本章においては、各国が自国の意図に明確に基づき合意し、かつ、批准各国の規制権限の行使を拘束するものである経済連携協定に焦点をあてて、第2章から第4章でみてきた様々な法化がどのような影響を及ぼしているのかを検討することとしたい。加えて、合意内容について異なる見解が与えられる背景についても考察を行いたい。

なお、本章においては、日本、米国、欧州が参加した経済連携協定として、トランプ政権の発足に伴い米国は離脱したものの日米を含む合意の枠組である TPP、日欧 EPA、そして日本、欧州は参加していないが米国主導の枠組である USMCA に焦点をあてるが、「主要国の地域貿易協定の SPS 条項と紛争解決処理手続の援用方法に根本的な変革をもたらしたのが、TPP 協定である」（林・弦間 2019: 76）と評価されていることを踏まえ、特に TPP については詳細な検討を行う。

5-1 TPP

TPP 交渉は 2010 年 3 月に第 1 回交渉会合が行われた。その際の交渉参加国は 8 か国であるが、このうち 4 か国は 2005 年に署名され 2006 年に発効した P4 とも呼称される環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership）（以下、「P4」という。）の参加国であるシンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイであり、これに、P4 には加盟していない米国、オーストラリア、ペルー及びベトナムが新たに加わる形で交渉が開始された。

P4 協定は、広範な対象分野と深いコミットメントを伴う「高い基準の協定」（“high standards” Agreement）（Lewis 2009: 405）であり、米国は、ブッシュ政権時代から P4 協定への関心を示していたが、その姿勢は 2009 年に発足したオバマ政権においても継続し TPP の交渉参加に至った。米国が、共和党から民主党への政権交代を経験しても P4 及び TPP に積極的な立場を保った要因としては複数の背景が指摘されているが、「経済的利益

の追求」だけではなく、「TPP を米国通商政策の突破口として、21 世紀に入りアジアで進んでいる域内経済統合や FTA から締め出されないようにするという目的」及び「世界金融危機後に特に生じた台頭した中国への対応」（三浦 2022: 81-82）、（片田 2015: 34-35）が指摘されており、米国の TPP 参加は、中国の進出への対応といった一般的な通商政策を越えた意図を背景にしたものといえる。

その後、メキシコ、カナダの交渉参加を経て、日本は、2013 年に交渉参加に至ったが、日本の交渉参加にも、通常の経済連携協定交渉を越えた意義づけがなれている。安倍首相は交渉参加を表明した 2013 年 3 月の記者会見において、「TPP の意義は、我が国への経済効果だけにとどまりません。日本が同盟国である米国とともに、新しい経済圏をつくります。そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々が加わります。」⁹⁹と述べており、TPP の狙いが経済的意図にとどまらないことを明言している。

その後、TPP は複数の交渉会合を経て 2016 年に 2 月に署名に至るものの、2017 年にはトランプ大統領が米国の離脱を表明した。しかしながら、米国以外の国々における枠組は維持された上で、米国以外の 11 カ国により交渉は進められ、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP)）として、2018 年 3 月の署名、同年 12 月の発効に至った。そして、2023 年 7 月には英国の加入に関する議定書が署名されている。

TPP 協定において衛生植物検疫措置は 7 章において規定されているが、以下、TPP 協定 7 章（以下、「SPS 章」という。）の構造及びその内容について検討を行いたい。なお、実際に発効した CPTPP 協定 1 条においては、TPP 協定は「必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す」とされており、TPP 協定の SPS 章は、CPTPP 協定の一部としてそのまま発効に至っている。

5-1-1 TPP 協定・SPS 章の構成

TPP 協定の SPS 章は 7.1 条から 7.18 条までの全 18 条から構成される。冒頭の 7.1 条から 7.6 条にかけては、定義、目的、小委員会の設置等の通則的事項を置かれており、最後部の 2 条のうち、7.17 条においては協力的な技術的協議、7.18 条で紛争解決に関する規定を置き、加盟国間で懸念、紛争が生じた場合の取扱いを定めている。

⁹⁹ 安倍首相は「「TPP がアジア・太平洋の世紀の幕開けとなった」。後世の歴史家はそう評価するに違いありません。アジア太平洋の世紀。その中心に日本は存在しなければなりません。TPP への交渉参加はまさに国家百年の計であると私は信じます。」とも述べ、日本の対アジア外交における TPP の位置づけを強調している。

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/tpp2013.html#tpp_005

(2024 年 1 月 8 日閲覧)

また、WTO・SPS 協定との関係については、7.1 条（定義）で WTO・SPS 協定における付属書 A の定義が TPP・SPS 章に組み込まれ、SPS 章の一部をなすことを規定するとともに、協定 7.4 条（一般規定）においては、WTO・SPS 協定における権利及び義務を確認し、TPP 協定は WTO・SPS 協定に基づく各国の権利及び義務を制限するものではないことを規定している。

上記以外の事項を規定する 7.7 条から 7.16 条では、地域主義（7.7 条）、同等性（7.8 条）、透明性（7.13 条）については、WTO・SPS 協定と同様の条の単位で規定されるとともに、「科学及び危険性の分析」（7.9 条）（Science and risk analysis）、監査（7.10 条）、輸入検査（7.11 条）など、WTO・SPS 協定とは異なる概念整理により規定されている事項も存在する。

5-1-2 TPP 協定・SPS 章の特徴

TPP・SPS 章における規定のうち、特に WTO・SPS 協定との実質的な差異が見られる点について検討を行うことで、TPP 協定・SPS 章の特徴を見出したい。なお、TPP・SPS 章を含め TPP 協定については内記（2016）など既にその内容を解説する既存研究が存在する。また、農林水産省のウェブページにおいては、2016 年 12 月に行われたセミナーにおいて、スタントン元 WTO 事務局上級参事官が WTO・SPS 協定と TPP 協定との関係について解説したプレゼンテーション資料（Stanton 2016）が公開されているが、同資料では、TPP の SPS 章は、ほとんどの地域貿易協定と同様に大部分は WTO SPS 協定に基づくこと、追加条文は主に詳細追加と条文説明であること、WTO SPS 委員会の勧告が随所に組み込まれていることなど¹⁰⁰が指摘されている。

本章では特に、WTO・SPS 協定との間で差異が見られる規定、特に各国に対して実質的に新たな法的義務を課す規定を規定（WTO プラス規定）に着目して整理を行いたい。

まず、7.1 条においては定義に関する規定が置かれているが、既に 5-1-2 で述べたとおり、WTO・SPS 協定における定義は TPP・SPS 章でもそのまま用いられるが、本条では、それ以外の用語（WTO には定義がない用語）についても、定義を与えている。

このうち特徴的なのは、リスク分析に関連する用語が導入されている点である。具体的には、リスク分析そしてリスク管理及びリスクコミュニケーションについて定義が行われている（リスク分析の構成要素の一つであるリスク評価については、WTO・SPS 協定において既に定義が与えられているため、TPP・SPS 章では定義されていない。）。EC・ホルモン事件において、上級委員会は、リスク評価とリスク管理の峻別は条文上の根拠はないとの立場をとり（WTO 1998a: para.181）、提訴国米国が勝訴する形となったが、TPP においては、リスク管理をはじめとしたリスク分析にかかわる概念について条文上の根拠が与えられることになった。

¹⁰⁰ 日本語の仮訳は農林水産省によるもの。

WTO・SPS 協定 6 条及び 4 条で扱われている地域主義及び同等性については、TPP・SPS 章 7.7 条及び 7.8 条において扱われている。これらの規定については以下の共通点がみられる。

第一に、加盟国に対して SPS 委員会の指針¹⁰¹及び国際基準等の考慮を行うことを義務付けている(The parties shall take into account the relevant guidance of the WTO SPS Committee and international standards, guidelines and recommendations)点であり、地域主義では 7.7 条 2 項、同等性については 7.8 条 1 項に置かれている。ガイドライン、国際基準等をそのまま順守することまでは求めているものの、少なくとも、考慮の対象とすることが法的義務として明確に規定されている。(ただし、WTO・SPS 協定 6 条(同等性)においても、地域に SPS 措置上の特性を評価するにあたり国際基準等を考慮することは義務付けられている。)

第二に、輸入国側の説明義務が明確化されている点である。たとえば、地域主義(7.7 条)に関しては、評価を開始する場合においては決定を行う過程について速やかに説明すること(5 項)、地域主義を認定しない場合には理由を示すこと(10 項)、また、同等性(7.8 条)については、自国の SPS 措置の目的・理由を説明すること(2 項)、評価を開始する場合に速やかに計画を説明すること(4 項)を義務付けている。

第三に、説明義務以外について、輸入国に義務を課す規定には一定の留保が設けられているという点である。たとえば、地域主義においては、一定の条件(輸出国から地域的な状況の決定の要請を受領し、当該輸出国が提供する情報が十分であると判断する場合)を満たす場合、輸入国は合理的な期間内に評価を開始することが義務づけられている(4 項)。同様に、同等性においても、輸入国が要請を受領し、情報が十分であると判断する場合に、合理的な期間内に当該措置の同等の評価を開始することを義務づけており、原則として、輸入国に義務を課す場合には、輸入国自身の判断が先行して行われることが前提とされている。

ただし、同等性の認定にあたり、輸入国に対して(a)当該輸出締約国の措置が当該輸入締約国の措置と同等の保護の水準を達成していること、又は(b)当該輸出締約国の措置が当該輸入締約国の措置と同様に目的を達成する上で同等の効果を有することを、輸出国が輸入国に対して客観的に証明する場合には、輸入国が同等性を認定することを義務づけている。このうち、(a)については、WTO・SPS 協定 4.1 条に同様の条文が置かれており、

¹⁰¹ TPP 協定・SPS 章では、“the relevant guidance of the WTO SPS Committee”(訳文では「WTO の衛生植物検疫委員会の関連する指針」)の定義は与えられていないが、少なくとも、4-2 で検討したような SPS 委員会ガイドラインは、SPS 委員会において採択されているという性質上これに該当するものと思われる。また、TPP 交渉と直接関係する人物ではないが、上述のとおり Stanton 元 WTO 事務局上級参事官も、WTO SPS 委員会の勧告(recommendation)が随所に組み込まれている(Stanton 2016)と指摘している。

WTOにおける義務を重複的に述べたに過ぎない。他方、(b)は、同等性の認定を輸入国が義務づけられる新たな類型として置かれている。これは、実質的に輸入国に新たな義務を課す可能性がある規定と言えるが、7.8条6項の(注)において、TPPにおける紛争解決を求めてはならないと規定しており、紛争解決の対象とはならない。(従って(b)に基づく義務の内容が紛争解決処理によって明らかになることはない。)

次に、7.9条で規定されている「科学と危険性の分析」(Science and Risk Analysis)についてとりあげたい。国会に提出された邦訳では「科学及び危険性の分析」と訳出されているが、ここでいう危険性の分析とは、本論文におけるリスク分析を指す。また、本条では国際基準等との関係についても規定を行っており、実際、2項においては、輸入国に対し、自国の措置を国際基準等の適合させること、適合しない場合には客観的で科学的な証拠に基づいていることを確保することを義務づけており、単に、SPS措置を国際基準等に「基づいてとる」ことを求めるSPS協定3.1条よりも、高い規律を置いている(ただし、本条も(注)により、TPPの紛争解決手続の対象から除外されている。)

一方、3項においては、輸入国の権利として、(a)適切と決定する保護の水準を定めること、(b)自国への市場アクセスを認める前にリスク分析を要求する手続を採用すること及び(c)暫定的な措置を導入することを明確化している。このうち、(a)については、豪州・サーモン事件で上級委員会が提示した「適切な保護の水準の決定はWTO加盟国の権限」(WTO 1998d: para. 199)とする解釈を追認するものといえる。また、(b)により、リスク分析はコーデクス委員会において作業原則が定められることで、実態としては日米欧の食品安全行政の実務に組み込まれているものの、WTO・SPS協定条文言条の根拠がおかれていなかったリスク分析の手続の実施が可能であることが明確化されている。さらに、(c)についてもWTO・SPS協定の5.7条における暫定措置導入の権利を確認するものとなっている。

加えて、リスク評価について規定する5項においては、SPS協定5.1条及び5.2条と類似した規定がおかれているが、WTO・SPS協定ではリスク評価が「それぞれの状況において適切なもの」(as appropriate to the circumstances)であることを求めるのに対し、TPP・SPS章では「問題となる危険性の状況に応じて適当なもの」(appropriate to the circumstances of the risk at issue)であることを求めており、この規定により、「問題となる危険性」に着目しないような一般的なリスク評価は認められないこととなる。かつて、上級委員会はEC・ホルモン事件において、一般的なリスクの存在を示す一般的な研究は特定のリスクに焦点を当てるものではなく、附属書A4バラの要件を満たさない(WTO 1998a: para.200)と指摘しているが、この解釈とTPPのSPS章7.9条5項には、一定の整合性を見ることができる。また、本項においては、「合理的に入手可能な関連する科学的データ」として「質的及び量的な情報を含む」ことが明示されているが、EC・ホルモン事件では、リスク評価が量的であることを求める要件を条文上の根拠がない

と否定しており（WTO 1998a: 186）、質的な情報も科学的データとして受容される点を明示している点で共通点が見られる。

また、6項においては、リスク分析において、(a) SPS 委員会ガイドラインを考慮することを義務づけている。加えて、(b) 保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的でないリスク管理手法の選択肢（措置もとらないことを含む。）検討すること、(c) 技術的及び経済的な実行可能性を考慮し、目的達成のため必要である以上に貿易制限的でない選択肢を選択することを輸入国に求めている。

その上で、リスク管理手法の選択肢については、7.9条6項の（注）において、「技術的及び経済的な実行可能性を考慮して、合理的に利用可能な他の選択肢であって、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成し、かつ、貿易制限の程度が当該選択肢よりも相当に小さいものがある場合を除くほか、必要である以上に貿易制限的でない」ものであるとしているが、これは、豪州・サーモン事件において示された three pronged-test¹⁰²の一部を反転させた規定と見ることもできる。また、第7項から10項については、輸出国と輸入国との間のコミュニケーションに関する規定が置かれている。

7.10条から7.12条においては、監査、輸入検査及び証明について詳細を規定している。主として、輸入国が行うべき手続、情報提供について規定を行っているが、監査及び証明については、SPS 委員会の指針及び国際基準等を考慮することを義務づけている

（7.10条3項並びに7.12条3項及び6項）。このうち、輸入検査については、SPS 協定第8条「管理、検査及び承認の手続」において、不当な遅延の防止、申請を受理した場合に審査を速やかに行うこと等を規定する附属書Cの遵守を求めているが、より詳細な規定がTPPでは置かれている。

次に、透明性及び緊急措置を規定する7.13条及び7.14条では、主としてSPS措置を行う国が行うべき通報すべき事項等について規定している。

このうち、透明性については、7.13条2項において、他の条と同様、SPS 委員会のガイドライン及び国際基準等を考慮することを義務づけている。また、SPS 協定、SPS 委員会の通報ガイドラインとの差異は表5（151ページ）に記載するとおりであるが、SPS 委員会の通報ガイドラインで努力義務として規定された事項が、TPPでは通常義務として位置づけられているほか、WTO・SPS 協定では明確には記載されていなかった、各国からのコメントを受けて措置を修正した場合の最終的な措置の公表と施行との間に間をとるべき期間について、6か月を超える期間を置くべきことを努力義務として規定している（12項）。

¹⁰² 輸出国が示す代替措置が3の要件（(1) 技術的及び経済的な実行可能性を考慮し、合理的に可能であること、(2) 適切な保護の水準を達成すること、(3) 必要である以上に貿易制限的でないこと。）を一つでも満たさない場合、紛争となっている措置は5.6条に整合的なものとなる。

加えて、TPP では輸出国に対しても通報義務を課しており、11 項では輸出国内に SPS に関する著しいリスクが生じる等の場合には、輸入国に対して通報を行うことを義務付けているが、この点は明確に WTO・SPS 協定と異なる。

7.14 条では、緊急措置 (Emergency Measures) を行う際の通報義務等を定めている。WTO・SPS 協定では、付属書 B の 6 パラにおいて緊急の問題 (Urgent Problems) が生じた場合、通報手続の一部を省略できる旨が規定されているが、その際の通報様式は SPS 委員会の通報ガイドラインの付属書 B では緊急措置の通報 (Notification of Emergency Measures) として定められている。7.14 条 2 項においては、SPS 委員会ガイドラインの考慮が義務付けられていることから、緊急措置を行う場合は、当該フォーマットの使用が法的根拠に基づいて求められることとなる。

7.17 条においては、SPS 章の下で生じる懸念を有し、それが行政上の仕組みなどによって解決できない場合に行われる協定な技術的協議の手続 (タイムフレーム等) を定める。この協議自体は貿易当局及び規制当局により行われ、法的な結論を導くものではない。ただし、8 項において、この協議により解決するよう試みることが TPP における紛争解決手続を利用するための要件としており、SPS 章においては、協力的な技術的協議は紛争解決処理に前置されるものとして規定されている。

なお、類似の枠組は WTO・SPS 委員会においても存在する。SPS 協定 12.2 条においては、SPS 委員会が特別の協議 (ad hoc consultations) を行うことが奨励されており、2014 年 7 月の SPS 委員会では、この特別の協議のための手続が採択された (WTO 2014b: para. 10.9)。当該手続においては、一般規則として、この特別の協議は任意であること、権利及び義務を害するものではないこと、法的拘束力を構成する合意を形成するものではないことを明確化されている。その上で、協議を要請、受諾する際の手続 (協議要請国が懸念の内容を提示すること、要請を受けた国は 30 日以内に受諾するか拒否するかを決めること等) について、タイムフレーム (180 日以内の協議を完了すべきこと等) を提示している (WTO 2014a) が、協議はあくまで奨励されるにとどまり、TPP のように紛争解決処理を利用する前提としているわけではない。

最後の規定となる 7.18 条は、SPS 措置に関する TPP の紛争解決章の適用について定めるものであり、紛争解決章の適用に関する発効の時期を、同等性 (7.8 条)、監査 (7.10 条) 及び輸入検査 (7.11 条) については発効の 1 年後、科学及びリスク分析 (7.9 条) については発効の 2 年後とすることを定めている。また、科学的又は技術的な事項を含む紛争について、専門家の助言を求めるべきであることを定めているが、この点については、SPS 協定 11.2 条においても同様の規定が置かれている。なお、上述のとおり、同等性の一部の規定 (7.8 条 6 項(b)) 及び科学及びリスク分析の一部の規定 (7.9 条 2 項) については、TPP における紛争解決章の適用から除外されている。

5-1-3 TPP・SPS 章に関する小括

これまでみてきた TPP・SPS 章の構成、特徴から、いくつかの点を指摘することができる。第一に、SPS 委員会ガイドライン及び国際基準等への依拠であり、SPS 委員会のガイドライン及び国際基準等を考慮することを義務付ける旨の規定は、SPS 章の複数の条に置かれている。また、定義においてはコーデックス委員会において議論され、各国の実務にも広く組み入れられているリスク分析の概念を導入することで、WTO 協定発効以降に進展した国際基準設定機関における議論の成果の取り込みが図られている。これに対して、WTO・SPS 協定では、前文、通報に関する規定を除けば、国際基準に関する言及は、調和を規定する 3 条に加え、5.8 条及び付属書 C に限定されている。また、リスク分析を構成するリスク管理の概念も、EC・ホルモン事件の紛争解決処理の場において WTO 協定における条文上の根拠がないという理由により紛争解決処理の場において否定されている

(WTO 1998a: para.181)。なお、SPS 協定においては、SPS 委員会のガイドラインに関する言及はないが、これは、SPS 協定の発効が SPS 委員会におけるガイドラインの採択に向けた議論に先行しており、発効以来 SPS 協定は一度も改訂されていないという経緯から必然的なものである。

第二に、科学とリスク分析との関係について、紛争解決処理機関で提示された解釈から影響を受けているという点である。定義では、リスク分析に関する概念の導入することにより、コーデックス委員会等を通じて各国の実務に浸透しているリスク分析の概念を条文上でも担保したが、科学とリスク分析について規定する 7.9 条では、紛争解決処理で提示された解釈と類似の方向性を持つ規定が見られる。たとえば、3 項においては適切と決定する保護の水準を定めることを加盟国の権利として明確化しているが、これは、豪州・サーモン事件で上級委員会が示した「適切な保護の水準の決定は WTO 加盟国の権限」

(WTO 1998d: para. 199) とする解釈と一致している。また、5 項においてリスク評価が満たすべき要件についても EC・ホルモン事件における解釈の影響が見られるとともに、6 項におけるリスク管理手法の選択肢についても、豪州・サーモン事件において示された three pronged-test の要件との類似性を確認できる。

第三に紛争解決処理が適用されるという点である。TPP は、米国、日本の双方にとって SPS 措置に関して紛争解決章が原則として適用されるはじめての経済連携協定となった。科学とリスク分析 (7.9 条) の 2 項など、限定的に適用を除外されている条文はあるものの、原則として TPP における紛争解決処理手続の対象とされることとなった。

以上を法化モデルの文脈から述べれば、WTO・SPS 協定の条文と比較して、義務の程度については、WTO には見られない規定が置かれるなど高くなった。一方、その高度化した要素は、紛争解決処理で提示された解釈、リスク分析など国際基準設定機関における議論の成果、そして、WTO・SPS 委員会において採択されたガイドラインの合意に根拠を有するものと考えられる。また、精緻さという面においても、全面的に詳細な条文が置かれることにより大幅な高度化が見られたが、これも、緊急通報を行う場合の手続の明確

化等 SPS 委員会のガイドラインの規定内容が反映されている点が見られる。そして、委任の側面においても紛争解決章の原則適用が定められており、他の経済連携協定と比べても高い水準のものとなったと言える。

最後に、TPP について実質的なルール条項を有しているとする林・弦間（2019）と手続的規定であるとする Gruszczynski and Scott（2023）との見解に相違について触れたい。TPP・SPS 章では、WTO・SPS 協定においては記載されていない事項が各国の義務として明確に規定され、その多くは TPP における紛争解決処理手続が適用されることとなった。この意味においては、TPP の規定は実質的ルールの強化とみることが妥当であると思われる。他方で、新たに TPP の SPS 章で義務化された内容は、WTO・SPS 協定では義務規定が置かれていないものの、紛争解決処理で提示された解釈、国際基準、SPS 委員会のガイドラインなどを通じて、既に各国が実務上受け入れている内容である。このことから、SPS 章はこれらの実務上の運用を追認したものに過ぎず、手続的な内容と評価することも可能であると思われる。すなわち、林・弦間（2019）と Gruszczynski and Scott（2023）との間に見解の相違は、法的拘束力を有する合意のうち条文に明示的に規定されている点を基準として考えるのか、実態上、各国で遵守されている運用を基準として考えるのかという点の相違が理由であると考えられる。さらに、法化モデルを用いてとらえれば、実態上の順守する内容（義務）についての変化はないものの、条文としてその内容が整理されたという意味では精緻、TPP 独自の紛争解決が（一部、除外規定があるものの）利用可能という点では委任の程度は高度化していると考えられる。¹⁰³

5-2 日欧 EPA

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日欧 EPA）は、2013 年 4 月に交渉が開始され、2018 年 7 月に署名がなされた後、2019 年 2 月に発効に至った。両国の首脳が署名を行う際に発出された共同声明においては、「この経済連携協定は、自由貿易の旗を高く掲げ続け、自由貿易を力強く前進させていくとの日本と EU の揺るぎない政治的意思を世界に対して示すもの」と位置付けた上で、「この協定は、21 世紀において、高い水準の、自由で、開かれた、かつ公正な貿易・投資ルールのモデルとなる」として、その意義が強く強調されている。一方で、交渉妥結の背景として「2016 年 11 月以降、米国

¹⁰³ なお、内閣官房がウェブページで公開している TPP・SPS 章の概要では、「我が国から農産品を輸出する際の障壁の改善が図られるものと期待される」としつつ、「日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食品の安全が脅かされるようなことはない」としているが、日本では、食品安全基本法の施行等により、SPS 協定発効時には確立していなかったリスク分析の枠組に基づいた食品安全行政が導入されていることによるものと考えられる。

https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp_kyotei/pdf/ch07_1.pdf

（2024 年 1 月 8 日閲覧）

大統領選挙におけるトランプ氏の勝利により、TPP、TTIPの先行きが不透明となったことや、2017年のEU各国での選挙等により、重要な政治決断が困難となる可能性が予想されたことなどから、日EU・EPAの早期妥結に向けた機運が高まりを見せた」（植田2017: 177）として、日欧EPAの合意にはトランプ政権の誕生という日欧の通商関係にとっては外生的なショックによる影響もあることが指摘されている。

5-2-1 日欧EPA・SPS章の構成

日欧EPAのSPS章（協定全体では6章）は、目的、定義などを規定する6.1条から6.5条、リスク評価について規定する6.6条、輸入条件、輸入手続及び貿易円滑化から地域主義といった個別の手続について規定する6.7条から6.10条、透明性及び情報の交換について規定する6.11条、技術的協議について規定する6.12条、緊急措置について規定する6.13条、同等性について規定する6.14条、日欧EPAのSPS委員会について規定する6.15条及び紛争解決について規定する6.16条から構成される。

5-2-2 日欧EPA・SPS章の特徴

日欧EPAのSPS章は、林・弦間の分類に従えば「[手続面の詳細化条項]を置くグループに属する」（林・弦間（2019: 73））とされるが、TPP・SPS章と類似する規定が見られ、また、一部の条においては、SPS委員会ガイドライン及び国際基準等への参照も行われている。一方、リスク分析に関する定義がおかれていないなど、TPPとの相違点も多く見られる。この状況を林・弦間は、「日EU・EPAも、それまでの日本のEPAのテキスト・パターンに変革をもたらすことになった」（林・弦間2019: 76）とする一方で、「日EU・EPAのSPS条項は、TPP協定のSPS条項が前例となっていると見られるものがあるものの、TPP協定に比べ問題は少ない」（林・弦間2019: 89）と評している。

具体的な条文上の規定としては、まず、6.3条では定義に関する規定を置き、WTO・SPS協定における定義が適用されることを定めるとともに、「輸入条件」等の用語について定義が置いているが、TPPと異なりリスク分析に関する定義は置かれていない（ただし、国際基準設定機関等による用語集を考慮した上で、他の定義に合意できると定めている。）。また、6.4条においてSPS協定における権利及び義務が確認されているが、この点はTPPと同様である。

リスク評価について規定する6.6条においては、自国の措置がSPS協定5条の規定及び関連規定によるリスク評価に基づいていることを確保することを求めているものの、リスク分析全体について包括的な規定を置くTPPとは異なり、リスク分析については一切言及されていない（6.3条においても、リスク分析の定義は置かれていない。）¹⁰⁴。

¹⁰⁴ ただし、輸入条件、輸入手続及び貿易円滑化について規定する6.7条では13項において、「有害動植物の危険性の評価」（英文ではPest risk analysis）について「できる限り速

6.7条から6.10までの規定においては、輸入条件等の設定（6.7）、監査（6.8条）、施設又は設備を一覧表に掲載するための手続（6.9条）、地域主義（6.10条）について手続を定めている。このうち、6.7条においては、輸入条件について協議を行う際の手続が規定されているが、特徴的なのは国際基準等への考慮が規定されている点であり、たとえば、5項において輸入条件を正当とするため IPPC の策定する国際基準を考慮し、情報を維持することを求めるとともに、輸出国が発給する証明書については、国際基準等を考慮しつつ当該証明書の様式及び内容について合意することを定めている。また、6.8条1項においても、監査を実施するにあたり、国際基準等を考慮することを求めている。

さらに、6.9条では、TPP ではみられない「施設又は設備を一覧表に掲載するための手続」を規定しているが、これは、輸出国が定めた条件を満たす輸入国内の施設の覧表に関するものであり、主として情報提供の要請、監査といった輸入国の権利について規定している。また、6.10条の地域主義については、動物衛生に関する規定と植物防疫に関する規定を書き分けているという点で TPP と異なる。具体的には、動物衛生については、OIE が採択する勧告に基づいて地域の相互承認を定めるための情報交換を行うこと等（5項）、植物防疫については、輸出国は輸入国からの要請があった場合には、IPPC の国際基準に基づくこと等によって十分な説明を行うこと等（9項）を規定している。

さらに、透明性及び情報の交換について規定する 6.11 条では、両国は SPS 協定附属書 B 及び C に従い透明性の確保等を行うこと、加えて、一般に入手可能となった情報を通報された情報とみなす旨を規定している。

6.12 条に規定する技術的協議は TPP の「協力的な技術的協議」と類似の枠組であるが、協力的な技術的協議を紛争解決に前置することが義務付けられている TPP と異なり、日欧 EPA の技術的協議では、懸念を紛争解決処理に先立ち技術的協議により解決することが努力義務として規定されているにとどまる。また、6.13 条においては緊急措置として TPP と同様、緊急措置を採用する場合の通報や措置の見直しの義務を定めているが、措置の見直し的手段として、恒久的措置に代替することが明示されている点において異なる。

さらに、同等性について規定する 6.14 条においては、SPS 委員会のガイドライン（特に同等性ガイドライン）及び国際基準等を考慮することを義務付ける等の規定が置かれており、この点においては TPP と同様である。

やかに開始し、不当に遅延することなく終了させる」旨の規定が置かれている。なお、外務省が公表している TPP の和訳では「risk analysis」が「危険性の分析」と訳されている例を見れば、「Pest risk analysis」の和訳として「有害動植物の危険性の分析」を用いることが自然であると考えられるところ、理由は定かではないが「有害動植物の危険性の評価」が和訳として用いられている。

6.14 条では紛争解決処理の適用について規定しており、日欧 EPA の紛争解決処理手続が適用されない条項（リスク分析（6.6 条）、輸入手続のうちタイムフレーム等（6.7 条 4 項(b)から(d)まで）、同等性の決定（6.14 条 1 項及び 2 項）を定めている。また、WTO・SPS 協定及び TPP と同様、科学的又は技術的な事項を含む紛争における専門家からの助言に関する規定を置いているが、WTO・SPS 協定及び TPP ではパネルの努力義務（should seek advice）としているのに対し、日欧 EPA においては、両国が同意する場合を除き、パネルの義務（shall seek advice）として規定する点において相違がみられる。

5-2-3 日欧 EPA・SPS 章に関する小括

これまでみてきた点から、日欧 EPA・SPS 章については次の点を指摘することができる。第一に、TPP と同様、SPS 委員会のガイドライン及び国際基準等の考慮を義務付ける旨の規定が多く見られるという点である。かつて、EC・ホルモン事件において、欧州は自らの意に反する形で国際基準の設定を強行された。そして、その結果、WTO の紛争解決処理において実質的に敗訴している。このような経験にもかかわらず国際基準等への考慮義務を含む SPS 章に合意したということは、欧州にとっての国際基準等の位置づけが変容したことを意味する。

第二に、日欧・EPA においては、「TPP 協定の SPS 条項が前例となっていると見られる」（林・弦間（2019: 89））規定が置かれている点である。たとえば、監査に関する条項の採用、包括的に紛争解決処理を適用した上で一部の条項について適用を除外するなど、TPP と類似の構造が見られる。このような点を踏まえれば、第 2 章でみた法化の 3 局面の内容が組み込まれた TPP が、経済連携協定における条文策定条の先例として機能していると理解することができる。

第三に、TPP 及び次に扱う USMCA との比較においては、リスク分析に関連する規定が置かれていないという点に特徴がある。EU が締結する経済連携協定においてリスク分析に関する規定が置かれていないのは、カナダ・EU 包括的経済貿易協定、EU とウクライナ、ジョージア、モルドバとの「深化した包括的自由貿易協定」においても同様であるが、EC・ホルモン事件における敗北等により、EU 及びその加盟国にとってはリスク分析の概念を条約の場において包括的に受け入れることに対する忌避感が存在し、これが影響した可能性もある。

5-3 USMCA

米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）は、「大統領選挙当時から NAFTA によって対メキシコ貿易赤字が増大し国内の雇用が奪われたとして批判を重ね、NAFTA からの離脱にも言及していた」（森 2019: 15）トランプ大統領の指示により 2017 年 8 月に交渉が開始され、2018 年 11 月に署名、2020 年 7 月に NAFTA を代替する形で発効した。このように、米国の政権交代が大きなきっかけとなり交渉が開始された協定であるが、実際、ト

ランプ大統領は、2018年10月に行ったスピーチ¹⁰⁵において、「NAFTAはおそらく最悪の貿易取引」とNAFTAを強く否定するとともに、「公正さと互惠性の原則に基づいて新しい協定の交渉をおこなってきた」とUSMCAその価値を称賛している。このように、方向性は異なるものの、トランプ政権から影響を受けたという点においては、TPP、日欧EPAとも共通であるが、特にSPS章についてその規定事項を検討したい。

5-3-1 USMCA・SPS章の構成

USMCAのSPS章（USMCA協定全体では9章）は、定義、目的など通則的な事項を規定する9.1条から9.5条、科学及びリスク分析について規定する9.6条、SPS措置の互換性の強化を規定する9.7条、地域主義及び同等性について規定する9.8条及び9.9条、監査、輸入検査、証明について規定する9.10条から9.12条、透明性について規定する9.13条、緊急措置について規定する9.14条、情報交換及び協力について規定する9.15条及び9.16条、USMCAのSPS委員会について規定する9.17条、技術的作業グループ及び技術的協議について規定する9.18条及び9.19条並びに紛争解決について規定する9.20条から構成される。

5-3-2 USMCA・SPS章の特徴

USMCAのSPS章は、多くの点においてTPPのSPS章の影響を受けたと思われる点の特徴がある。実際に、科学及びリスク分析、監査、輸入検査、証明などについて独立の条を用いている点については、TPPとも共通している。他方、複数の相違点も見られることから、以下、類似点、相違点に特に着目しつつ検討したい。

9.1条から9.5条及び9.17条においては、定義、USMCAのSPS委員会といった通則的事項について規定している。このうち定義においてはTPP及び日欧EPAと同様にSPS協定附属書Aの定義を取り込んだ上で、個別の用語に定義を与えているが、TPPと異なりリスク分析については定義を与えていない。これは、条文の表題としてはリスク分析が用いられているものの、個別の規定における使用が限定されていることが理由であると推測される。また、一般規定において、WTO・SPS協定の権利及び義務を確認するとともに、国際基準等に適合するSPS措置はこの章の規定などに適合していると推定されること等を示す規定が置かれている。

9.6条においては「科学とリスク分析」というTPPと同様の表題により、類似の内容が規定されている。ただし、TPPでは、自国のSPS措置の国際基準等への適合を求める規

¹⁰⁵ Remarks by President Trump on the United States-Mexico-Canada Agreement
<https://trumpwhitehouse.archives.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-united-states-mexico-canada-agreement/>

(2024年1月8日閲覧)

定が（紛争解決処理の適用を除外しつつ）置かれていたのに対し、USMCA においては WTO・SPS 協定と同様、自国の措置を国際基準等に基づいてとることを（紛争解決処理の適用対象外とすることなく）求めているという点で異なる（3 項）。また、暫定措置を行う際の要件（追加の情報を得よう努める等）（5 項）、緊急措置以外の手段による輸入停止の禁止（15 項）が明示的に規定されている点も TPP とは異なる。

これに対して、輸入国の権利として、適切と決定する保護の水準を定めること等が定められている点は TPP と同様であり、また、リスク評価及びリスク管理については SPS 委員会のガイドラインを考慮すること（8 項）など、TPP とも類似の内容を持つ規定が置かれている。

9.7 条においては、互換性の強化が貿易を円滑化させるとの観点から「SPS 措置の互換性の強化」に関する規定を置いている。これは、各国の適切な保護の水準を下げない範囲において、各国の措置を同等または同一とする目的を持つことを明確化するものであるが、同様の規定は TPP には見られない

また、地域主義、同等性、監査、輸入検査及び証明については 9.8 条から 9.12 条において規定されている。このうち地域主義及び同等性については、TPP と同様に SPS 委員会のガイドライン及び国際基準等を考慮する義務を置くとともに、輸入国の説明義務などが明確化されている。ただし、同等性においては、TPP とは異なり、輸出国の措置が輸入国の措置と同等の効果を有することが示された場合に同等性を認定することを求める規定は存在しない。

監査（9.10 条）においては、SPS 委員会のガイドライン及び国際基準等の考慮義務など、TPP と同様、手続面について多く規定している。また、輸入検査（9.11）についても輸入国の情報提供義務を中心に手続、運用に関する規定を置いているが、TPP よりも輸入国の義務を詳細に規定している。証明について規定する 9.12 条では、TPP と同様、SPS 委員及び国際基準等の考慮義務を置き（4 項）、輸入国側の情報提供義務について規定を行っている。一方、証明書の要件として、(a) 国際基準等に基づく又は(b)問題となる人、動物又は植物へのリスクの状況に応じて適切であることを求めている点は TPP と異なる（2 項）。

透明性及び緊急措置について規定する 9.13 条及び 9.14 条においては、TPP と透明性に関する規定と同様、SPS 委員会及び国際基準等の考慮義務が置かれるとともに、各国からのコメントを受けて措置を修正した場合の最終的な措置に関する情報提供義務、SPS の著しいリスクに関する輸出国の情報提供義務等が規定されている。また、緊急措置についても、措置を行う国の通報義務といった TPP と同様の規定が置かれている。

9.15 条及び 9.16 条では情報交換及び協力について触れており、このうち情報交換については、TPP と同様の規定が置かれている。協力については TPP で規定している内容（1 項及び 2 項）に加えて、相互で決定した場合には、リスク管理へのアプローチについて情報共有を行う等の個別的な事項について協力する旨の規定が置かれている。

技術的作業グループ、技術的協議について規定する 9.18 条及び 9.19 条のうち、9.18 条で

は、技術的作業グループにおいて特定の貿易上の懸念（specific trade concern）について、技術的作業グループを通じ、解決を試みることが可能できると規定している。これに加え、TPP における協力的な技術的協議と類似の枠組である技術的協議に関する規定を置き、手続に関する規定を置いている。また、TPP と同様、技術的協議を通じて解決を試みることが紛争解決処理適用のための要件としている。

紛争解決については、TPP と同様、科学的又は技術的な事項を含む紛争について、専門家の助言を求めるべきであること等について 9.20 条において定められている。ただし、TPP と異なり、特定の条について紛争解決処理の適用に関する発効時期を遅らせる旨の規定は置かれていない。

5-3-3 USMCA・SPS 章に関する小括

USMCA の SPS 章は SPS 委員会のガイドライン及び国際基準等への考慮規定を含め、多くの点において TPP の SPS 章と類似又は同一の内容を含んでいる。これは、USMCA の構成国が、脱退したアメリカを含めいずれも TPP 署名国であったことを考えれば自然な結果とも考えられる。一方で、科学とリスク分析においては、WTO よりも高い規律を課した上でそれを USMCA の紛争解決処理の対象から除外した TPP に対し、USMCA においては WTO と同様の義務を置いた上で紛争解決処理適用からは除外しない、というアプローチをとったという点で相違がある。このように USMCA 自体は、TPP からの脱退を行ったトランプ政権の主導のもと交渉が開始されたが、SPS 措置に関する条文自体は、TPP における規定内容を前提として、必要な修正を加える形で合意に至ったものと推測される。

5-4 TPP 以後の EPA と国際基準等、SPS 委員会のガイドラインとの関係について

TPP 以後の経済連携協定では、全般的な傾向として、国際基準等、SPS 委員会のガイドラインを考慮する義務が複数の箇所に置かれている。このことは、これらの経済連携協定の参加国が、国際基準等、SPS 委員会のガイドラインによる合意の成果を肯定的に捉えていることを意味するとともに、国際基準等、SPS 委員会による法化が、経済連携協定において積極的に取り込まれた結果であると指摘することができる。

次、紛争解決処理の適用にあたり、(日欧 EPA では任意であるが) 事前に技術的な協議を実施することを求めている点でも共通性が見られる。これは、紛争解決における法的な議論よりも、技術的な議論を優先させるべきとの認識を各国が共有していることを意味する。

そして、これらの点とも共通するが、全般的な条文の規定内容において類似性が強く見られる。交渉における時系列を踏まえれば、TPP における合意の内容が、国際基準、SPS 委員会のガイドラインといった法化の結果をとりこんだ経済連携協定における合意の先例

として他の交渉において参照された結果、このような類似性のある合意がなされた可能性がある。

第6章 結論 SPS 分野における法化の要因

本論文では、WTO 発足以来、各国が規制権限に関する国際規律を受容するに至った経緯について、SPS 措置に関する国際規律を例として、検討を行ってきた。前章まで議論をもとに、WTO の設立以降 SPS 分野において法化が進展した要因を結論として提示するとともに、政策的含意について述べたい。

6-1 紛争解決処理、国際基準及び SPS 委員会のガイドラインによる法化

EC・ホルモン事件において上級委員会が示した解釈が他の紛争でも参照されたように、紛争解決処理の過程で提示された解釈はその後の紛争処理においても参照されることを通じて、事実上、各国の SPS 措置に関する規制権限を拘束してきた。たとえば、豪州・サーモン事件では、豪州が協定交渉時の経緯に言及しつつ、SPS 協定 5.1 条の「それぞれの状況において適切なもの」は各国固有の情報の評価を含めることができるとの見解を述べたが、結果的には否定され、必ずしも交渉時に同意を行った自覚のない事項についても、義務が課される可能性があることが明らかとなった。ただし、紛争解決処理で提示された解釈は各国の SPS 措置に関する規制権限に影響を与える「模範的な行動の形を定めてそれに従うように命令する規制効果」にとどまらない。時間の経過につれて、各国は SPS 措置と国際基準等との関係について上級委員会が提示した解釈を受け入れるようになった。たとえば、インド・農産物事件では第三国参加を行った欧州が、自らの主張が認められなかった EC・ホルモン事件の上級委員会報告書に依拠した上で、国際基準等に「基づく」と「適合する」ことに区別があることを述べ、インドの措置が国際基準に基づくものでもなく、適合するものでもないことを主張したように、各国は紛争解決処理が提示した既存の解釈を内面化するようになり、それを自らが出席する紛争解決処理の場で主張するようになった。これは、紛争解決処理機関が提示した解釈が「模範的な行動を正当化する主張を付与する構成効果」を発揮したことを示唆するものであるとも考えられる。

加えて SPS 分野における法化を進行させたと考えられるのが国際基準及び SPS 委員会のガイドラインである。まず、WTO・SPS 協定において国際基準を策定する機関として参照されることとなるコーデックス委員会、OIE 及び IPPC 事務局は、1995 年の WTO 設立前から存在し、活動量の程度に差はあるものの任意の基準として国際基準を策定していた。このように、もともと各国を拘束する意図をもって策定されるものではなかったものの、SPS 協定の発効により法的性格が付され、さらに、EC・ホルモン事件において各国の SPS 措置と国際機関との関係が明確化する中で、各国の SPS 措置に実態上の影響を与えることになった。特に、コーデックス委員会におけるリスク分析の考え方は、SPS 措置を実施する日米欧の機関においても取り入れられ、各国の SPS 措置の在り方を規定するとともに、各国は、EC・ホルモン事件で示された国際基準等の位置づけを前提とした基準策定を行うようになった。その結果、各国（特に欧州）は国際基準等との調和を規定する SPS 協

定3条に関し立場を転換することとなり、たとえば、欧州は、EC・ホルモン事件当時ではSPS協定3.1条はコーデックス基準に絶対的に従う義務がないこと明確化する趣旨と主張していたものの、インド・農産物事件以降においては上級委員会が示した国際基準等の位置づけに基づいた主張を展開するようになった。

そして、SPS委員会のガイドラインも、それ自体が法的義務をもたらすものではないが、紛争解決処理の場において解釈を行う際に参照されることで、各国の法的義務にも影響を与える可能性があることが顕在化した。さらに、一部の国は、SPS委員会のガイドライン違反への違反がWTO協定への違反を導くとの前提のもと、ガイドラインの内容とも合致した国内制度の整備を行うなど、各国のSPS措置に影響を与えることとなった。

このように、国際基準、SPS委員会のガイドラインは、元々法的拘束力がないものとして策定されているにもかかわらず、各国が実施するSPS措置に法化をもたらすこととなった。

6-2 法化の相互作用

さらに、見落としてはならないのが、それぞれが相互に作用しつつ、法化をもたらしていたという点である。紛争解決処理機関、国際基準、SPS委員会は、それぞれ単独で各国のSPS措置に影響を与えたわけではない。これらの相互作用について、第一に紛争解決処理機関と国際基準との相互作用、第二に紛争解決処理機関とSPS委員会のガイドラインとの相互作用、第三に国際基準とSPS委員会のガイドラインとの相互作用をみることにより、どのように、紛争解決処理機関、国際基準及びSPS委員会のガイドラインが相互に作用しつつ、各国のSPS措置に影響を与えてきたのかについて述べたい。

第一に、紛争解決処理機関との国際基準等との関係において、国際基準が紛争解決処理に影響を与えたことは直感的に理解ができる。たとえば、食品安全分野に関する国際基準策定機関であるコーデックス委員会では、個別の農薬などについて残留基準値を設定している。一定の場合に、国際基準と異なる規制を行うことは可能であるものの、紛争解決処理機関が被提訴国のSPS措置が協定整合的であるかを判断するにあたり、国際基準が存在する場合、基準との差異も確認される点の一つとなる。これに対して、紛争解決処理機関から国際基準設定機関の活動への影響も指摘することができる。EC・ホルモン事件によりSPS協定3条の解釈が明確化された結果、中期計画、戦略計画における「調和」といった各国のSPS措置を規律する文言は限定的となり、また、各国は、紛争解決の結果を踏まえ、強制的性格が強まったことを前提として国際基準の策定を行うようになった。このように、紛争解決処理機関と国際基準は相互に作用することで、各国のSPS措置の法化を導くこととなった。

第二に、紛争解決処理機関とSPS委員会のガイドラインとの関係については、そもそも紛争解決処理機関とSPS委員会はともにWTOの機関であることから、同一機関内の組織が協調的な行動をとることは不自然なものではないものの、これらの相互作用もまた、各国のSPS措置に影響を与えてきた。たとえば、紛争解決処理からSPS委員会のガイドライン

への影響としては、適切な保護の水準のガイドライン策定において、EC・ホルモン事件に提示された5.5条違反を認定するための条件を参照した事例があげられる¹⁰⁶。また、SPS委員会のガイドラインが紛争解決処理に対し影響を与えたことが把握できる事例としては、紛争解決処理の場における地域主義ガイドラインの参照をあげることができる。米国・動物類事件においてパネルがSPS協定の解釈を行うにあたり当該ガイドラインの参照を行うとともに、ロシア・アフリカ豚熱事件においても、パネル及び上級委員会報告書においてガイドラインの参照が行われており、これらの解釈を通じてSPS委員会のガイドラインが各国の義務に影響を与えたことが確認できる。このように、本来、法的拘束力のあるものとして作成されていないガイドラインではあるが、紛争解決処理の場で参照されることによって各国のSPS措置に影響を与えることとなった。同じWTOの機関ではあるものの、ガイドラインの策定に向け、各国の代表者による議論が行われるWTO・SPS委員会と紛争解決処理報告書を提示するパネル、上級委員会は立場、構成員ともに異なるが、結果として、これらの機関が互いの文書を相互に参照することによって、法化は一層進行することとなった。

第三に、国際基準とSPS委員会のガイドラインとの関係のうち、SPS委員会のガイドラインについては、広範に国際基準等への参照が見られ、国際基準設定機関における議論がSPS委員会のガイドラインに対して影響を与えていることが確認できる。他方で、同等性ガイドラインでは、植物防疫に関する国際基準設定機関であるIPPCに対してガイドラインの内容を考慮することを要請しており、SPS委員会のガイドラインから国際基準等に対して影響を与えようとする動きについても確認することができる。

そして、これらの相互作用を整理したのが図6（155ページ）であるが、このように、紛争解決処理、国際基準及びSPS委員会のガイドラインは、相互に作用しつつ、それぞれの枠組により各国のSPS措置について法化をもたらした。他方、事実上当事国が採択を拒絶できない紛争解決処理の報告書と異なり、国際基準及びSPS委員会のガイドラインの策定は各国の採択を伴う。このことを踏まえれば、各国はこの一連の法化の相互作用を少なくとも是認してきたことを意味する。

6-3 法化による便益

それでは、なぜ、各国はこのような法化を受け入れたのだろうか。紛争解決処理で提示された解釈は、当初は意図せざる法化として各国を拘束することとなった。問題は、そのよう

¹⁰⁶ ALOPガイドラインと同様にSPS措置そのものについて規定する他のガイドライン（同等性ガイドライン、地域主義ガイドライン、通報ガイドライン）に同様の規定は見られないが、これらのガイドラインが策定された時点においては、参照の対象となり得るような同等性、地域主義、通報が主たる争点となる紛争について上級委員会の解釈が提示されている状況にはなかった。

な状況の中で、なぜ、各国は拒否権のない紛争解決処理で提示された解釈を規範として受容するにとどまらず、国際基準設定機関による基準策定、そして、SPS 委員会におけるガイドラインの作成による法化をも積極的に是認したのか。また、最終的には、国際基準等を「構成効果」を持つ守るべき規範として受け入れられるようになったのかという点である。とりわけ、WTO 設立当初の紛争で敗北し自国の SPS 措置が協定違反であるとされ、相対的には国際的な規律に対して忌避感を有するはずの欧州、日本といった国・地域は、このような法化、そして制度化をなぜ、受け入れたのだろうか。

過去の起きた（偶然的）なイベントが将来においても影響を与え、他の経路へのシフトを困難になる（ロックインされる）ことで、（非効率な場合であっても）経路依存的に制度などが維持されることを収穫逡増プロセスとして政治学の文脈で適用した Pierson (2000) によれば、収穫逡増は、他の代替策への変更コストを時間の経過とともに増大させることで、経路依存をもたらしとしているが¹⁰⁷、このような経過は、SPS 措置の法化をもたらし国際基準等においても見られる。たとえば、国際基準設定機関で、ひとたび国際基準の設定又はリスク分析といった基準設定のための枠組について合意がなされ、制度としての利用が開始されれば、仮にそれが任意のものだとしても、自国以外の国がとる SPS 措置そのもの又はその措置をとるための手続について一定の予見可能性を得ることが可能となり、輸出国にとっては貿易の円滑化に資することになる。さらに、SPS 協定 3.2 条の「衛生植物検疫措置は、国際的な基準、指針又は勧告に適合する場合には、(略) この協定及び千九百九十四年のガットの関連規定に適合しているものと推定する」との規定により、輸入国にとっても国際基準に適合してさえいれば自国の協定整合性が一定程度保障されるという効果を持つことになる。この規定により、国際基準等を使用すれば、自ら科学的根拠を収集し規制を検討するコストを払うことなく、協定整合的な措置を実施することが可能とすることから、リスク分析を実施する資源が乏しい国にとっては、国際基準等に依存する強い動機付けが与えられることとなる。また、豊富な人的、技術的資源を有し、自ら科学的根拠を準備し独自の SPS 措置を実施する国にとってもリスク分析といった共通の議論の枠組は、自国の措置の協定整合性を担保するための手段となる。

さらに、一部の先進国にとっても、国際基準等の利用を継続する強い動機付けが存在する。EC・ホルモン事件後に改めて SPS 協定を改正するための外交的コストを自ら支払うことは現実的ではない中、とりわけ、欧州のようにコーデックスの各部会においてホスト国を多くつとめる¹⁰⁸場合は、むしろ、現に得ている有利な立場を最大限に活用し、法的性質の変化に

¹⁰⁷ さらに、政治的側面において収穫逡増をもたらし要素として、集合的行為、制度、権威、複雑さ・不透明さを列挙している (Pierson 2000: 257)。

¹⁰⁸ 一般問題部会 10 部会のうち 4 部会 (2007 までは 5 部会) で EU 加盟国 (当時の英国を含む。) がホスト国をつとめる。特に、リスク分析の枠組を確立した「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」は、フランスがホスト国をつとめる

対応した国際基準策定を行うほうが合理的な選択となる。そして、このような国際基準策定の在り方が定着した結果、欧州にとって国際基準等は「構成効果」を持つ守るべき規範となり、積極的な擁護の対象に変質したと考えられる。

そして、SPS 委員会のガイドラインも、任意のものであったとしても各種手続の明確化によって自国以外の国が行う措置の予見可能性が向上し、輸出入関係の安定化に貢献することから一定の合理性が存在する。特に国内制度を検討する際に権威のある国際的な考え方として参照することによって、国内制度の検討を担う者の説明責任を軽減する効果も想定され、各国の政府にとっては十分な利用価値が認められる。とりわけ、通報ガイドラインは、通報のための様式が指定されることにより、通報を行うコスト及び通報内容を理解するためのコストを大幅に削減するものであり、各国の実務担当者に大きな便益をもたらすこととなった¹⁰⁹。

6-4 法化の相互作用による便益

このように、WTO 紛争解決処理機関により意図せざる SPS 協定の解釈の確立がなされる中、各国は国際基準等、SPS 委員会のガイドライン策定及び利用を継続する動機付けが存在した。そして、国際基準設定機関における活動が変質する中で、国際基準等は積極的に受け入れるべき規範となり一層の法化が進むこととなった。

経路依存的な法化がもたらしたと考えられる影響は、個別の法化にとどまらない。国際基準等及び SPS 委員会のガイドラインの活用が前提とされる中、これらは互いに影響を与え、参照しあうことにより相互に影響を与えることとなったが、そもそも、個別の国際基準等、SPS 委員会のガイドラインの策定においても多様な利害が対立し、策定に長時間を費やす中、なぜ、わざわざ別の機関が策定した文書を参照する行為が継続したのだろうか。紛争解決処理機関、国際基準等及び SPS 委員会のガイドラインそれぞれの関係について考察を行いたい。

第一に、紛争解決処理機関と国際基準等との関係については、比較的、シンプルな相互作用が存在する。まず、国際基準等から紛争解決処理への影響については SPS 協定 3 条の規定により必然的に発生する。これに対して、紛争解決処理がもたらした影響としては、EC・ホルモン事件以降この事件で明確化された国際基準等の性質を前提とした国際基準等の策定が行われることとなった点があげられるが、その要因については、既に述べたとおり、欧州が有利な立場をコーデックス委員会の場でもっていたことなどが想定される。

第二に、各国の議論により策定されるという点において共通点を有する国際基準等及び SPS 委員会のガイドライン間の相互作用については、合意に向けた議論のコストが低いと

一般原則部会で議論された。

¹⁰⁹ WTO による情報の集約は、各国の国内措置に関する情報の入手能力の差をもたらす検索コストを削減するとの指摘もある (Karttunen 2020: 298)

いう点を便益として指摘することができる。たとえば、同等性ガイドライン、通報ガイドラインにおいては国際基準等への参照を行っているが、このように既に関係国間で合意が確立している論点については包括的に参照し議論を回避することで、新たにガイドラインとして規定すべき点のみに交渉上の資源を集中させることが可能となり、交渉に要する時間的、人的負担を軽減できるという利点がある。また、交渉当事者にとっては、既存の国際基準等の合意を参照することで、個別に議論を行い自国によって不利な規定が置かれるという事態を回避することにもつながるといって動機付けが存在する。これに対して、SPS 委員会のガイドラインから国際基準等への影響としては、同等性ガイドラインにおいて植物防疫に関する国際基準設定機関である IPPC に対して同ガイドラインの内容を考慮することを要請しているが、これも植物防疫という特定の分野における実質的な内容をより高い専門性を持つ IPPC に委ねることで、ガイドラインの交渉上の負担を下げる狙いがあると考えられる。なお、WTO・SPS 委員会では、各国際基準設定機関にオブザーバーとしての参加ステータスが与えられており、また、コーデックス委員会総会は、SPS 委員会の翌週に開催されることが多く、遠方の国からは同じ者が代表団として出席しているとも考えられる。このように、国際基準設定機関と WTO は別の機関ではあるものの、参加者に重複があり組織間の親和性が高いことも相互作用を促す要因である可能性がある。

第三に、SPS 委員会のガイドラインと紛争解決処理との関係のうち、紛争解決処理による SPS 委員会ガイドラインへの影響として、ALOP ガイドラインでは EC・ホルモン事件における紛争解決処理手続で示された解釈の影響がみられるが、これも交渉におけるコストに関する動機付けの存在を想定することが妥当であると思われる。紛争である以上、主張が受け入れられないこともあるが、その結果自体が覆ることがない以上、解釈で示された内容をガイドラインに取り込むことによって、これ以上、自らに不利な内容を含むガイドラインの策定を避けることが可能となる。これに対し、SPS 委員会のガイドラインから紛争解決処理機関への影響（米国・動物類事件、ロシア・アフリカ豚熱事件における地域主義ガイドラインへの参照）については、パネル報告書の作成過程は公開されていないものの、川瀬（2019b）が指摘するように、上級委員会では有力国からの批判を意識している可能性も否定できないことから、これらの国からの批判を回避するための手段として、SPS 委員会の中で既に採択されているガイドラインを参照した可能性も想起することができる¹¹⁰。

以上のように、ひとたび、一定の制度として、（EC・ホルモン後の）国際基準等、SPS 委員会のガイドラインが確立する中で、これらの法化の相互作用も収穫逡増のプロセスの一環として機能し、一層の法化を促進させることとなった。最後に、TPP 等の経済連携協定について、これらの法化の要素が取り入れられた背景について検討したい。

¹¹⁰ 実際に、米国・動物類事件では米国のとった措置は SPS 協定違反を認定されている。

TPP 交渉の背景として中国の台頭が指摘されるように、大型の経済連携協定の交渉開始のきっかけは SPS 措置にとっては SPS 措置にとっては外生的な状況の変化であったとされる。合意された経済連携協定における SPS 章では国際基準等及び SPS 委員会のガイドラインが参照され、特に、TPP では、Gruszczynski and Scott (2023) が指摘するように、紛争解決処理機関の解釈に直接影響を受けていると見られる規定もみられるが、これらの法化も、既存の経路依存的な法化の延長線上にあると考えることができる。交渉担当者にとっては、紛争解決処理機関の解釈、国際基準等、SPS 委員会ガイドラインを参照することで、交渉コストの低下等の便益を得ることが可能となり、また、自国にとって（現行の運用と比べて）不利な内容が合意されることを回避できるという点において、合理的な選択であった。

これは言い換えれば、既に各国が受け入れている運用を条約において援用することで、輸入国の立場からは既存の運用以上に規制権限が制約される事態を回避することが可能となるとともに、輸出国の立場からは判例法として規定されている解釈、任意の基準等による運用が、合意に基づく条約として安定化することを意味する。したがって、近年の大型経済連携交渉においてみられる詳細な内容を含む SPS 章の出現は、経済連携協定という枠が用意される中で、交渉の時点における法化の状況を明文化した結果であると位置づけることができる。

WTO の発足以来、紛争解決処理の場における解釈が判例として他の紛争においても用いられることで、各国の SPS 措置は拘束されてきた。そして、紛争解決により WTO 発足前から存在していた国際基準の SPS 協定上の位置づけも明確化される中、各国はその新たな位置づけを前提とした国際基準策定を行うことで、自国にとって不利な形で規律がなされないよう義務の内容をコントロールすることを選択した。また、SPS 委員会のガイドラインも、国際基準等を参照しつつ策定されることで、紛争解決処理で提示される SPS 協定の解釈、国際基準等、ガイドラインが一体となって各国の SPS 措置を実質的に規律する事態が導かれた。このような、判例、国際基準等、ガイドラインによる法化は、必ずしも思い通りにはならない紛争解決の場で提示された解釈等に直面した際の各国による対処の蓄積として出現したものであり、また、国際約束として明文化された条約と比べ精緻性を欠く面もあった。このような中、2013 年前後から出現した大型の経済連携協定の交渉の合意に向けた機運が高まり、SPS 措置に関する合意内容を新規の条約化する機会が出現したことから、米欧日は、自らが既に実施しており、かつ、他国が実施することが望ましい内容を条約として精緻に明文化し、別途の紛争の手続も定めることを選択した。これは、法化モデルの観点からは、協定解釈、国際基準等、SPS 委員会のガイドラインにより SPS 措置に関する法化の義務の程度が高められてきたが、経済連携協定という新たに合意を結ぶ機会が出現したことで精緻、委任についても高水準のものとなったととらえることができる。

そして、安易な一般化は避けるべきであるものの、この SPS 措置の国際規律に関する事例からは、仮に法的拘束力を明確に有する条約といった形式が与えられなくても、実質的

な義務の程度が強化された国際規律がひとたび出現した場合には、新たな国際規律は自律的に強化され、条件が整った段階で、法的拘束力を有する条約として結実することにもなり得ると指摘することができる。

6-5 政策的含意

最後に政策的含意を述べたい。第一に指摘したいのは、国際基準、ガイドラインといった法的拘束力のない取り決めに関する交渉のための体制強化の必要性である。SPS 分野においては、法的拘束力はないものとして策定されてきた国際基準等が EC・ホルモン事件等における紛争解決処理機関の解釈をきっかけにその法的な位置づけが明確化され、さらには、SPS 委員会にでもガイドライン策定という形で法化が進行したというは既にみてきたとおりである。このような状況の中、国際基準等及び SPS 委員会のガイドラインは近年の経済連携協定において参照され、各国を法的に拘束し得るものとなった。ところが、ガイドラインなどの任意の国際的な取り決めは、条約等の法的拘束力を有する合意のための交渉との比較において人的資源等が十分に配分されていない可能性がある。たとえば、1995 年にローマに駐在していた農林水産省職員は、EC・ホルモン事件に影響を与える成長ホルモンに関する国際基準が採択がなされた際のエピソードとして、以下の記述を記しており、当時の日本の農林水産省のコーデックス委員会に対する認識の一端を垣間見ることができる。

「次々に進んでいった会議は、ある時突然、紛糾し始めました。そして、ついに決着がつかず、投票によりあっという間に結論が下されてしまったのです。これを見ていた農水省からの出張者が「こんな重大な案件が投票であっさり決まってしまうというのは驚きだ。みんなに警告しておかないといけない」と言ったことを鮮明に記憶しています。」(遠藤 2009: 5)

そして、近年においても 2022 年にコーデックス委員会とも関係が深い食品産業団体の機関紙に掲載された座談会において、「コーデックス担当者を更に責任のある業務に位置づけさせて、担当者が積極的に発言でき、プライオリティの最も高い会議と捉えてもらうことが一番重要」、「日本としてコーデックス対応を国の政策課題としてもう少し格上げしないといけない」との指摘もなされている(鬼武ら 2022: 21, 22)。これは、あくまで一例ではあるが、国内関係者からの期待に応えるためにも、国際基準等の任意の取り決めであっても、その性格が他の国際機関の決定により変動する可能性があることを念頭におきつつ、より一層の体制の強化が必要であることは明らかであると考えられる。

第二に、国際的な議論の場における貢献の重要性の認識である。コーデックス委員会においては執行委員会における議論が重要な役割を果たし、また、SPS 委員会においては非公式会合が実質的な議論の場となる。執行委員会は、他のコーデックスにおける会議体と異なり、議長、副議長、地域調整部会の調整国(議長国)及び地域代表から構成されており、すべての FAO 及び WHO のメンバー国が参加できる他の会議と異なり出席資格は限

定されている。また、WTO の非公式会合においても、ALOP ガイドラインの策定においてニュージーランド、ノルウェー、メキシコ及び欧州が重要な役割を果たしたように、特定の国が強い影響力を行使することも考えられる。このような、参加者が限定された会議に出席する、また、非公式な場において影響力を行使しようとするためには、日常的に議論に貢献を行い、また、状況に応じて議長・副議長といった立場に就くことにより議論の状況を把握できるようにすることが求められる。もちろん、議長のポストを得れば自国の主張が自動的に受け入れられるようになるほど、これらの機関における議論は単純ではない¹¹¹。しかし、少なくとも、会議において一定の影響力を持ち、自らの立場について合理的に説明する機会は確保されることから、極端に不合理な結論は回避することができる。既に 1995 年当時の日本政府のコーデックス委員会に対する認識に低さについては触れたが、その後、日本国内においてコーデックス委員会の重要性が広く認識され、日本政府からも積極的な会議への参加がなされた結果、2003 年には国立感染症研究所所長であった吉倉廣氏、そして 2014 年には農林水産省職員であった辻山弥生氏がコーデックス委員会の副議長として選出されるに至っている。副議長への選出は、吉倉氏、辻山氏の専門性、経験¹¹²はもちろんのこと、日常的な議論への貢献が他国から評価された結果であり、今後とも、このような国際的な場における貢献を継続的に実施することが不可欠であろう。

最後に、WTO 紛争解決処理における第三国参加の重要性について触れたい。紛争解決処理は、判例法として各国を拘束するためその重要性は明らかである。加えて、SPS 協定にかかわる紛争では、米国、欧州は自国の見解を主張する場として第三国参加を積極的に活用しており、たとえば、SPS 協定は主たる紛争となった紛争（表 3.1（147 ページ）掲載の紛争）において米国、欧州は自らが当事国となるものを除き全ての紛争で第三国参加を行っている。比較の問題ではあるが、SPS 分野の紛争における日本の参加は限定的であり、SPS 協定の解釈に大きな影響を及ぼすこととなった豪州・サーモン事件、EC・ホルモン事件において第三国参加は行われていない。近年においては、日本もロシア・アフリカ豚熱事件において第三国参加を行うなど一定の関与は見られるものの、米国、欧州との比較においては限定的であることは事実である。第三国参加を行うには、関連する紛争における議論の経過について検討を行った上で、発信すべき自国の立場を定め、国内における意見の調整作業なども要することから、一定の負荷を担当する組織に課すことにはなるものの、川瀬（2019b）が指摘するように上級委員会委員が WTO 加盟各国の意向に一定の考慮を行っている可能性が否定できない中で、自国の主張を明確にすることには一定の意義がある。加えて、第三参加を行った場合には、当事国が提出する意見書の一部の入手が

¹¹¹ むしろ、強引に自国の主張を行うような人物は議長などに選出されることも難しいと考えられる。

¹¹² 吉倉氏、辻山氏は副議長選出前からコーデックス委員会の各部会の議論において積極的な貢献を行っていた。

可能となるとともに、また、上訴された場合には上級委員会会合において当事国と議論の場を共にすることになる。米国、欧州と比較して、SPS 措置に関する紛争解決処理の経験が豊富とは言えない中で、第三国参加を通じて、他国の紛争解決処理への対応について情報を得ることは、将来的に当事国として紛争に参加することが排除されない以上、有益であるといえるだろう。

補論（参照条文: SPS 協定）¹¹³

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）（抄）

前文

（略）

加盟国が人、動物又は植物の生命又は健康に関する自国の適切な保護の水準を変更することを求められることなく、食品規格委員会及び国際獣疫事務局を含む関連国際機関並びに国際植物防疫条約の枠内で活動する関連国際機関及び関連地域機関が作成した国際的な基準、指針及び勧告に基づき、加盟国間で調和のとれた衛生植物検疫措置をとることが促進されることを希望し、

（略）

第二条 基本的な権利及び義務

1. 加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置をとる権利を有する。ただし、衛生植物検疫措置が、この協定に反しないことを条件とする。
2. 加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、第五条7に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。
3. 加盟国は、自国の衛生植物検疫措置により同一又は同様の条件の下にある加盟国の間（自国の領域と他の加盟国の領域との間を含む。）において恣意的又は不当な差別をしないことを確保する。衛生植物検疫措置は、国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用してはならない。

¹¹³ 農林水産省ウェブページに掲載されている訳文を用いた。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/attach/pdf/index-17.pdf>

（2024年1月8日閲覧）

4. 衛生植物検疫措置は、この協定の関連規定に適合する場合には、衛生植物検疫措置をとることに関連する千九百九十四年のガットの規定、特にその第二十条(b)の規定に基づく加盟国の義務に適合しているものと推定する。

第三条 措置の調和

1. 加盟国は、衛生植物検疫措置をできるだけ広い範囲にわたり調和させるため、この協定、特に3の規定に別段の定めがある場合を除くほか、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。

2. 衛生植物検疫措置は、国際的な基準、指針又は勧告に適合する場合には、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要なものとみなすものとし、この協定及び千九百九十四年のガットの関連規定に適合しているものと推定する。

3. 加盟国は、科学的に正当な理由がある場合又は当該加盟国が第五条の1から8までの関連規定に従い自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を決定した場合には、関連する国際的な基準、指針又は勧告に基づく措置によって達成される水準よりも高い衛生植物検疫上の保護の水準をもたらす衛生植物検疫措置を導入し又は維持することができる(注)。ただし、関連する国際的な基準、指針又は勧告に基づく措置によって達成される衛生植物検疫上の保護の水準と異なる衛生植物検疫上の保護の水準をもたらすすべての措置は、この協定の他のいかなる規定にも反してはならない。

注 この3の規定の適用上、「科学的に正当な理由がある場合」には、加盟国が、入手可能な科学的情報のこの協定の関連規定に適合する検討及び評価に基づいて、関連する国際的な基準、指針又は勧告が自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために十分ではないと決定した場合を含む。

4・5 (略)

第四条 措置の同等

1. 加盟国は、他の加盟国の衛生植物検疫措置が、当該加盟国又は同種の製品の貿易を行っている第三国(加盟国に限る。)の衛生植物検疫措置と異なる場合であっても、輸出を行う当該他の加盟国が輸入を行う当該加盟国に対し、輸出を行う当該他の加盟国の衛生植物検疫措置が輸入を行う当該加盟国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成することを客

観的に証明するときは、当該他の加盟国の衛生植物検疫措置を同等なものとして認める。このため、要請に応じ、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会が輸入を行う当該加盟国に与えられる。

2. 加盟国は、要請に応じ、特定の衛生植物検疫措置の同等の認定について、二国間又は多数国間で合意するために協議を行う。

第五条 危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定

1. 加盟国は、関連国際機関が作成した危険性の評価の方法を考慮しつつ、自国の衛生植物検疫措置を人、動物又は植物の生命又は健康に対する危険性の評価であってそれぞれの状況において適切なものに基づいてとることを確保する。

2. 加盟国は、危険性の評価を行うに当たり、入手可能な科学的証拠、関連する生産工程及び生産方法、関連する検査、試料採取及び試験の方法、特定の病気又は有害動植物の発生、有害動植物又は病気の無発生地域の存在、関連する生態学上及び環境上の状況並びに検疫その他の処置を考慮する。

3・4 (略)

5. 人の生命若しくは健康又は動物及び植物の生命若しくは健康に対する危険からの「衛生植物検疫上の適切な保護の水準」の定義の適用に当たり整合性を図るため、各加盟国は、異なる状況において自国が適切であると認める保護の水準について恣意的又は不当な区別を設けることが、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすこととなる場合には、そのような区別を設けることを回避する。加盟国は、この5の規定の具体的な実施を促進するための指針を作成するため、第十二条の1から3までの規定に従って委員会において協力する。委員会は、指針の作成に当たり、人の健康に対する危険であって人が任意に自らをさらすものの例外的な性質を含むすべての関連要因を考慮する。

6. 第三条2の規定が適用される場合を除くほか、加盟国は、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するため衛生植物検疫措置を定め又は維持する場合には、技術的及び経済的実行可能性を考慮し、当該衛生植物検疫措置が当該衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的でないことを確保する。(注)

注 この6の規定の適用上、一の措置は、技術的及び経済的実行可能性を考慮して合理的に利用可能な他の措置であって、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成し、かつ、貿

易制限の程度が当該一の措置よりも相当に小さいものがある場合を除くほか、必要である以上に貿易制限的でない。

7. 加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他の加盟国が適用している衛生植物検疫措置から得られる情報を含む入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる。そのような状況において、加盟国は、一層客観的な危険性の評価のために必要な追加の情報を得よう努めるものとし、また、適当な期間内に当該衛生植物検疫措置を再検討する。

8 (略)

第六条 有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整

1. 加盟国は、自国の衛生植物検疫措置を産品の原産地又は仕向地である地域(一の国の領域の全部であるか一部であるか又は二以上の国の領域の全部であるか一部であるかを問わない。)の衛生植物検疫上の特性に対応して調整することを確保する。加盟国は、地域の衛生植物検疫上の特性を評価するに当たり、特に特定の病気又は有害動植物の発生の程度、撲滅又は防除の計画の有無及び関連国際機関が作成する適当な規格又は指針を考慮する。

2. 加盟国は、特に、有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域の制度を認める。これらの地域の決定は、地理、生態系、疫学的な監視、衛生植物検疫上の防除の有効性等の要因に基づいて行う。

3. 自国の領域内の地域が有害動植物又は病気の無発生地域又は低発生地域であると主張する輸出加盟国は、当該地域が有害動植物又は病気の無発生地域又は低発生地域であり、かつ、そのような状況が継続する見込みがあることを輸入加盟国に客観的に証明するため、その主張についての必要な証拠を提供する。このため、要請に応じ、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会が輸入加盟国に与えられる。

第七条 透明性の確保

加盟国は、附属書 B の規定に従い、自国の衛生植物検疫措置の変更を通報するものとし、また、自国の衛生植物検疫措置についての情報を提供する。

第八条 管理、検査及び承認の手続

加盟国は、添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定に関する国内制度を含む自国の管理、検査及び承認の手続の運用に当たり附属書 C の規定を遵守するものとし、これらの手続がこの協定の規定に反しないことを確保する。

(略)

第十一条 協議及び紛争解決

1. この協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。
2. 科学的又は技術的な問題を含むこの協定に係る紛争において、小委員会は、小委員会が紛争当事国と協議の上選定した専門家からの助言を求めるべきである。このため、小委員会は、適当と認めるときは、いずれか一方の紛争当事国の要請により又は自己の発意に基づいて、技術専門家諮問部会を設置し又は関連国際機関と協議することができる。
3. この協定のいかなる規定も、他の国際的な合意に基づく加盟国の権利(他の国際機関のあつせん若しくは紛争解決又は国際的な合意に基づいて設立するあつせん若しくは紛争解決のための制度を利用する権利を含む。)を害するものではない。

第十二条 運用

1. 協議のための定期的な場を設けるため、この協定により衛生植物検疫措置に関する委員会を設置する。委員会は、この協定の実施及びこの協定の目的の達成(特に措置の調和に関するもの)のために必要な任務を遂行する。委員会は、コンセンサス方式によってその決定を行う。
2. 委員会は、特定の衛生植物検疫上の問題について、加盟国間の特別の協議又は交渉を奨励し、及び促進する。委員会は、国際的な基準、指針又は勧告がすべての加盟国において用いられることを奨励し、これに関し、食品添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定のための国際制度と国内制度との間及び国際的な取組方法と国内の取組方法との間の調整及び統合を進めることを目的とする技術的な協議及び研究を支援する。

3～6 (略)

7. 委員会は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後三年で及びその後は必要に応じ、この協定の運用及び実施について検討する。委員会は、適当な場合には、特にこの協定の実施により得られた経験を考慮に入れ、この協定を改正する提案を物品の貿易に関する理事会に提出することができる。

附属書A 定義(注)

注 この定義の適用上、「動物」には魚類及び野生動物を、「植物」には樹木及び野生植物を、「有害動植物」には雑草を並びに「汚染物質」には農薬及び動物用医薬品の残留物並びに異物を含む。

1 (略)

2. 「措置の調和」とは、二以上の加盟国による共通の衛生植物検疫措置の制定、認定及び適用をいう。

3. 「国際的な基準、指針及び勧告」とは、次のものをいう。

(a) 食品の安全については、食品規格委員会が制定した基準、指針及び勧告であって、食品添加物、動物用医薬品及び農薬の残留物、汚染物質、分析及び試料採取の方法並びに衛生的な取扱いに係る規準及び指針に関するもの

(b) 動物の健康及び人畜共通伝染病については、国際獣疫事務局の主催の下で作成された基準、指針及び勧告

(c) 植物の健康については、国際植物防疫条約事務局の主催の下で同条約の枠内で活動する地域機関と協力して作成された国際的な基準、指針及び勧告

(d) (a)から(c)までの機関等が対象としていない事項については、すべての加盟国の加盟のため開放されている他の関連国際機関が定めて委員会が確認した適当な基準、指針及び勧告

4. 「危険性の評価」とは、適用し得る衛生植物検疫措置の下での輸入加盟国の領域内における有害動植物若しくは病気の侵入、定着若しくはまん延の可能性並びにこれらに伴う潜在的な生物学上の及び経済的な影響についての評価又は飲食物若しくは飼料に含まれる添加物、汚染物質、毒素若しくは病気を引き起こす生物の存在によって生ずる人若しくは動物の健康に対する悪影響の可能性についての評価をいう。

5. 「衛生植物検疫上の適切な保護の水準」とは、加盟国の領域内における人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために衛生植物検疫措置を制定する当該加盟国が適切と認める保護の水準をいう。

注釈 多くの加盟国は、この意義を有する用語として「受け入れられる危険性の水準」も用いている。

6. 「有害動植物又は病気の無発生地域」とは、一の地域(一の国の領域の全部であるか一部であるか又は二以上の国の領域の全部であるか一部であるかを問わない。)であって、特定の有害動植物又は病気が発生していないことを権限のある当局が確認しているものをいう。

注釈 有害動植物又は病気の無発生地域は、特定の有害動植物又は病気が発生することが知られているが当該特定の有害動植物又は病気を封じ込め又は撲滅する地域的防除措置(保護及び監視の実施並びに緩衝地帯の設定等)が適用されている地域(一の国の領域の範囲内であるか二以上の国の領域の一部又は全部を含む地域であるかを問わない。)を取り囲むか、これらの地域によって取り囲まれるか又はこれらの地域に隣接することがある。

7. 「有害動植物又は病気の低発生地域」とは、一の地域(一の国の領域の全部であるか一部であるか又は二以上の国の領域の全部であるか一部であるかを問わない。)であって、特定の有害動植物又は病気が低い水準で発生し、かつ、効果的な監視、防除又は撲滅の措置が適用されていることを権限のある当局が確認しているものをいう。

附属書 B 衛生植物検疫上の規制の透明性の確保

規制の公表

1. 加盟国は、制定されたすべての衛生植物検疫上の規制(注)を、利害関係を有する加盟国が知ることのできるように速やかに公表することを確保する。

注 衛生植物検疫措置のうち一般的に適用される法令等をいう。

2. 加盟国は、緊急事態の場合を除くほか、輸出加盟国、特に開発途上加盟国の生産者がその产品及び生産方法を輸入加盟国の要求に適合させるための期間を与えるため、衛生植物検疫上の規制の公表と実施との間に適当な期間を置く。

照会所

3・4 (略)

通報手続

5. 加盟国は、提案された衛生植物検疫上の規制について、国際的な基準、指針若しくは勧告が存在しない場合又は当該提案された衛生植物検疫上の規制の内容が国際的な基準、指針若しくは勧告の内容と実質的に同一でない場合において、当該提案された衛生植物検疫上の規制が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、

(a) 特定の規制を導入しようとしている旨を、利害関係を有する加盟国が知ることのできるように早い段階で公告する。

(b) 提案された規制が対象とする産品を、当該提案された規制の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する。その通報は、当該提案された規制に対する修正を行うこと及び意見を考慮することが可能な早い段階で行う。

(c) 要請に応じ、提案された規制の写しを他の加盟国に提供し、及び可能なときは、国際的な基準、指針又は勧告と実質的に相違する部分を明示する。

(d) 書面による意見の提出のための適当な期間を他の加盟国に差別することなしに与えるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその意見及び討議の結果を考慮する。

6. 加盟国は、健康の保護に係る緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、5の(a)から(d)までの通報手続のうち必要と認めるものを省略することができる。ただし、次のことを行うことを条件とする。

(a) 特定の規制及びその対象とする産品を、当該規制の目的及び必要性に関する簡潔な記述(緊急の問題の性格についての記述を含む。)と共に事務局を通じて他の加盟国に直ちに通報すること。

(b) 要請に応じ規制の写しを他の加盟国に提供すること。

(c) 他の加盟国に書面による意見の提出を認めるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその意見及び討議の結果を考慮すること。

7～11 (略)

附属書C 管理、検査及び承認の手続(注)

注 管理、検査及び承認の手続には、特に、試料採取、試験及び認証の手続を含む。

1. 加盟国は、衛生植物検疫措置の実施を確認し及び確保するための手続について、次の(a)から(i)までに規定することを確保する。(a) 手続が、不当に遅延することなく、かつ、輸入産品が同種の国内産品よりも不利でない方法で、行われ、完了すること。

(b) 次のことを行うこと。

各手続の処理に要する標準的な期間が公表され、又は要請に応じ処理に要する予想される期間が申請者に通知されること。

権限のある機関が、申請を受理した場合には、書類が不備でないことについての審査を速やかに行い、及びすべての不備について正確かつ十分な方法で申請者に通知すること。

権限のある機関が、必要に応じて是正手段がとられるように、手続の結果を正確かつ十分な方法で申請者にできる限り速やかに伝達すること。

申請に不備がある場合であっても、申請者が要請するときは、権限のある機関が実行可能な限り手続を進めること。

申請者が、その要請により、手続の段階を通知され、及び遅延があればその説明を受けること。

(c)～(i) 略

輸入加盟国は、食品添加物の使用の承認のための又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定のための制度であって、承認がなければ産品の自国内における市場への進出を禁止し又は制限するものを運用している場合には、最終的な決定が行われるまでの間、市場への進出を認める根拠として関連する国際的な基準を使用することを考慮する。

2・3 (略)

参考文献

(英語文献)

- Abbott, Kenneth W and Duncan Snidal. 2000. "Hard and Soft Law in International Governance." *International Organization* 54(3)
- Abbott, Kenneth W and Duncan Snidal. 2002. "Values and Interests: International Legalization in the Fight against Corruption." *The Journal of Legal Studies* 31(S1): S141-S177
- Abbott, Kenneth W, Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik, Anne-Marie Slaughter and Duncan Snidal. 2000. "The Concept of Legalization." *International Organization* 54(3)
- Barnett, Michael and Martha Finnemore. 2004. *Rules for the World: International Organizations in Global Politics*. Ithaca, NY: Cornell University Press (ebook-Kindle)
- Berry, Francis Stokes, and William D. Berry. 2018. "Innovation and Diffusion Models in Policy Research." In *Theories of Policy Process*, 4th ed., edited by Christopher M Weible and Paul A Sabatier, 253-297. Boulder, CO: Westview Press
- Bradley, Curtis A. and Judith G. Kelley. 2008. "The Concept of International Delegation." *Law and Contemporary Problems* 71(1)
- Busch, Marc L. and Eric Reinhardt. 2006. "Three's a Crowd: Third Parties and WTO Dispute Settlement" *World Politics* 58(3): 446-477
- Büthe, Tim. 2008. "The Globalization of Health and Safety Standards: Delegation of Regulatory Authority in the SPS Agreement of the 1994 Agreement Establishing the World Trade Organization." *Law and Contemporary Problems* 71(1)
- Byers, Mitchel. 2008. "International Law." In *The Oxford Handbook of International Relations*, edited by Christian Reus-Smit and Duncan Snidal, Oxford: Oxford University Press
- Du, Michael Ming. 2010. "Autonomy in Setting Appropriate Level of Protection under the WTO Law: Rhetoric or Reality?" *Journal of International Economic Law* 13(4)
- Du, Michael Ming. 2011. "The Rise of National Regulatory Autonomy in The GATT/WTO Regime" *Journal of International Economic Law* 14(3)
- FAO/WHO. 1963. Report of The First session of The Joint FAO/WHO Codex Alimentarius Commission, ALINORM 63/12, Rome, FAO
- FAO/WHO. 1988. Report of the Third Session of the Codex Committee on Residues of Veterinary in Foods, ALINORM 89/31A, Rome, FAO
- FAO/WHO. 1989a. Report of The Eighteenth Session of The Joint FAO/WHO Codex

Alimentarius Commission, ALINORM 89/40, Rome, FAO

FAO/WHO. 1989b. Report of the Fourth Session of the Codex Committee on Residues of Veterinary Drugs in Foods, ALINORM 91/31, Rome, FAO

FAO/WHO. 1990. Report of the Fifth Session of the Codex Committee on Residues of Veterinary Drugs in Foods, ALINORM 91/31A, Rome, FAO

FAO/WHO. 1991a. Report of The Nineteenth Session of The Joint FAO/WHO Codex Alimentarius Commission, ALINORM 91/40, Rome, FAO

FAO/WHO. 1991b. Report of the Sixth Session of the Codex Committee on Residues of Veterinary Drugs in Foods, ALINORM 93/31, Rome, FAO

FAO/WHO. 1992. Report of The Thirty-Ninth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 93/3, Rome, FAO

FAO/WHO. 1993a. Report of The Fortieth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 93/4, Rome, FAO

FAO/WHO. 1993b. Report of The Twentieth Session of The Joint FAO/WHO Codex Alimentarius Commission, ALINORM 93/40, Rome, FAO

FAO/WHO. 1994. Report of The Forty-First Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 95/3, Rome, FAO

FAO/WHO. 1995. Report of The Twenty-First Session of The Joint FAO/WHO Codex Alimentarius Commission, ALINORM 95/37, Rome, FAO

FAO/WHO. 1997a. Report of The Forty-Fourth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 97/4, Rome, FAO

FAO/WHO. 1997b. Report of The Twenty-Second Session of Codex Alimentarius Commission, ALINORM 97/37, Rome, FAO

FAO/WHO. 1998. Report of The Forty-Fifth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 99/3, Rome, FAO

FAO/WHO. 1999a. Report of The Forty-Sixth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 99/4, Rome, FAO

FAO/WHO. 1999b. Report of The Twenty-Third Session of Codex Alimentarius Commission, ALINORM 99/37, Rome, FAO

FAO/WHO. 2000. Report of The Forty-Seventh Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 01/3, Rome, FAO

FAO/WHO. 2001a. Report of The Forty-Eighth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 01/4, Rome, FAO

FAO/WHO. 2001b. Report of The Twenty-Fourth Session of Codex Alimentarius Commission, ALINORM 01/41, Rome, FAO

FAO/WHO. 2002. Report of The Fiftieth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 03/3a, Rome, FAO

FAO/WHO. 2003. Working principles for risk analysis for application in the framework of the Codex Alimentarius, Rome, FAO

FAO/WHO. 2004. Report of The Fifty-Third Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 04/27/3, Rome, FAO

FAO/WHO. 2005a. Report of The Fifty-Fifth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 05/28/3, Rome, FAO

FAO/WHO. 2005b. Report of The Twenty-Eighth Session of Codex Alimentarius Commission, ALINORM 05/28/41, Rome, FAO

FAO/WHO. 2005c. Report of The Fifty-Seventh Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 06/29/3, Rome, FAO

FAO/WHO. 2006a. Report of The Fifty-Eighth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 06/29/3a, Rome, FAO

FAO/WHO. 2006b. Report of The Twenty-Ninth Session of Codex Alimentarius Commission, ALINORM 06/29/41, Rome, FAO

FAO/WHO. 2006c. Food safety risk analysis: a guide for national food safety authorities, , Rome, FAO

FAO/WHO. 2007a. Report of The Fifty-Ninth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, ALINORM 07/30/3, Rome, FAO

FAO/WHO. 2007b. Report of The Thirtieth Session of Codex Alimentarius Commission, ALINORM 07/30/REP, Rome, FAO

FAO/WHO. 2007c. Working Principles for Risk Analysis for Food Safety for Application by Governments, Rome, FAO

FAO/WHO. 2011a. Report of The Sixty-Fifth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, REP11/EXEC, Rome, FAO

FAO/WHO. 2011b. Report of The Thirty-Fourth Session of Codex Alimentarius Commission, REP11/CAC, Rome, FAO

FAO/WHO. 2012a. Report of The Sixty-Sixth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, REP12/EXEC1, Rome, FAO

FAO/WHO. 2012b. Report of The Sixty-Seventh Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, REP12/EXEC2, Rome, FAO

FAO/WHO. 2012c. Report of The Thirty-Fifth Session of Codex Alimentarius Commission, REP12/CAC, Rome, FAO

FAO/WHO. 2013a. Report of The Sixty-Eighth Session of The Executive Committee of The Codex Alimentarius Commission, REP13/EXEC, Rome, FAO

FAO/WHO. 2013b. Report of The Thirty-sixth Session of Codex Alimentarius Commission, REP13/CAC, Rome, FAO

FAO/WHO. 2018. Understanding the Codex Alimentarius. 5th Edition, Rome, FAO

- FAO/WHO. 2019. Report of The Forty-second Session of Codex Alimentarius Commission, REP19/CAC, Geneva, CIGC
- FAO/WHO. 2023. Codex Alimentarius Commission Procedural Manual 28th edition, Rome, FAO
- FDA. 2011. Risk Analysis at FDA: Food Safety
<https://www.fda.gov/food/cfsan-risk-safety-assessments/risk-analysis-food-fda>
 (2024年1月8日閲覧)
- Fearon, James D. 1995. "Rationalist Explanations for War." *International Organization* 49(3)
- Finnemore and Sikkink. 1998. "International Norm Dynamics and Political Change." *International Organization* 52(4): 891-892
- Fléchet, Camille. 2021 "Risk Analysis in the SPS Agreement, an overview"
https://www.wto.org/english/tratop_e/sps_e/wkshop_jul21/secretariat_flechet.pdf
 (2024年1月8日閲覧)
- Gilpin, Robert. 2001. *Global Political Economy: Understanding the International Economic Orde*. Princeton NJ: Princeton Univ Press
- Goldstein, Judith. and Lisa L. Martin. 2000. "Legalization, Trade Liberalization, and Domestic Politics: A Cautionary Note." *International Organization* 54(3)
- Goldstein, Judith, Miles Kahler, Robert O. Keohane and Anne-Marie Slaughter. 2000 "Introduction: Legalization and World Politics," *International Organization* 54(3)
- Gruszczynski, Lukasz and Joanne Scott. 2023. *The WTO Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures: A Commentary Second Edition*. Oxford University Press (ebook-kindle)
- Haas, Peter M. 1992. "Introduction: Epistemic Communities and International Policy Coordination." *International Organization* 46(1)
- Hasenclever, Andreas, Peter Mayer and Volker Rittberger. 1997. *Theories of International Regimes*. Cambridge University Press
- Jackson, John H. 1994. "The WTO Dispute Settlement Understanding--Misunderstandings on the Nature of Legal Obligation" *The American Journal of International Law* 91(1)
- Jervis, Robert. 1978. "Cooperation Under the Security Dilemma," *World Politics* 30(2)
- Karttunen, Marianna B. 2020. *Transparency in the WTO SPS and TBT Agreements: The Real Jewel in the Crown*, Cambridge: Cambridge University Press
- Keohane, Robert O. 1982. "The Demand for International Regimes," *International Organization* 36(2)

- Keohane, Robert O. Andrew Moravcsik and Anne-Marie Slaughter. 2000. "Legalized Dispute Resolution: Interstate and Transnational." *International Organization* 54(3)
- Kucik, Jeffrey. 2019. "How Do Prior Rulings Affect Future Disputes?" *International Studies Quarterly* 63
- Lewis, Meredith Kolsky. 2009. "Expanding P-4 Trade Agreement into a broader Trans-Pacific Partnership: Implications, Risks and Opportunities." *Asian Journal of WTO and International Health Law and Policy* Vol. 4.2
- Levy, Jack S. 1994. "Learning and Foreign Policy: Sweeping a Conceptual Minefield." *International Organization* 48(2)
- Martin, Lisa L, eds. 2015. *The Oxford Handbook of the Political Economy of International Trade*, Oxford: Oxford University Press
- Mearsheimer, John J. 1994/95. "The False Promise of International Institutions." *International Security*, 19(3)
- Osborne, Martin J. 2003. *Introduction to Game Theory*, Oxford: Oxford Univ Press
- Perlman, Rebecca L. 2020. "The Domestic Impact of International Standards." *International Studies Quarterly* 64
- Pierson, Paul. 2000. "Increasing Returns, Path Dependence, and the Study of Politics." *The American Political Science Review* Vol. 94, No. 2
- Princen, Thomas. 1992. *Intermediaries in International Conflict*, 48 Princeton NJ: Princeton University Press
- Preparatory Committee for the WTO. 1994. Recommended Notification Procedures under the Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures, PC/IPL/6, Geneva, WTO
- Puig, Gonzalo Villalta and Eric D. Dalke. 2016. "Nature and Enforceability of WTO-plus SPS and TBT Provisions in Canada's PTAs: From NAFTA to CETA." *World Trade Review* 15(1)
- Ruggie, John Gerard. 1998. *Constructing the World Polity: Essays on International Institutionalisation*, New York NY: Routledge
- Simmons, Beth A., Frank Dobbin and Geoffrey Garrett. 2006. "Introduction: The International Diffusion of Liberalism" *International Organization* 60(4): 795
- Scott, Joanne. 2009. *The WTO Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures: A Commentary (Paperback edition)*, Oxford: Oxford University Press
- Stanton, Gretchen H. 2016. The WTO SPS Agreement and the Transpacific Partnership Agreement-What is different?
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/>
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/attach/pdf/index-2.pdf>

(2024 年 1 月 8 日閲覧)

Steinberg, Richard H. 2004. "Judicial Lawmaking at the WTO: Discursive, Constitutional, and Political Constraints." *The American Journal of International Law*, Vol. 98, No. 2

United States Trade Representative, TPP Issue-by-Issue Information Center

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/trans-pacific-partnership/tpp-chapter-chapter-negotiating-10>

(2024 年 1 月 8 日閲覧)

United States Trade Representative. 2020. Report on the Appellate Body of the World Trade Organization.

https://ustr.gov/sites/default/files/Report_on_the_Appellate_Body_of_the_World_Trade_Organization.pdf

(2024 年 2 月 12 日閲覧)

Veggeland, Frode and Svein Ole Borgen. 2005. "Negotiating International Food Standards: The World Trade Organization's Impact on the Codex Alimentarius Commission." *Governance*. 18(4)

Vogel, David. 1995. *Trading Up Consumer and Environmental Regulations in a Global Economy*, Cambridge, MA: Harvard University Press

Walt, Stephen M. 1998. "International Relations: One World, Many Theories." *Foreign Policy*. No. 110

Wendt, Alexander. 1992. "Anarchy is what States Make of it: The Social Construction of Power Politics." *International Organization* 46(2)

WTO. 1995a. Australia's Regulatory Framework and Procedures for the Development and Adoption of Sanitary and Phytosanitary Measures Submission by Australia at the Meeting of 29-30 March 1995, G/SPS/W/7, Geneva, WTO

WTO. 1995b. Summary of the Meeting Held on 29-30 March 1995, G/SPS/R/1, Geneva, WTO

WTO. 1995c. Consistency in Risk Management Decisions, G/SPS/W/16, Geneva, WTO

WTO. 1995d. Summary of the Meeting Held on 26-27 June 1995, G/SPS/R/2, Geneva, WTO

WTO. 1995e. Statement Made by the FAO/WHO Codex Alimentarius Commission at the Meeting of 15 - 16 November 1995, G/SPS/W/42, Geneva, WTO

WTO. 1995f. Summary of the Meeting Held on 15-16 November 1995, G/SPS/R/3, Geneva, WTO

WTO. 1996a. Recommended Notification Procedures, G/SPS/7, Geneva, WTO

- WTO. 1996b. Summary of the Meeting Held on 29-30 May 1996, G/SPS/R/5, Geneva, WTO
- WTO. 1997a. Risk Analysis, G/SPS/W/80, Geneva, WTO
- WTO. 1997b. Summary of the Meeting Held on 19-20 March 1997, G/SPS/R/7, Geneva, WTO
- WTO. 1997c. EC Measures Concerning Meat and Meat Products (Hormones): Report of the Panel, WT/DS26/R/USA, Geneva, WTO 8月
- WTO. 1998a. EC Measures Concerning Meat and Meat Products (Hormones): Report of the Appellate Body, WT/DS26/AB/R, WT/DS48/AB/R, Geneva, WTO
- WTO. 1998b. Australia Measures Affecting Importation of Salmon: Report of the Panel, WT/DS18/R/, Geneva, WTO
- WTO. 1998c. Summary of the Meeting Held on 10-11 June 1998, G/SPS/R/11, Geneva, WTO
- WTO. 1998d. Australia Measures Affecting Importation of Salmon: Report of the Appellate Body, WT/DS18/AB/R, Geneva, WTO
- WTO. 1998e. Japan Measures Affecting Agricultural Products: Report of the Panel, WT/DS76/R, Geneva, WTO
- WTO. 1999a. Summary of the Meeting Held on 11-12 November 1998, G/SPS/R/13, Geneva, WTO
- WTO. 1999b. Japan Measures Affecting Agricultural Products: Report of the Appellate Body, WT/DS76/AB/R, Geneva, WTO
- WTO. 1999c. Review of the Operation and Implementation of the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, G/SPS/12, Geneva, WTO
- WTO. 1999d. Summary of the Meeting Held on 10-11 March 1999, G/SPS/R/14, Geneva, WTO
- WTO. 1999e. Recommended Notification Procedures - Revision, G/SPS/7/Rev.1, Geneva, WTO
- WTO. 2000a. Summary of the Meeting Held on 15-16 March 2000, G/SPS/R/18, Geneva, WTO
- WTO. 2000b. Minutes of Meeting Held on 3 and 8 May 2000, WT/GC/M/55, Geneva, WTO
- WTO. 2000c. Guidelines to Further the Practical Implementation of Article 5.5, G/SPS/15, Geneva, WTO
- WTO. 2000d. Summary of the Meeting Held on 21-22 June 2000, G/SPS/R/19, Geneva, WTO
- WTO. 2001a. Equivalence, Note by the Secretariat, G/SPS/W/111, Geneva, WTO

- WTO. 2001b. Experience of Equivalence in the Area of Sanitary and Phytosanitary Measures, Submission by Japan, G/SPS/GEN/261, Geneva, WTO
- WTO. 2001c. Summary of the Meeting Held on 10-11 July 2001, G/SPS/R/22, Geneva, WTO
- WTO. 2001d. Summary of the Special Meeting on Equivalence Held on 18-19 September 2001, G/SPS/R/23, Geneva, WTO
- WTO. 2001e. Decision on the Implementation of Article 4 of the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, G/SPS/19, Geneva, WTO
- WTO. 2001f. Summary of the Special Meeting on Equivalence Held on 24 October 2001, G/SPS/R/24, Geneva, WTO
- WTO. 2001g. Implementation-related issues and concerns Decision of 14 November 2001, WT/MIN(01)/17, Geneva, WTO
- WTO. 2002a. Recommended Procedures for Implementing the Transparency Obligations of the SPS Agreement (Article 7) - Revision, G/SPS/7/Rev.2, Geneva, WTO
- WTO. 2002b. Summary of the Meeting Held on 19-21 March 2002, G/SPS/R/26, Geneva, WTO
- WTO. 2002c. Notification of Determination of the Recognition of Equivalence of Sanitary or Phytosanitary Measures - Decision by the Committee - Addendum, G/SPS/7/Rev.2/Add.1, Geneva, WTO
- WTO. 2002d. Summary of the Meeting Held on 25-26 June 2002, G/SPS/R/27, Geneva, WTO
- WTO. 2002e. Decision on the Implementation of Article 4 of the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, G/SPS/19/Add.1, Geneva, WTO
- WTO. 2003a. Summary of the Meeting Held on 7-8 November 2002, G/SPS/R/28, Geneva, WTO
- WTO. 2003b. Summary of the Meeting Held on 2-3 April 2003, G/SPS/R/29, Geneva, WTO
- WTO. 2003c. Decision on the Implementation of Article 4 of the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, G/SPS/19/Add.2, Geneva, WTO
- WTO. 2003d. Japan Measures Affecting the Importation of Apple: Report of the Appellate Body, WT/DS245/R, Geneva, WTO
- WTO. 2003e. Summary of the Meeting Held on 24-25 June 2003, G/SPS/R/30, Geneva, WTO

- WTO. 2003f. Japan Measures Affecting the Importation of Apple: Report of the Appellate Body, WT/DS245/AB/R, Geneva, WTO
- WTO. 2003g. Summary of the Meeting Held on 29-30 October 2003, G/SPS/R/31, Geneva, WTO
- WTO. 2004a. Summary of the Meeting Held on 17-18 March 2004, G/SPS/R/33, Geneva, WTO
- WTO. 2004b. Decision on the Implementation of Article 4 of the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, Revision including clarifications adopted by the Committee, Revision, G/SPS/19/ Rev.1, Geneva, WTO
- WTO. 2004c. Decision on the Implementation of Article 4 of the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, Revision, G/SPS/19/ Rev.2, Geneva, WTO
- WTO. 2004d. Summary of the Meeting Held on 22-23 June 2004, G/SPS/R/34, Geneva, WTO
- WTO. 2005a. Summary of the Meeting Held on 27-28 October 2004, G/SPS/R/35, Geneva, WTO
- WTO. 2005b. Summary of the Meeting Held on 9-10 March 2005, G/SPS/R/36, Geneva, WTO
- WTO. 2005c. Japan Measures Affecting the Importation of Apple, Recourse to Article 21.5 of the DSU by the United States: Report of the Panel, WT/DS245/RW, Geneva, WTO
- WTO. 2005d. Clarification of Article 6 of the SPS Agreement, G/SPS/GEN/588, Geneva, WTO
- WTO. 2005e. Summary of the Meeting Held on 29-30 June 2005, G/SPS/R/37, Geneva, WTO
- WTO. 2006a. Summary of the Special Meeting on Article 6 (Regionalization) Held on 30-31 January 2006, G/SPS/R/38, Geneva, WTO
- WTO. 2006b. Issues in the Application of Article 6 of the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures Background Document, G/SPS/GEN/640, Geneva, WTO
- WTO. 2006c. Issues in the Application of Article 6 of the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures Background Document Revision, G/SPS/GEN/640/Rev.1, Geneva, WTO

- WTO. 2006d. European Communities Measures Affecting the Approval and Marketing of Biotech Products: Reports of the Panel, WT/DS291/R, WT/DS292/R, WT/DS293/R, Geneva, WTO
- WTO. 2007a. Second Review of the Operation and Implementation of the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures -Transparency enhancement proposal, G/SPS/GEN/778, Geneva, WTO
- WTO. 2007b. Summary of the Meeting of 27-28 June 2007, G/SPS/R/45, Geneva, WTO
- WTO. 2008a Workshop on Transparency Held on 15-16 October 2007, G/SPS/R/47, Geneva, WTO
- WTO. 2008b. Guidelines to Further the Practical Implementation of Article 6 of the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, G/SPS/48, Geneva, WTO
- WTO. 2008b. Summary of the Meeting of 2-3 April 2008, G/SPS/R/49, Geneva, WTO
- WTO. 2008c. Recommended Procedures for Implementing the Transparency Obligations of the SPS Agreement (Article 7) as of 1 December 2008 - Revision, G/SPS/7/Rev.3, Geneva, WTO
- WTO. 2010a. Australia Measures Affecting the Importation of Apples from New Zealand: Report of the Panel, WT/DS367/R, Geneva, WTO
- WTO. 2010b. United States Certain Measures Affecting Imports of Poultry from China: Report of the Panel, WT/DS392/R, Geneva, WTO
- WTO. 2014a. Procedure to encourage and facilitate the resolution of specific sanitary or phytosanitary issues among Members in accordance with article 12.2, G/SPS/61, Geneva, WTO
- WTO. 2014b. Summary of the Meeting of 9-10 July 2014, G/SPS/R/75, Geneva, WTO
- WTO. 2014c. India Measures Concerning the Importation of Certain Agricultural Products: Report of the Panel, WT/DS430/R, WT/DS430/R/Add.1, Geneva, WTO
- WTO. 2015a. India Measures Concerning the Importation of Certain Agricultural Products: Report of the Appellate Body, WT/DS430/AB/R, Geneva, WTO
- WTO. 2015b. United States Measures Affecting the Importation of Animals, Meat and Other Animal Products from Argentina: Report of the Panel, WT/DS447/R, WT/DS447/R/Add.1 Geneva, WTO
- WTO. 2016. Russian Federation Measures on the Importation of Live Pigs, Pork and Other Pig Products from the European Union Report of the Panel, WT/DS475/R, WT/DS475/R/Add.1, Geneva, WTO

- WTO. 2017a. Russian Federation Measures on the Importation of Live Pigs, Pork and Other Pig Products from the European Union Report of the Appellate Body: WT/DS475/AB/R, Geneva, WTO
- WTO. 2017b. Summary of the Meeting of 2-3 November 2017, G/SPS/R/88, Geneva, WTO
- WTO. 2018a. Korea Import Bans, and Testing and Certification Requirements for Radionuclides: Report of the Panel, WT/DS495/R, WT/DS495/R/Add.1, Geneva, WTO
- WTO. 2018b Catalogue of instruments available to WTO Members to Manage SPS Issues, G/SPS/63, Geneva, WTO
- WTO. 2018c. Summary of the Meeting of 1-2 March 2018, G/SPS/R/90, Geneva, WTO
- WTO. 2018d. Recommended Procedures for Implementing the Transparency Obligations of the SPS Agreement (Article 7) - Revision, G/SPS/7/Rev.4, Geneva, WTO
- WTO. 2019. Korea Import Bans, and Testing and Certification Requirements for Radionuclides: Report of the Appellate Body, WT/DS495/AB/R, Geneva, WTO
- WTO. 2022a Summary of the Meeting of 22-24 June 2022, G/SPS/R/107, Geneva, WTO
- WTO. 2022b Summary of the Meeting of 9-11 November 2018, G/SPS/R/108, Geneva, WTO
- WTO. 2023a. Recommended procedures for implementing the transparency obligations of the SPS Agreement (Article 7) - Revision, G/SPS/7/Rev.5, Geneva, WTO
- WTO. 2023b. Committee on Sanitary and Phytosanitary Measures Major Decisions and Document, Geneva, WTO

https://www.wto.org/english/tratop_e/sps_e/sps_major_decisions_e.pdf

(2024年1月8日閲覧)

(邦語文献)

飯田敬輔, 2007 『国際政治経済』 東京大学出版会

石川義道, 2016 「【WTO パネル・上級委員会報告書解説⑮】 インドー鳥インフルエンザを理由とした特定農産品の輸入禁止 (DS430) -地域主義に基づく衛生植物検疫措置の実施に向けて-」 独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/16010007.html>

(2024年1月8日閲覧)

石川義道, 2017 「【WTO パネル・上級委員会報告書解説⑲】 米国ーアルゼンチン産の動物, 肉, 他の動物性生産品の輸入関連措置 (DS447) -輸入解禁要請に伴う審査手続の遅延と SPS 協定の規律-」 独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/17070015.html>

(2024年1月8日閲覧)

石川義道, 2017 「【WTO パネル・上級委員会報告書解説⑳】 ロシアーEU産の生きている豚, 豚肉及び他の豚製品の輸入関連措置 (DS475) -地域主義を定める SPS 協定 6条の規律内容の明確化-」 独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/17110015.html>

(2024年1月8日閲覧)

植田大祐, 2017 「EUのFTA政策と日EU経済連携協定の概要」『岐路に立つEU総合調査報告書』国立国会図書館

ウォルツ, ケネス, 1979, (河野勝・岡崎知子訳, 2010) 『国際政治の理論』勁草書房

遠藤芳英, 2009 『コーデックス入門—FAO/WHO 国際食品規格委員会の活動を知る—』
社団法人 国際農林業協働協会

<http://jaicaf.or.jp/fao/publication/codex.pdf>

(2024年1月8日閲覧)

大矢根聡, 2012 『国際レジームと日米の外交構想 WTO・APEC・FTAの転換局面』 有斐閣

鬼武一夫・浜野弘昭・細野秀和・山口隆司, 2022 「座談会「コーデックスの未来、期待すること」」『明日の食品産業』食品産業センター No.527

外務省経済局国際機関第一課, 1996 『解説 WTO協定』日本国際問題研究所

片田さおり, 2015 「アメリカのTPP政策と日本」『国際問題』日本国際問題研究所
No. 644

川島富士雄, 2005 「WTO 紛争解決了解における司法化の諸相 DSU 運用の10年を振り返って」『日本国際経済法学会年報』第14号

川瀬剛志, 2005a 「「法それ自体」案件におけるWTO紛争解決履行制度の機能—米国の事例を中心として—」『RIETI Discussion Paper Series』独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/05030011.html>

(2024年1月8日閲覧)

川瀬剛志, 2005b 「ドーハ・ラウンドにおける WTO 紛争解決了解の「改善と明確化」より一層の司法化の是非をめぐって」 『日本国際経済法学会年報』 第14号

川瀬剛志, 2019a 「Special Report: 韓国・放射性核種輸入制限事件再訪－WTO 上級委員会報告を受けて－」 独立行政法人経済産業研究所

https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/105.html

(2024年1月8日閲覧)

川瀬剛志, 2019b 「韓国・放射性核種事件にみる WTO 紛争解決手続きの限界 実効的な紛争解決を拒む不完全な二審性」 『国際問題』 第686号

京極(田部) 智子, 2014 「農業と農産物と食品をめぐる WTO の最近の動向」 『農業・食料の世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究 2013 年度報告書』 (出版年、報告書名については、以下のリンク上からは直接確認できなかったため、他のインターネット上の情報から類推し記載)

<https://www.waseda.jp/inst/oris/assets/uploads/2015/10/e697a21b9111249129607d7747bc7f9d.pdf>

(2024年1月8日閲覧)

キングダム, ジョン, 2011, 笠京子訳, 2017 『アジェンダ・選択肢・公共選択』 勁草書房
クラズナー, ステューブン・D, 1983, 河野勝監訳, 2020 『国際レジーム』 勁草書房

経済産業省編, 2006 『2006年版不公正貿易報告書』

経済産業省編, 2021 『2021年版不公正貿易報告書』

経済産業省編, 2023 『2023年版不公正貿易報告書』

熊谷優子, 2015 「食品リスク分析に関する研究」 東京大学提出博士論文

厚生労働省, 2004 「今後の残留農薬等に係る基準の設定について」 厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会残留農薬・動物用医薬品部会 (2004年2月2日開催) 資料

小林献一, 2008 「WTO 紛争解決手続の正統性と透明性－私的利益／公的利益モデルによる DSU 交渉の現状分析－」 『RIETI Discussion Paper Series』 独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/08j002.pdf>

(2024年1月8日閲覧)

コヘイン, ロバート, 1984, 石黒馨・小林誠訳, 1998 『覇権後の国際政治経済学』 晃洋書房

小室程夫, 2011 『国際経済法』 信山社

鈴木基史, 2000 『社会科学の理論とモデル 2 国際関係』 東京大学出版会

鈴木基史, 2017 『グローバル・ガバナンス論講義』 東京大学出版会

鈴木基史・飯田敬輔編, 2021 『国際関係研究の方法 [解説と実践]』 東京大学出版会

- 城山英明, 2013 『国際行政論』 有斐閣
- 角倉一郎, 2015 『ポスト京都議定書を巡る多国間交渉 規範的アイデアの衝突と調整の背景 政治力学』 法律文化社
- 邵洪範, 2019 『貿易自由化と規制権限』 東京大学出版会
- 邵洪範, 2020 「【WTO パネル・上級委員会報告書解説③】 韓国－放射性核種事件 (DS495)－放射能汚染を理由とした通商規制に関する SPS 協定上の争点－」 独立行政法人経済産業研究所
<https://www.rieti.go.jp/publications/summary/20110007.html>
 (2024 年 1 月 8 日閲覧)
- 平覚, 2019 「韓国－日本産水産物等の輸入規制上級委員会報告」『2019 年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』 経済産業省
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyuka/2019/19-5.pdf
 (2024 年 1 月 8 日閲覧)
- 滝川敏明, 2010 『WTO 法 実務・ケース・政策』 三省堂
- 辻山弥生, 2008 「食品安全行政を巡る状況」『日本獣医師会雑誌』 日本獣医師会 第 61 巻 第 10 号
- 筒井清輝, 2022 『人権と国家』 岩波書店
- デーヴィス, クリスティーナ, 2004、都丸善央・河野勝訳, 2006 「国際制度とイシュー・リンケージ：農業貿易の自由化に向けて」『制度と秩序の政治経済学』 東洋経済新報社
- 内閣府食品安全委員会, 2004 「EU、EU 加盟 3 カ国 (イタリア、デンマーク、ポルトガル) 及びスイスの食品の安全に係る緊急時対応等に関する調査」
<https://www.fsc.go.jp/fsciis/survey/show/cho20040300012>
 (2024 年 1 月 8 日閲覧)
- 内閣府食品安全委員会, 2013 「食品のリスク分析」『食品安全』 第 34 号
https://www.fsc.go.jp/sonota/kikansi/34gou/34gou_1_8.pdf
 (2024 年 1 月 8 日閲覧)
- 内記香子, 2008a 『WTO 法と国内規制措置』 日本評論社
- 内記香子, 2008b 「『貿易と環境』問題とレジーム間の相互作用－WTO と国際基準設定機関の関係から－」『国際政治』 第 153 号
- 内記香子, 2011 「【WTO パネル・上級委員会報告書解説④】 オーストラリア－ニュージーランドからのリンゴの輸入に関する措置－科学的基礎を求める SPS 協定第 5 条 1 項の義務の射程を中心に－」 独立行政法人経済産業研究所
- 内記香子, 2016 「7 衛生植物検疫 (SPS) 措置 ver.2 (2016/8/26)『Web 解説 TPP 協定』 独立行政法人経済産業研究所
https://www.rieti.go.jp/projects/tpp/pdf/7_sps_v2.pdf

(2024年1月8日閲覧)

中川淳二, 2012 「米国 - 中国からの家禽類の輸入に関する措置事件」『2011年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』経済産業省

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2011/11-8.pdf

(2024年1月8日閲覧)

中川淳二・清水章雄・平寛・間宮勇, 2003 『国際経済法』有斐閣
公益財団法人日本食品衛生協会「コーデックス（食品の国際規格）」

<https://www.n-shokuei.jp/eisei/codex.html>

(2024年1月8日閲覧)

農林水産省「コーデックス食品規格策定ステップ」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/step.html>

(2024年1月8日閲覧)

農林水産省「食品の安全性に関するリスクアナリシス用語」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/index-5.pdf>

(2024年1月8日閲覧)

農林水産省消費・安全局植物防疫課, 2004 「第5回植物検疫に関する研究会の議事概要」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kenkyu_kai/pdf/040319_summary.pdf

(2024年1月8日閲覧)

農林水産省, 2008a 「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/sop/pdf/080401sop_jp.pdf

(2024年1月8日閲覧)

農林水産省, 2008b 「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続の制定について」食料・農業・農村政策審議会第8回家畜衛生部会配布資料

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12566289/www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/bukai_08/pdf/data2.pdf

(2024年1月8日閲覧)

ハート, H. L. A. 長谷部恭男訳, 2014 『法の概念（第3版）』 筑摩書房

林正徳, 2014 「主要国の地域貿易協定におけるSPS条項-グローバル・ルールとローカル・ルールの「重畳化」の事例分析-」『農業・食料の世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究 2013年度研究報告書』（出版年、報告書名については、以下のリンク上からは直接確認できなかったため、他のインターネット上の情報から類推し記載）

<https://www.waseda.jp/inst/oris/assets/uploads/2015/10/77a338ae8cc97aa64751dfc5e3d58024.pdf>

(2024年1月8日閲覧)

林正徳, 2016 「TPP と食品の安全性-TPP 協定の関連条項の分析-」『国際農林業協力』国際農林業協働協会 Vol39, No2

林正徳・弦間正彦, 2019 『『ポスト貿易自由化時代』の貿易ルール-WTO と「メガ FTA」』農林統計出版

藤岡典夫, 2007 「EC-バイテク産品 (GMO) 事件」『農業バイオプロジェクト研究資料 第1号』農林水産政策研究所

<https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/19bio1.html>

(2024年1月8日閲覧)

舟木康郎, 2015 「植物検疫に関する国際的枠組みの形成と機能の変遷 (II)」『植物防疫』日本植物防疫協会 第69巻第7号

舟木康郎, 2016 「植物検疫に関する国際紛争における制度選択」政策研究大学院大学博士論文

松尾真紀子, 2016 「コンセンサスに基づく国際食品安全規格基準の形成－意思決定における考慮事項と交渉プロセス分析」東京大学大学院博士論文

松下満雄, 2007 「EC の GMO 規制」『2006 年度 WTO の紛争処理に関する調査研究報告書』経済産業省

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2006/06-11.pdf

(2024年1月8日閲覧)

松下満雄・米谷三以, 2015 『国際経済法』東京大学出版会

松下満雄・清水章雄・中川淳司編, 2009 『ケースブック WTO 法』有斐閣

三浦秀之, 2022 「TPP 交渉参加をめぐる各国の動機と政策意思決定過程」『杏林社会科学研究』第37巻3, 4合併号

宮城島一明, 2012 「国際獣疫事務局の沿革と役割」『獣医疫学雑誌』第16巻第2号

宮野洋一, 1998 「DS26/48: EC・ホルモン牛肉に関する措置 (上級委)」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (1998 年度版)』

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-4.pdf

(2024年1月8日閲覧)

森秀勲, 2019 「USMCA(新 NAFTA)の注目点 : 米国と各国との間の貿易交渉を検証する一材料として」『経済のプリズム』参議院事務局 第178号

山下一仁, 2008 『食の安全と貿易 WTO・SPS 協定の法と経済分析』日本評論社

山本吉宣, 2008 『国際レジームとガバナンス』有斐閣

山田友紀子, 2016 「食品安全・リスクアナリシス及びレギュラトリーサイエンス」『日本リスク研究学会誌』26(2)

横山理恵子, 2004 「動物および畜産物の輸入リスク分析ハンドブック(第1巻)の紹介」
『獣医疫学雑誌』第8巻第2号

図表

表2 (SPS 委員会における主要な決定又は文書)

WTO ウェブページ¹¹⁴に掲載されているもの (※は加盟国の権利及び義務を追加・免除するものではないとの趣旨の文言が記載されている文書、# は加盟国の権利、義務に関する法的解釈を提示するものではないとの趣旨の文言が記載されている文書を指す。)

番号	名称及び文書番号	採択年 ¹¹⁵	概要
1	Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures	1994	SPS 協定
2	Committee's Rules of Procedure	(a)	SPS 委員会の手続規定 WTO 閣僚会合及び一般理事会の手続規定
	(a) Rules of Procedure for Meetings of the Committee on SPS Measures (G/L/170)	1997	
	(b) Rules of Procedure for Sessions of the Ministerial Conference and Meetings of the General Council (WT/L/161)	1996	
	(c) Working Procedures of the Committee (G/SPS/1)	1995	SPS 委員会の実施手続 (委員会議事の通報手続等)
3	Procedure to Monitor the Process of International Harmonization(G/SPS/11/Rev.1) (G/SPS/40)	1997	国際基準の利用状況の監視のための SPS 委員会における手続を提示
		2004	

¹¹⁴ https://www.wto.org/english/tratop_e/sps_e/decisions06_e.htm

(2024 年 1 月 8 日閲覧)

¹¹⁵ 番号 2 (a) は承認の年、4 及び 10 は決定の年。その他の番号は採択の年 (SPS 委員会の文書ではない 1 及び 2(b)を除く。)。なお、改訂がなされている文書については、それぞれの改訂の年も記載している。

4	Decision on the Implementation of Article 4 of the Agreement on the Application of SPS Measures (Equivalence)(G/SPS/19/Rev.2) ※	2001 2004 2004	「同等性」に関する SPS 協定第 4 条の実施にあたり、輸入国が行うべき事項（措置の根拠や目的の説明等）など提示
5	Guidelines to Further the Practical Implementation of Article 5.5 (Consistency)(G/SPS/15) ※	2000	「適切な保護の水準」に関し、輸入国が行うべき行動（措置から水準を決定する際の手続等）を提示
6	Guidelines to Further the Practical Implementation of Article 6 of the Agreement on the Application of SPS Measures (Regionalization)(G/SPS/48) ※	2008	「地域主義」の実施における透明性の向上のために、輸入国が行うべき行動（清浄/非清浄地域の認識、手続の公開）を提示
7	Recommended Procedures for Implementing the Transparency Obligations of the SPS Agreement (Article 7) (G/SPS/7/Rev.5) ※	1996 1999 2002 2008 2018 2023	各国が SPS 協定に基づいて自国の措置を通報する際の、タイミング、情報を求められた場合の対応、通報に用いる様式等を規定。改訂に伴い、通報に含まれるべき情報を精緻化。
8	Collection of available tools and resources in relation to SPS approval procedures (G/SPS/67) #	2023	SPS 協定における承認手続に関する利用可能な手法とリソースを提示
9	Recommendations in relation to SPS approval procedures (G/SPS/68) #	2023	承認手続に関して各国が行うべき事項（遠隔監査の実施など現代的な技術の使用）を提示
10	Procedure to Enhance Transparency of Special and Differential Treatment in Favour of Developing Country Members (G/SPS/33/Rev.1) ※	2004 2009	開発途上の国のための特別かつ異なる待遇の透明性を向上させるための手続（輸入国が開発途上国に特別かつ異なる待遇を提供する際の通報手続等）を提示
11	Report on Proposals for Special and Differential Treatment (G/SPS/35)	2005	特別かつ異なる待遇に関連して SPS 委員会で行われた議論（9 条及び 10 条改正を求める議論等）に関する報告

12	Procedure to Encourage and Facilitate the Resolution of Specific Sanitary or Phytosanitary issues among Members in Accordance with Article 12.2 (G/SPS/61)※	2014	SPS 協定 12.2 条に基づく特別の協議 (ad hoc consultation) に関する手続を提示
13	Actions Regarding SPS-Related Private Standards (G/SPS/55)	2011	民間規格 (Private Standards) に関して、SPS 委員会、加盟国が行うべき事項 (民間規格に関する実際的な定義の発展等) を提示
14	Ministerial Decision on Implementation-Related Issues and Concerns (WT/MIN(01)/17)	2001	第 4 会 WTO 閣僚会議における「実施に関する決定」。SPS 協定 10.2 条の輸入国が新たな SPS 措置を段階的に導入する余地がある場合に開発途上国に与えられる「遵守のための一層長い期間」は、6 ヶ月以上とすること等を決定。
15	Catalogue of instruments available to WTO Members to manage SPS issues (G/SPS/63) ※	2018	加盟国が SPS 措置を管理するための手法 (SPS 協定等に基づき輸入国に対して要求可能な事項、SPS 委員会で利用可能な手続) のカタログ
16	Review of the Operation and Implementation of the Agreement on the Application of SPS Measures (G/SPS/64 and G/SPS/64/Add.1)	2020	SPS 協定 12.7 条に基づく、第 5 次の協定の運用及び実施について検討 (第 5 次) に関する報告
17	Sanitary and Phytosanitary Declaration for the Twelfth WTO Ministerial Conference: Responding to Modern SPS Challenges (WT/MIN(22)/27)	2022	第 12 回 WTO 閣僚会議における決定 (加盟国の権利・義務を再確認。国際的な農業の状況の変化に対応するため、SPS 委員会において新たな作業計画を立ち上げる。)
18	Sanitary and Phytosanitary Declaration for the Twelfth WTO Ministerial Conference: Responding to Modern SPS Challenges - Factual Summary of the Work Programme (G/SPS/70)	2023	第 12 回 WTO 閣僚会議における決定を実施するための作業計画 (タイムラインなど) について定めるもの

表 3.1 (SPS 協定との整合性が争われた紛争における主要な争点)

表中の「○」は、当該条項が「主要な見解」として記載されていることを示す。附は、それぞれ附属書 A から C を意味する。また、米国・動物類事件においては、リスク評価に関連して 5 条全体（主として 5.1 条）としても争点とされている

DS 番号	事件名	主要な争点への該当																						
		1	2.2.	2.3	3.1	3.2	3.3	5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.7	6.1	6.2	7	8	10.1	11	附 A (1)	附 B	附 C (1)	他
18	豪州・サーモン						○					○	○											
26 48	EC・ホルモン				○	○	○					○												
76	日本・農産物		○				○					○	○											
245	日本・りんご		○				○						○											
291 292 293	EC・バイテク		○				○						○					○					○	○
367	豪州・りんご		○	○			○	○				○	○					○		○	○		○	
392	米国・家禽類	○		○			○	○				○						○						○
430	インド・農産物		○	○	○	○	○	○				○		○	○									
447	米国・動物類			○	○		○			○		○		○				○	○					
475	ロシア・アフリカ 豚熱			○		○	○	○	○	○		○			○									
495	韓国・放射線核種			○								○	○					○	○				○	○

表 3.2 (各国の紛争処理における主張の変容の有無)

	米国	欧州	日本
科学	<p>【変容なし】</p> <p>一貫して、SPS 措置を実施する国の義務を強調する立場からの主張</p>	<p>【やや変容あり】</p> <p>日本・農産物事件までは、パネルが各国に代わり科学的判断を行うことを明確に否定。</p> <p>日本・リンゴ事件では、加盟国の権利を強調する立場は維持するものの、既存の解釈で容認される範囲の主張に転換</p>	<p>【変容あり】</p> <p>日本・農産物事件等では、SPS 措置を実施する国の権利を強調する立場から主張。豪州・リンゴ事件では、SPS 措置を実施する国の権利を強調する立場は維持。ただし、既存の上級委員会報告書に即した主張に転換。</p>
国際基準	<p>【変容なし】</p> <p>概ね EC・ホルモン事件において上級委員会による提示された解釈を前提とした主張を継続。</p>	<p>【変容あり】</p> <p>EC・ホルモン事件では、SPS 協定 3.1 条は加盟国が国際基準に絶対的に従う義務がないことを明確化するものとの立場。ロシア・アフリカ豚熱事件では、EC・ホルモン事件に即し SPS 措置実施国の義務を指摘</p>	<p>【変容は確認できない】</p> <p>国際基準が法的効力を伴うことについては否定的。(WTO 発足当時の解釈も同様。)</p>
適切な保護の水準	<p>【やや変容あり】</p> <p>適切な保護の設定について WTO 加盟国の権利を強調することは継続しているが、上級委員会解釈に依拠した主張に転換。5.6 条違反をもたらす代替措置についても、既存の解釈に即した主張を実施。</p>	<p>【変容あり】</p> <p>EC・ホルモン事件では、5.5 条の SPS 措置を実施する国の義務を限定的に解釈。</p> <p>豪州・リンゴ事件から、上級委員会報告書の解釈に沿った主張も見られる。</p>	<p>【変容の可能性あり】</p> <p>5.5 条に関連して SPS を講じる国の義務を明確化する立場を採用。(WTO 発足時には想定していなかった) 上級委員会報告書において提示された解釈を用いることで日本の主張を展開。</p>

表 4.1 (中期計画、戦略枠組及び戦略計画の概要)

対象期間	1993～1998	1998～2002	—	2008～2013	2014～2019
名称	中期計画	中期計画	戦略枠組	戦略計画	戦略計画
検討期間 (検討年数)	1992～1993	1997～1999	2000年～2001 (戦略枠組の検討期間)	2005～2007	2011～2013
単語数	約 360 ワード	約 1200 ワード	約 3100 ワード	約 7300 ワード	約 4000 ワード
構成	14 のプログラムエリアごとに、中期計画を記載	冒頭、一般的アプローチ及び課題を記した後、中期計画を記載	戦略ビジョン声明、導入部等の後に 6 の目的を記載	3 部(導入等、5 の目標毎の行動、実施(指標等))による構成	戦略目標、目的、行動の順に記載を細分化。また、ワークプランとして測定指標等を記載
「調和」の使用の有無	プログラムエリア、中期計画の双方に調和を目指す旨の記載有	記載なし	基準順守が消費者の健康促進にとって重要等の記載有(全 4 か所)	基準順守が消費者の健康促進にとって重要等の記載有(全 3 か所)	記載なし
発展途上国への言及	なし	計画中、3 か所で特記有(特別な配慮等)	4 の目的で途上国を特記(能力構築等)	6 の行動で途上国を特記(参加等)	5 の行動で途上国を特記(参加等)
基準採択数 ¹¹⁶ (計画等採択の年)	14 (1993 年)	31 (1999 年)	41 (2001 年)	44 (2007 年)	25 (2013 年)

¹¹⁶ 総会における採択件数であり、基準の他に運用指針、ガイドラインを含む。2013 年については、食品添加物並びに農薬及び動物用医薬品の残留基準値に関する採択は含まないため、それ以前の基準策定数との比較はできない(総会報告書の記載変更によるもの。)

表 4.2 (SPS 委員会ガイドラインの概要)

対象	同等性	ALOP	地域主義	通報
策定、改訂の年	2001, 2004, 2004	2000	2008	2006, 2009, 2002, 2008 2018, 2023
策定根拠 (きっかけ)	WTO 閣僚会合	SPS 協定 5.5 条	SPS 協定 12.7 条による検討 を踏まえたチリの提案	WTO 準備委員会
主要な論点	同等性認定を行う 輸入国の義務	ALOP と科学との関係	タイムフレーム設定 国際基準との役割分担	通報の時期、対象、内容
主な対立構造	途上国 対 先進国	輸出国 対 輸入国	輸出国 対 輸入国	判然とせず
国際基準参照	あり (IPPC に基準)	あり	あり	多数あり
テキストにおける 紛争解決処理の影響	確認できない	あり	確認できない	確認できない
Shall 使用の有無	あり	なし (協定引用部を除く)	限定的	限定的 (normally などの留保あり)
途上国への言及 (配慮) の有無	あり	なし	なし	あり (多数)
他の SPS 委員会 ガイドラインの参照	あり (ALOP ガイドライン)	なし	なし	あり (地域主義ガイドライン)
事務局の関与の度合い	高い	比較的薄い (加盟国間が対立)	比較的薄い (加盟国間が対立)	高い

表5 (通報義務の比較 (通常の通報) ¹¹⁷⁾)

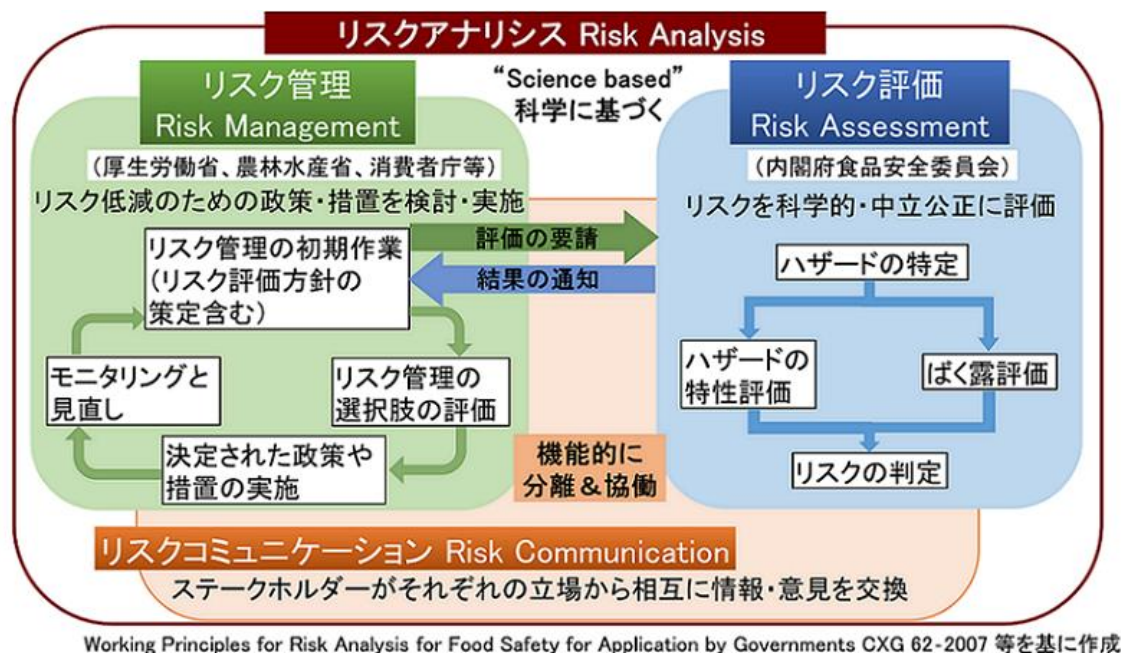
	WTO・SPS 協定 (付属書 B)	通報ガイドライン (第5次改訂版)	TPP・SPS 章 7.13 条
通報対象	国際基準等と実質的に同一でなく、貿易に著しい影響を及ぼすおそれがある措置 (5)	貿易に著しい影響を及ぼすおそれがある全ての措置の通報を奨励 (2.3)	貿易に影響を及ぼす可能性がある措置 (3項)
通報内容	製品、目的、必要性に関する簡潔な記述 (5 (b))	SPS 措置の要約、目的、理由、関連する国際基準等に有無 (努力義務) (Annex-A)	WTO 協定で定める通報内容に加え、国際基準等と適合しない措置の場合は、要請に応じて、関連する文書を提供 (6項)
コメント提出のための期間	適当な期間 (5(d))	通常少なくとも 60 日 (Annex-A)	通常少なくとも 60 日 (4項)
公表から施行までの期間	適当な期間 (2)	通常少なくとも 6 か月と解する (Annex-A) (第4回 WTO 閣僚会合決定事項)	(最終的な措置の公表から) 6 か月を超える期間を置くべき (12項) (努力義務)
実質的変更を伴う修正を行った場合の最終的な措置の通報内容	(記載なし)	(記載なし)	(実質的変更有の場合) 目的、理由、方法及び修正内容 (10項)

¹¹⁷ 緊急通報、追加、改訂、修正のための手続は別途規定されている。

図 2.1 (SPS 協定における国際基準設定機関)

名称	コーデックス委員会	OIE 事務局	IPPC 事務局
分野	食品安全	動物衛生	植物防疫
設置年 ¹¹⁸	1963 年	1924 年	1952 年
設置根拠	第 11 回 FAO 総会決定	国際獣疫事務局 創設協定	国際植物防疫条約
基準の形式	コーデックス規格	OIE コード (WOAH コード)	植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)
事務局所在地	ローマ	パリ	ローマ

図 2.2 (参考) リスクアナリシスのイメージ図 (内閣府食品安全委員会)¹¹⁹



¹¹⁸ コーデックス委員会、OIE については設立年、IPPC 事務局については国際植物防疫条約発効の年。

¹¹⁹ https://www.fsc.go.jp/yougoshu/kensaku_analysis.html#item070

(2024 年 2 月 7 日閲覧)

図 2.3 (影響の経路)

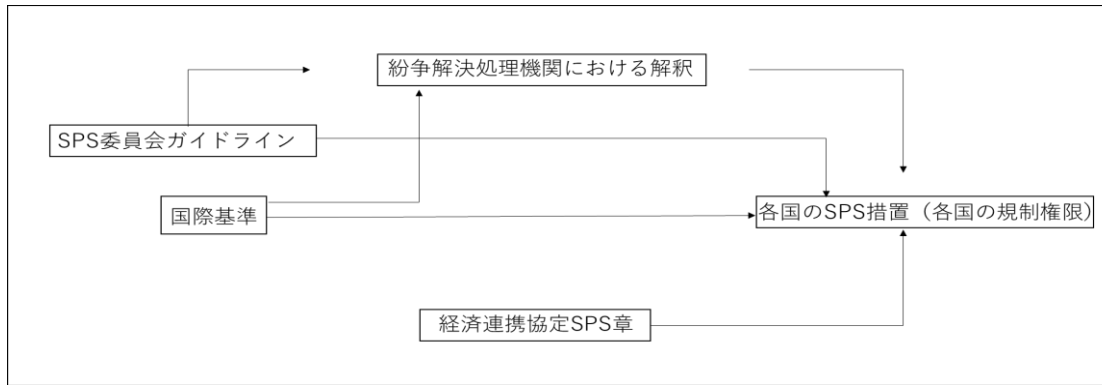


図4 (1992年以降のコーデックス中期目標、中期計画関連事項)

年月	関連する出来事
1992年6月3日	【コーデックス】1997年執行委員会開催・中期目標検討開始
1993年6月24日 同年7月7日	【コーデックス】1998年執行委員会開催・中期目標検討 【コーデックス】1998年執総会開催・中期目標採択
1995年1月	【WTO】WTO発足・WTO・SPS協定発効
1996年6月20日	【WTO】EC・ホルモン事件パネル構成
1997年6月19日 同年6月23日 同年8月18日	【コーデックス】1997年執行委員会開催・中期計画検討開始 【コーデックス】1997年総会開催 【WTO】EC・ホルモン事件パネル報告書回付
1998年1月16日 同年2月13日 同年6月5日	【WTO】EC・ホルモン事件上級委員会報告書回付 【WTO】EC・ホルモン事件上級委員会報告書採択 【コーデックス】1998年執行委員会開催
1999年6月28日	【コーデックス】1999年総会開催・中期計画採択

図6 (法化の相互作用)

